

令和2年6月定例会

# 横芝光町議会会議録

令和2年 6月5日 開会

令和2年 6月11日 閉会

横芝光町議会

## 令和 2 年 6 月 横芝光町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (6月5日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
発言訂正申出書の提出	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	4
諸般の報告	4
町長所信表明	6
議案第 1 号ないし議案第 1 9 号、報告第 1 号及び報告第 2 号、議案第 2 0 号の上程、 説明	9
資料の差し替え	62
一般質問	62
小 倉 弘 業 君	62
休会の件	76
散会の宣告	76

### 第 2 号 (6月10日)

議事日程	77
本日の会議に付した事件	77
出席議員	77
欠席議員	77
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	77

職務のため出席した者の職氏名	78
開議の宣告	79
一般質問	79
川島富士子君	79
森川貴恵君	96
宮菌博香君	112
秋鹿幹夫君	128
山崎義貞君	141
散会の宣告	157

### 第 3 号 (6月11日)

議事日程	159
本日の会議に付した事件	160
出席議員	161
欠席議員	161
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	161
職務のため出席した者の職氏名	161
開議の宣告	162
諸般の報告	162
議案第1号審議(質疑・討論・採決)	162
議案第2号審議(質疑・討論・採決)	163
議案第3号審議(質疑・討論・採決)	163
議案第4号審議(質疑・討論・採決)	168
議案第5号審議(質疑・討論・採決)	169
議案第6号審議(質疑・討論・採決)	169
議案第7号審議(質疑・討論・採決)	170
議案第8号審議(質疑・討論・採決)	171
議案第9号審議(質疑・討論・採決)	172
議案第10号審議(質疑・討論・採決)	173
議案第11号審議(質疑・討論・採決)	173

議案第12号審議（質疑・討論・採決）	189
議案第13号審議（質疑・討論・採決）	190
議案第14号審議（質疑・討論・採決）	191
議案第15号審議（質疑・討論・採決）	192
議案第16号審議（質疑・討論・採決）	194
議案第17号審議（質疑・討論・採決）	195
議案第18号審議（質疑・討論・採決）	195
議案第19号審議（質疑・討論・採決）	197
議案第20号審議（質疑・討論・採決）	197
発議第1号の上程、説明	198
発議第1号審議（質疑・討論・採決）	199
請願の件	199
日程の追加	201
発議第2号審議（質疑・討論・採決）	201
発議第3号審議（質疑・討論・採決）	202
閉会の宣告	202
署名議員	203

6 月 定 例 会

(第 1 号)

## 令和 2 年 6 月 横芝光町議会定例会

### 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 6 月 5 日 (金曜日) 午前 1 0 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長所信表明
- 日程第 5 議案第 1 号ないし議案第 1 9 号、報告第 1 号及び報告第 2 号、議案第 2 0 号について (町長 政務報告、提案理由説明)
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 休会の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員 (1 6 名)

1 番	小 倉 弘 業 君	2 番	森 川 貴 恵 君
3 番	印 東 彦 治 君	4 番	秋 鹿 幹 夫 君
5 番	宮 藺 博 香 君	6 番	山 崎 義 貞 君
7 番	越 川 一 雄 君	8 番	庄 内 賢 一 君
9 番	鈴 木 和 彦 君	1 0 番	鈴 木 輝 男 君
1 1 番	川 島 仁 君	1 2 番	川 島 富 士 子 君
1 3 番	鈴 木 克 征 君	1 4 番	鈴 木 唯 夫 君
1 5 番	八 角 健 一 君	1 6 番	川 島 勝 美 君

欠席議員 (なし)

---

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長		林雅弘君	企画空港課長	平山貴之君
財政課長		椎名雄一君	環境防災課長	北田勝也君
税務課長		鈴木正広君	住民課長	川嶋修君
産業課長		及川雅一君	都市建設課長	川島敏彦君
福祉課長		向後和彦君	健康こども長	萩原浩己君
食肉センター長		佐久間真一君	東陽病院長	渡邊奨君
会計管理者		大木敏江君	教育長	押尾良晴君
教育課長		椎名淳君	社会文化課長	霞澄人君

---

職務のため出席した者の職氏名

局	長	市原通雄	書	記	齋藤美紀
---	---	------	---	---	------

---

### ◎開会の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名、全員です。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより令和2年6月横芝光町議会定例会を開会します。

なお、今定例会中、総務課秘書広報班などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

(午前 9時59分)

---

### ◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の会議を開きます。

---

### ◎発言訂正申出書の提出

○議長（鈴木克征君） 日程に入る前に、3月定例会の一般質問における発言訂正申出書の提出が佐藤町長からありましたので配付させていただきました。

その内容は、2月28日開催の3月定例会における一般質問の答弁について、発言の訂正を求めるものです。

訂正すべき発言は、「「COOL CHOICE」宣言ができるのは、都道府県及び政令市ということでございます。」という発言を、「「COOL CHOICE」宣言については、先進自治体の事例を参考に今後、調査研究させていただきます。」と訂正するものであります。

なお、発言の訂正は、発言のあった会期中に議長の許可を得る必要があります。

この申出書は、会期外の提出であることから、発言の訂正は認められませんが、事実経過を記録して残すことといたします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

6番 山崎 義貞 議員



10番 鈴木輝男 議員

を指名します。

---

### ◎会期決定の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会を本日から6月12日までの8日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から6月12日までの8日間と決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

なお、説明員である課長に異動がありましたので、ここで紹介をお願いします。

紹介は自己紹介をお願いします。

総務課長から順をお願いします。

○総務課長（林 雅弘君） それでは、令和2年度4月の定期人事異動で課長職に変更がございましたので、私、総務課長から自己紹介という形で、自己紹介をさせていただきます。総務課長の林雅弘でございます。本年で3年目になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画空港課長（平山貴之君） 企画空港課長の平山貴之です。企画空港課長は2年目となります。今年度もどうかよろしくお願いいたします。

○産業課長（及川雅一君） 産業課長を拝命いたしました及川雅一と申します。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○福祉課長（向後和彦君） おはようございます。福祉課長を拝命いたしました向後和彦でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○健康こども課長（萩原浩己君） おはようございます。健康こども課長の萩原浩己と申しま

す。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○都市建設課長（川島敏彦君） おはようございます。都市建設課長の川島敏彦と申します。

3年目になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○財政課長（椎名雄一君） 財政課長の椎名雄一です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境防災課長（北田勝也君） 環境防災課長の北田勝也と申します。初めての課長ですので、よろしくお願ひいたします。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） おはようございます。東陽病院事務長の渡邊奨と申します。

3年目になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○食肉センター所長（佐久間真一君） おはようございます。東陽食肉センター所長を拝命いたしました佐久間真一と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○税務課長（鈴木正広君） 昨年に引き続きまして、税務課長を務めさせていただきます鈴木正広と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育課長（椎名 淳君） 教育課長を拝命いたしました椎名淳と申します。よろしくお願ひいたします。

○社会文化課長（霞 澄人君） おはようございます。社会文化課長を拝命いたしました霞澄人と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○住民課長（川嶋 修君） おはようございます。住民課長を拝命いたしました川嶋修と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○会計管理者（大木敏江君） おはようございます。4月の人事異動で会計管理者を拝命しました大木敏江です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木克征君） 以上で自己紹介を終わります。

次に、請願の付託についてご報告します。

今期定例会に受理しました請願2件は、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の民生文教常任委員会に付託したので、ご報告します。

次に、本日、町長から議案及び追加議案の送付があり、これを受理したのでご報告いたします。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

3月5日に開催された令和2年山武郡市環境衛生組合議会第1回定例会について、鈴木和彦議員。

〔9番議員 鈴木和彦君登壇〕

○9番（鈴木和彦君） おはようございます。

去る3月5日に開催された令和2年山武郡市環境衛生組合議会第1回定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は、追加議案1議案を含む6議案でございます。

議案第1号は、山武郡市環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。本案は、会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付についての規定を整備し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するために提案したものであります。

議案第2号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。本案は、新たに制度化された会計年度任用職員制度の導入に伴い、その関係する条例に所要の改正を行う必要が生じたため、改正が必要となる関係条例を一括して整備をするために提案したものであります。

議案第3号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき職員給与の改定を提案したものであります。

議案第4号は、令和元年度山武郡市環境衛生組合一般会計補正予算第3号についてであります。本案は既定の歳入歳出予算額に、歳入歳出それぞれ2,854万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,051万8,000円に補正するものでございます。

議案第5号は、令和2年度山武郡市環境衛生組合一般会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,400万円と定めるもので、前年度当初と比較しますと6,400万円の増額、7.9ポイント増の予算を提案したものであります。

議案第6号は、監査委員の選任についてであります。本案は、地方自治法196条第1項により規定する監査委員のうち、議員から選任する委員について、平山弘議員を提案し、議会の同意を求めるため提案したものであります。

提案された6議案は、いずれも原案どおり可決されました。

以上、令和2年山武郡市環境衛生組合議会第1回定例会の概要報告とさせていただきます。

〔9番議員 鈴木和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎町長所信表明

○議長（鈴木克征君） 日程第4、町長から所信表明の申出がありますので、発言を許可します。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、令和2年6月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には、時節柄ご多用にもかかわらずご出席をいただき誠にありがとうございます。

冒頭で議長からご報告いただきましたとおり、2月28日開催の3月定例会における一般質問の答弁について、訂正させていただきました。

今後、このようなことのないよう答弁内容は十分精査し、慎重を期したいと考えております。

それでは開会に当たりまして、今後の町政運営について私の所信の一端を申し述べる機会をいただいたことは誠に光栄であり、心よりお礼申し上げます。

これまで3期12年の施策の推進に当たりましては、皆様のご理解とご協力をいただけたからこそなし得たものであり、深く感謝申し上げます。

このたび、町民皆様の信頼を賜り、4期目の町政運営の重責を担わせていただくに当たりましては、改めて初心に戻って日々、町の発展と町民の皆様の安心のため努力を重ねてまいります。

さて、猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の感染拡大により日本を含めた世界に与える影響は計り知れず、日々の暮らしはもとより経済全体が大きく変化していくものと考えております。

当町におきましては成田空港の機能強化、圏央道の開通など町を取り巻く環境が大きく変化しようとしている中、今後生じる様々な影響をプラスに変える知恵を、議員各位をはじめとした町民の皆様と出し合い、心一つにしながら、安全・安心なふるさとづくりと地域振興に向けて、これからの4年間、次に掲げる点を重点施策として取り組んでまいりたいと考えております。

1つ目は、「安全・安心」であります。長年の懸案となっております栗山川の治水対策についてであります。機能強化により拡張される空港敷地からの雨水が栗山川へ流入するようになるため、防災上の観点から治水対策を千葉県に働きかけ、推進してまいります。また、重要な防災拠点である横芝光消防署であります。老朽化が進んでいるため建て替えを行い

ます。併せて災害対策本部を設置する役場庁舎や避難所となる公共施設を強化整備し、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

2つ目は「高齢者福祉・医療の向上」であります。

東陽病院や昨年度開設した訪問看護ステーションとともに、地域包括支援センターを軸に医療介護の連携を推進し、サービスの充実を図ってまいります。そのためにも東陽病院の医師、看護師を確保しつつ、介護予防教室等の充実を図りながら、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

3つ目は「子育て支援」であります。

4月に開設した子育て世代包括支援センターを中心に妊娠、出産、産後ケアから子育てを通じ、安心して楽しい育児ができるよう支援してまいります。

また、築50年以上を経過した横芝小学校等を建て替え、未来を担う子供たちを育てるのにふさわしい教育環境を備えた学校づくりを進めてまいります。併せて小中学校体育館の冷房設備の設置についても検討してまいります。

4つ目は「地域振興」であります。

騒防法に係る第1種区域が拡大されたことから、用途地域の見直しは喫緊の課題となっており、併せて成田空港関連の企業誘致、雇用創設のためにも、横芝光町土地利用ビジョンを踏まえて都市計画の見直しを行い、横芝光インターチェンジ周辺などの適切な土地利用の誘導に向け取り組んでまいります。

また、循環バス、成田便、乗合タクシーといった公共交通の充実を図りながら、横芝駅のエレベーター設置によるバリアフリー化に向け、JR東日本と協議を重ね、着実に進めているところでございます。

さらには、ほ場整備等により農業生産基盤の整備に努めてまいります。

5つ目は「道路整備」であります。

これまで整備に取り組んできた幹線道路を早期に開通し、事業の成果を発揮させながら、今後見込まれる空港への就業者増大に向け、横芝光町への定住を促すためにも、成田空港に直結する幹線道路の整備を促進いたします。

6つ目は「騒音対策」であります。

成田空港の更なる機能強化に伴い、増額される見込みの空港周辺対策交付金を財源として、地区への補助金の全地区交付によりコミュニティ活動を活性化し、町単独事業による騒音地区以外へのエアコン設置補助により住環境の向上と、騒音地区への固定資産税軽減補助、エ

アコン電気代の補助拡大による生活支援を充実させてまいります。

以上、私の所信の一端を述べさせていただきましたが、具体的な施策の推進につきましては、町民の代表であります議会の皆様と協議を重ねながら進めてまいりたいと考えておりますので、より一層のご指導とご協力を重ねてお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

---

## ◎議案第1号ないし議案第19号、報告第1号及び報告第2号、議案第2

### 0号の上程、説明

○議長（鈴木克征君） 日程第5、議案第1号ないし議案第19号、報告第1号及び報告第2号、議案第20号を一括議題とします。

町長から政務報告並びに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、6月議会定例会開会に当たりまして、現在の町の動き等諸般の報告を申し上げます。

初めに、5月末日をもって出納を閉鎖いたしました令和元年度の各会計の現時点での決算概要について、ご報告申し上げます。

初めに、令和元年度横芝光町一般会計の決算見込みについてでございますが、歳入総額は110億6,968万円、歳出総額は103億8,934万円で、形式収支では6億8,034万円の黒字となる見込みでございます。このうち、繰越明許費、及び事故繰越しに係る今年度への繰越財源2億4,364万円を差し引いた4億3,670万円余りが実質的な剰余金として今年度への繰越金となると見込んでおります。

また、令和元年度の町債借入額は、合併特例債と臨時財政対策債を中心に5億6,330万円となる見込みであります。一方、一般会計に属する基金残高は36億6,114万円となる見込みで、主なものは財政調整基金15億7,545万円、公共施設総合管理基金7億8,174万円、地域振興基金4億6,689万円となっております。

続いて、国民健康保険特別会計の決算見込みでございますが、歳入総額は29億9,856万円、歳出総額は29億4,546万円で、形式収支では5,310万円程度が今年度へ繰越しとなる見込みでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は2億9,117万円、歳出総額は2億7,575万円で、形式収支では1,542万円程度が今年度へ繰越しとなる見込みでございます。

続いて、介護保険特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は24億8,601万円、歳出総額は23億4,415万円で、形式収支では1億4,186万円程度が今年度へ繰越しとなる見込みでございます。

次に、農業集落排水事業特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は5,904万円、歳出総額は5,754万円で、形式収支では150万円程度が今年度へ繰越しとなる見込みでございます。

続いて、東陽食肉センター特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は2億1,148万円、歳出総額は1億7,948万円で、形式収支では3,200万円程度が今年度へ繰越しとなる見込みであります。繰入れと繰越しの合計5,900万円を鑑みた実質単年度収支では、約2,700万円の赤字となりました。

東陽病院事業会計の決算見込みについてであります。患者数につきましては、入院が延べ2万739人、病床利用率は57.4%で、前年度と比較しますと4,588人、病床利用率で12.0ポイントの減となりました。外来についても前年度に比べ337人減の延べ3万9,504人でありました。

続いて、収支状況についてであります。病院運営に係る収益的収入は15億3,018万円で、収益的支出は15億3,588万円であり、収支差引きでは570万円の赤字となりました。次に、資本的収入は2億7,716万円であり、企業債償還金及び医療機器購入を主とした資本的支出は3億7,647万円となり、収支差引きで不足する9,931万円は過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしました。

令和元年度は、3階病棟等改修工事に伴いまして入院制限をせざるを得ない状況もあったことから、赤字決算となりました。

以上、令和元年度の各会計の決算見込みにつきまして、現時点での概要を申し述べさせていただきます。

続きまして、令和2年度の主な事業のうち、本議会で改めてご報告申し上げる必要のある事業等について、述べさせていただきます。

初めに、企画空港課関係についてであります。特別定額給付金につきまして、令和2年4月27日時点で町の住民基本台帳に記録されている方2万3,448人に対して、お一人につき

10万円を給付する制度であり、オンライン申請は5月14日から、郵送申請は5月19日から受付を開始したところでございます。

給付状況でございますが、5月22日を初日として行い、本日までに全体の91.4%に当たる2万1,437人分の支払いを予定しているところでございます。

今後も速やかに給付が完了するよう事務手続を行うとともに、申請期限である8月19日まで、未申請世帯へのフォローを行う考えでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてであります。新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じて地方創生を図るため、国から1億2,422万円を限度として交付されることとなりました。

当町といたしましては、この交付金を活用して甚大な影響を受けている中小企業、個人事業主や子育て世帯の皆様を中心として支援すべく、関連経費の補正予算案を本議会へ提出させていただいたところでございます。

なお、国では令和2年度第2次補正予算案の中でこの地方創生臨時交付金の拡充を含めて検討していることから、その動向を注視してまいります。

次に、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和元年度をもって終了したことから、第1期での取り組みを継承しつつ町の新たな飛躍に向けた一步を踏み出すため、第2期創生総合戦略を令和2年3月に策定いたしました。

第2期創生総合戦略では、5つの目標を立て、それぞれの目標に対する数値目標を達成するために戦略期間5年間の具体的な施策と重要業績評価指標、いわゆるKPIを設定し、鈴木シティマネジャーを中心に各事業の進捗管理を行いながら地方創生に取り組んでまいります。

特に、成田空港の更なる機能強化に伴う空港内外の就業者増の対応策として、町内に住宅を取得する方に対して、奨励金を交付することで町の人口の減少を抑制し、将来にわたって安定した人口構造を保つため、関連経費の補正予算案を本議会へ提出させていただいたところでございます。

次に、横芝駅へのエレベーター設置についてでございます。平成28年度に基本設計を行い、その後幾度もJR東日本、国土交通省などに対して要望協議を重ねたところ、今年度、JR東日本がエレベーター設置に向けた詳細設計を実施していただける見通しとなりました。



ので、関連経費の補正予算案を本議会へ提出させていただいたところでございます。

次に、「成田空港の更なる機能強化」に係る進捗状況についてであります。いわゆる騒防法及び騒特法の告示が4月1日より施行されました。これに伴い町内の騒防法第1種区域が拡大され、空港会社等による防音工事が行えることとなりましたので、今後設定予定である隣接区域の説明と並行して関係住民の方へ周知を図ってまいります。

また、空港周辺対策交付金は令和2年度から増額となる見込みであるため、関連経費の補正予算案を本議会へ提出させていただいたところでございます。この交付金を活用して、航空機騒音に係る環境対策事業の充実を図る一方で、地域振興に資する施策を実施することで、「騒音に負けないまちづくり」を目指してまいります。

続いて、財政課関係についてであります。本議会に提案させていただいております。令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてであります。今年度の当初予算につきましては、継続している事業や経常的経費を中心とした骨格予算として編成したことから、今回の補正予算案では、成田空港の更なる機能強化に伴う騒音対策や地域振興事業のほか、公共施設改修工事などの新規事業や、都市計画マスタープラン見直しなどの臨時的経費を中心に、新型コロナウイルス感染症対策など新年度予算成立後の事由により必要となった経費を加え、本格予算としております。

補正予算の詳細につきましては、この後、議案説明の中でご説明させていただきますが、空港周辺対策交付金や、国補正予算による「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した各種事業などの計上により、補正予算の規模は8億9,817万2,000円で、補正後の一般会計予算案の総額は136億8,881万6,000円となりました。

続いて、産業課関係についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等の支援につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、中小企業者や個人事業主の皆様におかれましては、休業などによりこれまでになく厳しい経営環境にあるにもかかわらず、感染症の拡大防止にご協力いただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

この影響を受け、収入が大きく減少した中小企業や個人事業主を国が支援する持続化給付金のオンライン申請が5月1日から始まり、また、県でも中小企業再建支援金の支給が始まりました。

町でも、特に大きな影響を受けている事業者に対しまして、事業の継続を下支えするため、地方創生臨時交付金を活用した支援事業に係る関連経費の補正予算案を本議会へ提出させて

いただいたところでございます。これは、国の「持続化給付金」の対象者に一律10万円を上乗せして支給するもので、いち早く支援金がお届けできるよう迅速に進めてまいります。

次に、企業誘致についてであります。首都圏中央連絡自動車道大栄・横芝間の開通見込みや、成田国際空港の機能強化などにより、町内に事業用地や空き施設を求める企業からの問い合わせが増えておりますが、現在のところ町内2か所の工業団地に空きがなく、企業のニーズに対応できていない状況が続いております。

そこで町では、民間の空き地や空き事業所を登録・台帳化して、町内に立地を希望する企業に情報提供する「企業版 空き地バンク」に当たる企業誘致用地等登録制度を創設いたしました。この制度を有効活用することにより、企業のスピード感に対応した民間レベルの取引が活発化し、産業の振興と町民雇用の促進が図られることを期待しております。

また、平成31年3月に策定いたしました「土地利用ビジョン」で、重点戦略に掲げました横芝光インターチェンジ周辺に、今後集積される可能性が高い産業を整理し戦略を検討する「産業導入拠点形成戦略策定調査」に係る関連経費の補正予算案を本議会へ提出させていただいたところでございます。

そして、例年7月から8月中旬に開設しております海水浴場でございますが、海流調査から木戸浜は海底の地形や流れの状況により、海水浴場としては安全確保が困難である報告を調査会社から受けました。屋形海水浴場につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ライフセーバーの確保が難しいとの相談を受け、海水浴客の安全が十分に確保できないことから、今年度は両海水浴場の開設を中止する判断をいたしました。他市町の海水浴場でも中止の決定が相次ぐ状況で、観光事業者の皆様方には、大変残念ではございますが、事故防止の観点からご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、健康子ども課関係についてであります。新型コロナウイルス感染症防止対策につきまして、先の議会議員全員協議会においてご説明させていただきましたとおり、本年3月26日に千葉県が新型コロナウイルス感染症対策本部へ切り替えて設置したことから、当町といたしましても、翌日の3月27日に警戒本部から対策本部へ切り替え、4月1日に第1回対策本部会議を開催いたしました。

その後、4月7日に国から新型コロナウイルス感染症の「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条の規定により、「緊急事態宣言」に対応した町対策本部として改めて設置いたしました。以降、町対策本部会議を全6回にわたり開催し、関係機関からの情報集約や情報共有等を図り、対応策などを協議してきたところ

でございます。なお、5月25日に「緊急事態宣言」が解除されたことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づかない任意での町対策本部として設置を継続し、感染防止対策等に努めております。

一方、町内における感染者の発生状況ではありますが、4月に障害福祉施設関係者1名、感染経路不明者1名、東陽病院勤務の看護師2名、看護助手1名の計5人の感染者が発生し、併せて県からの情報提供により、町公式ホームページ等にて発表したところでございます。その後は、現時点で発生の情報はございません。町民の皆様一人一人が感染症の拡大防止に努めていただいていることに、心から感謝申し上げます。

また、感染予防や感染防止に関しまして、町民の皆様へは、町公式ホームページ、防災行政無線等を通じて情報提供や注意喚起を図ってまいりました。

今後も引き続き、情報収集や情報提供に取り組みつつ、感染防止と併せて支援策の実施に努めてまいります。

続いて、教育課関係ではありますが、5月20日の議会議員全員協議会でご説明させていただきましたとおり、横芝小学校建設に係る拡張用地が一部増加したことから、増加分を含んだ拡張用地の取得に向け、用地測量費、物件調査費及び不動産鑑定評価費等、関連経費の補正予算案を本議会へ提出させていただいたところでございます。

また、小学校建設に当たり必要となる基本理念や備えるべき機能等、設計の前提となる整備方針を定める基本構想策定業務につきましても、同補正予算案に計上させていただいたところでございます。

以上、各会計の決算見込み及び現在の各種事業の進捗状況等について、申し述べさせていただきました。

議員各位には、新型コロナウイルスの感染防止に、より一層のご協力をいただき、今後ともさらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、諸般の報告といたします。

それでは、続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の「令和2年6月横芝光町議会定例会提案理由説明書」をご覧ください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定）であります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、個人住民税の未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応とし

て、現に所有している者の申告の制度の創設のほか、法律改正に伴う所要の規定の整理を行うことについて、横芝光町税条例等の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものでございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）であります。本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更について、横芝光町国民健康保険税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものでございます。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第1号））についてであります。本案は、令和2年度国の補正予算（第1号）への対応に伴う新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における特別定額給付金の給付に要する経費について、歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものでございます。

議案第4号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、感染症や家畜伝染病等の防疫対策業務に従事した職員に支給する手当として防疫等作業手当を新設し、新型コロナウイルス感染症対策業務に従事する職員に対しても特例として支給するため、横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第5号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、一定の要件に該当する中小事業者に対する固定資産税の軽減、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長、町税の徴収猶予制度の特例等の措置が講じられたことを踏まえ、所要の整備を行うため、横芝光町税条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第6号 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症対策として給与等の支払いを受けている被保険者が

感染し、または感染の疑いがあるものとして労務に服することができなくなった場合に傷病手当金を支給するため、横芝光町国民健康保険条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第7号 横芝光町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症対策として給与等の支払いを受けている被保険者が感染した場合に、千葉県後期高齢者医療広域連合が支給する傷病手当金の申請受付事務を市町村が行うことから、横芝光町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第8号 横芝光町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、横芝光町における地域福祉の基本的な在り方を総合的に検討し、社会福祉法に基づく地域福祉支援施策の基本となる目標を示すとともに、これを実現するため、横芝光町地域福祉計画を策定することを目的に横芝光町地域福祉計画策定委員会を設置する必要があることから、横芝光町附属機関に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第9号 横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、千葉県の重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱及び重度心身障害者（児）医療給付改善事業事務取扱要領の改正により、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を医療費助成の対象とするとされたことから、当町においても同様の制度とするため、横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第10号 横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率の合計が10%に引き上げられたことに伴い、低所得者への保険料のさらなる軽減強化を行うため、横芝光町介護保険条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第11号 令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。本案は、令和2年度の当初予算を骨格予算として編成したことから、政策的経費の追加及び成田空港の更なる機能強化に伴う騒音対策等の事業並びに令和2年度国の補正予算（第1号）などへの対応に伴う経費について予算計上するものであります。

主な事業といたしましては、騒音地区補助金事業、ふれあい坂田池公園一般管理事業のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る子育て世帯応援給付金事業及

び中小企業支援金事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ8億9,817万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億8,881万6,000円とすべく提案したものでございます。

議案第12号 令和2年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症対策に係る傷病手当金及び短期人間ドックを町契約検査医療機関以外で受診した被保険者に対する助成金の追加等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ325万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,925万円とすべく提案したものでございます。

議案第13号 令和2年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、山武郡市介護認定審査会の簡素化に伴い、介護保険システムの改修に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ107万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,307万3,000円とすべく提案したものでございます。

議案第14号 令和2年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、衛生管理及び家畜伝染病予防に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ304万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,804万2,000円とすべく提案したものでございます。

議案第15号 令和2年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急性を要する事業の実施に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付を受けるべく所要の項目に補正の必要が生じたため、収益的収支予算の収入を88万1,000円増額し、収入総額を16億9,388万1,000円とするとともに、資本的収支予算の収入を114万1,000円増額し、収入総額を1億6,196万4,000円とすべく提案したものでございます。

議案第16号 横芝光町教育委員会委員の任命についてであります。本案は、横芝光町教育委員会委員の半田美智子氏の任期が令和2年6月21日をもって満了となることから、引き続き委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものでございます。

議案第17号 横芝光町監査委員の選任についてであります。本案は、横芝光町監査委員の椎名重基氏の任期が令和2年8月7日をもって満了となることから、その後任として押尾幹氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものでございます。

議案第18号 横芝光町町民会館空気調和設備機能回復工事請負契約の締結についてであります。本案は、横芝光町町民会館空気調和設備機能回復工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めべく提案したものでございます。

議案第19号 光B&G海洋センター修繕工事請負契約の締結についてであります。本案は、光B&G海洋センター修繕工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めべく提案したものでございます。

続いて、報告第1号 令和元年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告についてであります。本件は、令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）及び（第6号）で繰越明許費を設定した被災農業者支援事業ほか3事業に係る繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

報告第2号 令和元年度横芝光町一般会計事故繰越し繰越報告についてでございます。本件は、令和元年度横芝光町一般会計予算において、避けがたい事故のため年度内に支出の終わらなかった町営住宅大規模修繕事業に係る事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告するものでございます。

加えて、お手元の「令和2年6月横芝光町議会定例会追加提案理由説明書」をご覧ください。

議案第20号 横芝光町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症対策の一助となるよう、町長の給料を減額するため、横芝光町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

以上、このたび提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、各担当課長から説明を加えさせますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 町長からの提案理由説明が終わりました。

提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

（午前10時59分）

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 10 分）

---

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

次に、担当課長の説明を求めます。

議案第 1 号について、税務課長。

〔税務課長 鈴木正広君登壇〕

○税務課長（鈴木正広君） それでは、議案第 1 号及び議案第 2 号の補足説明をさせていただきます。

ピンクの表紙、議案つづり 1 ページをご覧ください。

初めに、議案第 1 号の補足説明をさせていただきます。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、法律の一部改正に伴い、条例の一部改正を緊急に行う必要が生じたため、横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定を専決処分したことから、地方自治法の規定により、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

1 枚めくっていただきまして、3 ページをご覧ください。

3 ページは、専決処分書でありまして、令和 2 年 3 月 31 日付で専決処分したものでございます。

次に、2 枚めくっていただきまして、7 ページからが改正文となります。

今回の改正条例は、3 条立てで構成されております。

第 1 条と第 2 条は施行期日の順で分けられております。また、第 3 条は昨年、平成 31 年 3 月 31 日に専決処分いたしました横芝光町税条例等の一部を改正する条例の一部改正となります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表でご説明させていただきますので、黄色の表紙、議案関係資料つづりをご覧ください。

1 ページをお開きください。

第 1 条関係の新旧対照表となります。左が現行、右が改正案で、アンダーライン部分が改正部分となります。なお、今回の税条例の改正は、令和 2 年度税制改正による法律の改正に合わせ全て法律の改正のとおり条例を改めるものでありますが、これに伴い文言、条番号



の整理及び元号改正による改正のみを行う部分につきましては、説明を割愛させていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

第1条の施行期日につきましては、原則令和2年4月1日ですが、これと異なる施行期日につきましては、都度申し上げさせていただきます。

第24条は、個人の町民税の非課税の範囲に関する規定であります。現行欄、第1項第2号に記載の「寡婦」「寡夫」とありますが、夫の「寡夫」のほうを紛れがありませんように、申し訳ありませんが、ここでは「かおっと」と読ませていただきます。この「寡夫」を「ひとり親」に改めるもので、施行期日は令和3年1月1日からとなります。これは、未婚のひとり親家庭の子供に対しても公平な税制を実現するという観点から、婚姻歴の有無による不平等と、男性のひとり親と女性のひとり親との間の不平等、これを同時に解消しようとするものです。このひとり親は子を有する寡夫及び未婚のひとり親を合わせた言葉となります。

なお、今回の改正後も、前年の合計所得金額500万円以下で、子以外の扶養親族がある死別・離別の女性に対する寡婦控除につきましては、現状のまま引き継ぐこととしております。

次に、第34条の2は、所得控除に関する規定で、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改めるもので、ここに記載はございませんが、所得控除額は30万円となります。なお、この改正によりまして、現行の婦人のほうの寡婦控除の特別加算、いわゆる特定の寡婦に関する所得控除は廃止されております。

この条と、次の2ページに移りまして、第36条の2の施行期日は、令和3年1月1日となります。

下段の第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の規定ですが、3ページに移りまして、現行欄の第1項第3号の「当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨」を削り、これに伴いまして、戻りまして2ページの見出しの「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」として「等」の文字を削るものでございます。これは、扶養親族等申告書の中にありました単身児童扶養者の欄、これが削除されまして、新たにひとり親が定義されたことによるものでございます。

申し訳ありませんが、また3ページに戻っていただきまして、第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者と扶養親族申告書の規定で、公的年金受給者におきましても、ただいまの前条の給与所得者の扶養親族申告書と同様の理由によりまして、見出しの「等」の文字及び現行欄第1項の「若しくは単身児童扶養者である者」と同項3号を削るものでございます。

4 ページに移っていただきまして、第54条は、固定資産税の納税義務者等の規定となりますが、所有者不明土地に係る固定資産税の課題への対応といたしまして、次の5ページの第4項で、固定資産の所有者が不明である場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができるとし、町は登録しようとする場合は、あらかじめ当該使用者に通知しなければならないとしております。

また、新たに加えます第5項では、町が相当な努力が払われたと認められる方法により、探索を行ってもなお固定資産の所有者が不明である場合には、あらかじめ通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる、としております。

2枚めくって、8ページに移っていただきまして、右の改正案の第74条の3は、現所有者の申告に関する規定を新たに加えております。町内の土地または家屋について、登記簿または土地補充課税台帳、もしくは家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている個人が死亡している場合において、当該土地または家屋を所有している現所有者は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、当該現所有者の住所及び氏名または名称、その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を町長に提出しなければならないとしております。

また、このページ下段から9ページにかけました第75条の固定資産に係る不申告に関する過料に関する規定に、ただいまの第74条の3の申告がなかった場合を加えてございます。

第94条は、たばこ税の課税標準に関する規定となります。第2項で葉巻たばこの課税方式に関し、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数について、葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ0.7本に換算するとしています。これは、近年、紙巻たばこに類似する葉巻たばこが登場し、紙巻たばこの代替品として販売量が急速に増加していると言われますが、たばこの葉の製品重量が軽い葉巻たばこは、紙巻たばこに比べて税負担が軽いという課題に対応したものです。施行期日は令和2年10月1日となりますが、激変緩和のため段階的に税額を上げますことから、本条例第2条で再度の改正を行っております。

10ページに移っていただきまして、第96条は、たばこ税の課税免除に関しまして、第2項を新たに加えております。卸売販売業者等が輸出または輸出の目的で輸出業者等に売渡しをする場合の課税免除の要件に関する手続を簡素化する規定となります。現行では、課税免除の適用を受けるためには、卸売販売事業者等が町長に提出する町たばこ税申告書に課税免除

事由に該当することを証明する書類を添付する必要がありましたが、今後は、申告書に課税免除の適用を受けようとするたばこ税額を記載して、かつ課税免除事由に該当することを証明する書類を保存している場合に限り適用としております。

11ページに移りまして、下段の附則第3条の2の延滞金の割合等の特例に関する規定の改正につきましては、次の12ページにかけまして、第1項で、延滞金の割合に関し町税の猶予等の適用を受けた場合の延滞金については、当該徴収の猶予等をした期間の猶予特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、猶予特例基準割合としております。

また、12ページの第2項中に第52条とありますが、これは、法人町民税の納期限を延長する場合の延滞金に関する規定となります。この延滞金の割合は、各年度、平均貸付割合に年0.5%を加算した割合が年7.3%に満たない場合は、その年中については、平均貸付割合に0.2%を加算した割合とするものです。この附則第3条の2と、次の附則第4条の施行期日は令和3年1月1日となります。

1枚めくっていただきまして、14ページ中ほどの附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に関する規定となりますが、特例の適用期限を3年間延長して、令和6年までとしています。

次の15ページの附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に関する規定となりますが、この法附則第15条とは、固定資産税等の課税標準の特例に関する規定でございます。

次の16ページに移っていただきまして、新たに追加します中ほどの第17項にあります法附則第15条第3項第2号ハに規定する設備とは、電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の電気設備で、水力発電設備5,000キロワット以上のものをいいます。

また、次の17ページで新たに追加します第25項にあります法附則第15条第47項は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に、水防法の規定で浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の課税標準に関する規定となります。

次の附則第10条の4から、飛びまして、3枚めくっていただきます。3枚めくっていただきまして、下の23ページの附則第16条第4項までは、条番号の整備及び元号改正による改正となります。

そのページ下段の附則第17条は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定となります。

1枚めくっていただきまして、次の24ページの4行目に、租税特別措置法第35条の3第1項を加えておりますが、これは都市計画区域内の低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例控除が新たに創設されたことによります。

附則第17条の2の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関しまして、適用期限を令和5年までとし、3年間延長してごさいます。

先ほどの附則第17条と附則第17条の2の施行期日は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日としておりますが、法律の施行日が令和2年4月1日でありましたことから、これらの規定の施行日は令和3年1月1日となります。

1枚めくっていただきまして、27ページからは、第2条関係となります。

第2条の施行期日は、原則令和4年4月1日となりますが、これと異なる施行期日につきましては、都度申し上げさせていただきます。

27ページの第19条から、2枚めくっていただきまして、30ページ上段の表の部分の第31条第1項までは、文言と条番号等の整理であります。

また、第3項は、法人税の改正に伴い改正するものでございます。

下段の第48条は、法人の町民税の申告納付に関する規定となります。

1枚めくっていただきまして、33ページから34ページにかけました現行欄の第9項は、法人税において企業グループ全体を一つの納税単位とする現行の連結納税制度に代えて、グループ通算制度に移行されますことから、国税の見直しに合わせて削るものです。このグループ通算制度とは、企業グループ内の各法人を納税単位としつつも、損益通算等の調整を行うという制度となります。

35ページに移っていただきまして、下段の第50条は、法人の町民税に係る不足額と納付の手続に関する規定となりますが、1枚めくっていただきまして、36ページの第3項は、先ほどの法人税の連結納税制度を見直したことにより削るものでございます。

施行期日は令和4年1月1日となります。

また、次の37ページの第52条の法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定につきましては、第4項、第5項、次の38ページに移っていただきまして、第6項を先ほどの第48条で法人税の連結納税制度を見直したことによりまして削るもので、この規定の施行期日も令和4年1月1日となります。

第94条は、たばこ税の課税標準に関する規定となりますが、第1条でご説明いたしました葉巻たばこの2段階目の改正となります。葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本として換算していたものを、紙巻たばこ換算で1本とするものです。

施行期日は令和3年10月1日となります。

1枚めくっていただきまして、次の40ページからは、第3条関係となります。

第3条は、昨年、平成31年3月31日に専決処分いたしました横芝光町税条例等の一部を改正する条例（平成31年横芝光町条例第7号）を一部改正するものでございます。

新旧対照表中の第3条は、第1条で、「寡夫と単身児童扶養者」を「ひとり親」に換えておりますが、この「ひとり親」を第24条の個人の町民税の非課税の範囲に加えましたことから、この規定を削るものでございます。

なお、次の第5項から、1枚めくっていただきまして、43ページ下段の附則第8条までの規定の改正内容につきましては、この横芝光町税条例等の一部を改正する条例の公布が、元号を改める政令の公布前でありましたことから、平成を令和に元号改正するものでございます。

申し訳ありませんが、ピンクの表紙の議案つづりに戻っていただきまして、18ページをご覧ください。

下3行目から附則となります。

附則第1条の施行期日は、ただいま説明の中で都度申し上げさせていただいたものです。

19ページ下段の附則第2条から、2枚めくっていただきまして、22ページ下段の附則第7条までは、経過措置となります。

最終行の附則第8条から、1枚めくっていただきまして、24ページの最終行までにかかけました附則第11条は、平成27年から平成30年までに制定されました横芝光町税条例等の一部を改正する条例の附則部分につきまして一部改正するものです。改正内容につきましては、元号改正によるものとなります。

参考資料といたしまして、黄色の表紙、議案関係資料つづりの44ページから54ページまでに、その内容を記載させていただきましたので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、雑駁でございますが、議案第1号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔税務課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第2号について、税務課長。

〔税務課長 鈴木正広君登壇〕

○税務課長（鈴木正広君） 議案第2号の補足説明をさせていただきます。

ピンクの表紙の議案つづり25ページをご覧ください。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、政令の一部改正に伴い条例の一部改正を緊急に行う必要が生じたため、横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を専決処分したことから、地方自治法の規定により、これを議会に報告し承認を求めますのでございます。

1枚めくっていただきまして、27ページをご覧ください。

27ページは専決処分書でございます。令和2年3月31日付で専決処分したものでございます。

次に、2枚めくっていただきまして、31ページをご覧ください。

31ページは改正文となります。改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、申し訳ありませんが、黄色の表紙の議案関係資料つづり55ページをご覧ください。

初めに、第2条第2項は、国民健康保険税のうち基礎課税額、いわゆる医療給付費分の賦課限度額を改めるもので、現行の61万円から63万円に引き上げることとしております。

次に、第4項は、介護納付金分の課税限度額を改めるもので、現行の16万円を17万円に改めるものでございます。

次に、第21条は、国民健康保険税の減額に関する規定となりますが、61万円を63万円に、また、16万円を17万円に改めますのは、減額後の基礎課税額の賦課限度額を第2条第2項及び第4項に合わせて引き上げるものでございます。

1枚めくっていただきまして、56ページに移っていただきまして、第21条第1号から第3号までは、減額対象となる軽減判定所得の基準を定めております。

第2号は、5割軽減に関する規定となりますが、現行では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき額を28万円としておりますが、これを28万5,000円に引き上げるものでございます。

次の第3号は、2割軽減に関する規定で、現行では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき額を51万円としておりますが、これを52万円に引き上げるものでございます。

この改正により、軽減対象世帯の枠が広がり、課税額は減額となります。

なお、第21条第1号では、7割軽減の基準が規定されておりますが、今回はこの改正はご

ざいませぬ。

また、附則第7項の長期譲渡所得に係る国民健康保険税の特例の規定と、次の57ページの附則第8項の短期譲渡所得に係る国民健康保険税の特例の規定につきましては、租税特別措置法第35条の3、第1項を加えております。これは、新たに都市計画区域内の低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例控除が創設されたことによる改正となります。

次に、申し訳ありませんが、ピンクの表紙の議案つづりに戻っていただきまして、31ページをご覧ください。中ほどとなります。

附則第1項は施行期日で、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。ただし、附則第7項及び第8項の規定は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日としておりますが、法律の施行日が令和2年4月1日でありましたことから、これらの規定は令和3年1月1日からの施行となります。

附則第2項は適用区分で、施行後の規定は令和2年度以後の国民健康保険税に適用し、令和元年度までは従前の例によるとするものです。

以上で議案第2号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔税務課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第3号について、財政課長。

〔財政課長 椎名雄一君登壇〕

○財政課長（椎名雄一君） 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第1号））について、ご説明申し上げます。

ピンク色の表紙の議案つづり、33ページをご覧ください。

本案は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、令和2年度の国の補正予算（第1号）で創設された国庫補助金を受け、町が特別定額給付金給付事業を実施するに当たり、歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し承認を求めるものであります。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。

別冊となっております令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）の補正予算書をご用意いたします。

令和2年度横芝光町の一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入

歳出それぞれ23億7,064万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億9,064万4,000円とするものです。

次のページをお願いします。

2ページ、3ページは、第1表歳入歳出予算補正で、本補正予算に係る款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額となります。

次のページをお願いします。

4ページ、5ページ、次の6ページまでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認ください。

それでは、歳入歳出の内容についてご説明申し上げます。

7ページをお願いします。

初めに、歳入です。

15款2項1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金23億7,064万4,000円は、説明欄にありますとおり特別定額給付金給付補助金で、所要経費の全額が国から交付されるものです。

8ページをお願いします。

続いて、歳出です。

2款1項総務管理費に、新たに14目として、特別定額給付金給付費を設け23億7,064万4,000円を計上したものです。

右側の説明欄をご覧ください。

特別定額給付金給付事業といたしまして、初めに職員手当222万4,000円は、短期間で給付を実施できるよう、時間外勤務手当として200万円、管理職員特別勤務手当分として22万4,000円の計上です。

次の需用費は、給付事務に係る各種消耗品代50万円です。

次の役務費のうち通信運搬費415万円は、申請書の送付返信及び給付決定通知書の送付に係る郵便代で、手数料110万円は給付金の銀行口座振込手数料でございます。

次の委託料のうち、電算処理委託料150万円は、申請書や返信用封筒等の作成に係る委託料。次の特別定額給付金システム改修委託料66万円は、住民情報系システムを改修して、給付事務に利用できるようにするための委託料です。

使用料及び賃借料の事務機器賃借料51万円は、給付事務用として借り上げるコピー機とプリンターの複合機2台分の賃借料です。

負担金、補助及び交付金は、特別定額給付金として23億6,000万円の計上です。給付額は



1人につき10万円、給付対象者数は、基準日である4月27日時点の住民基本台帳登録人数にDV避難者などの不確定要素分を加え2万3,600人での積算となっています。

9ページ以降は給与費明細書で、事業実施に伴う時間外勤務手当等の職員手当が増額になっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔財政課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第4号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） それでは、議案第4号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

ピンクの表紙、議案つづり37ページからとなります。黄色の表紙、議案関係資料つづりは58ページからとなりますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

本案は、先ほど町長が提案理由で申し上げましたとおり、感染症患者の救護や、家畜伝染病蔓延防止対策、汚染された場所の消毒作業等に従事した職員に支給する手当として、防疫等作業手当を新設し、新型コロナウイルス感染症対策業務に従事する職員に対しても、特例として支給するため、横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

黄色の表紙、議案関係資料つづり、58ページの新旧対照表にてご説明を申し上げますので、ご用意のほうをよろしくをお願いいたします。

まず、第2条、特殊勤務手当の種類に第17号として防疫等作業手当を追加し、同条第18項に対象となる業務を新たに規定いたしました。

次に、第3条の改正は、第2条に第18項を追加したことによるものです。

次に、附則第3項に、防疫等作業手当の特例として、新型コロナウイルス感染症の業務に従事した際に、防疫等作業手当を特例として支給すべく規定をいたしました。

附則第4項では、手当の額を、作業に従事した日1日につき3,000円、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いがある者の身体に接触して、または、これらの者に長時間にわたり接触して行う作業、その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては4,000円とすると、新たに規定をいたしました。

別表は、今回定める防疫等作業手当の額を、日額380円を超えない範囲内で、規則で定め

る額とするものであります。

ピンクの表紙、議案つづりの40ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例、附則第3項及び第4項の規定は、令和2年1月27日から適用するとしたものでございます。

この適用期日につきましては、国の人事院規則遡及適用期日に合わせたものでございます。以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第5号について、税務課長。

〔税務課長 鈴木正広君登壇〕

○税務課長（鈴木正広君） それでは、議案第5号の補足説明をさせていただきます。

ピンクの表紙の議案つづり、43ページをご覧ください。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講じるため、横芝光町税条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

なお、本税条例の改正につきましては、地方税法の改正に合わせ改めるものでございます。

1枚めくっていただきまして、45ページをご覧ください。

改正文となります。今回の改正条例は、2条立ての構成で、施行期日の順で分けられています。

第1条は公布の日からの施行となり、第2条は令和3年1月1日からの施行となります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表でご説明させていただきますので、黄色の表紙、議案関係資料つづりをご覧ください。

60ページをお願いいたします。

第1条関係の新旧対照表となります。附則第10条は読替規定となりますが、改正案1行目のアンダーラインの第61条と第62条は、今回の地方税法の改正により追加されました附則を表しております。この附則第61条は、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例に関する規定となります。

また、附則第62条は、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例となります。

この追加された2つの特例を2行目の横芝光町税条例第61条の固定資産税の課税標準に関する規定、第8項に加えるものでございます。

附則第10条の2は、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に関する規定で、固定資産税等の課税標準の特例となります。

第24項冒頭の法附則第15条第41項は、中小事業者が生産性向上特別措置法の施行の日から、令和3年3月31日までの間に、認定先端設備等導入計画に従って取得した償却資産に係る固定資産税の軽減措置の特例に関する規定であります。これに括弧書きで、生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として、同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、課税標準を零とする規定を加えております。

次の第27項は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、新たに加える規定となります。

冒頭の法附則第62条は、先ほどの附則第10条にありました新型コロナウイルス感染症に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に関する固定資産税の課税標準の特例に関する規定でありまして、市町村の条例で定める割合は零とするものであります。

また、括弧書きで、生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として、同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する家屋及び構築物にあつても、課税標準を零とするものです。

61ページに移りまして、附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税に関する規定となります。軽自動車税環境性能割の税率に関し1%分軽減する措置を令和3年3月31日まで6か月間延長するものであります。この措置による減収額は、全額国費で補填されます。

附則第24条は、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に係る手続等に関する規定となりまして、第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用するとしております。これは町税条例第9条第7項で、徴収猶予に関する申請書の訂正または添付すべき書類の提出に関する期間を20日としておりますが、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予にも、この規定を準用するとするものです。

1枚めくっていただきまして、次の62ページからは、第2条関係となります。

附則第10条及び次の附則第10条の2は、法律改正による条番号の整理で、次の63ページにかけました附則第25条は、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例に関する規定を加えております。

指定期間内に行った指定行事のうち、町長が指定するものの中止もしくは延期またはその規模の縮小により生じた入場料金、参加料金その他の対価の払戻しの権利を放棄した場合は、住民の福祉の増進に寄与し寄附金を支出したものとみなし、ここに記載はありませんが、20万円を限度として、個人住民税の税額控除の対象とするものです。

63ページに移っていただきまして、附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を加えるものです。所得税の納税義務者が前年度の所得税において新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅借入金等特別控除の適用要件を弾力化する措置が講じられた場合には、当該措置の対象者は住宅借入金等特別控除の可能額のうち、所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲で個人住民税から控除することとしております。

また、適用につきましては、令和15年度とあるのは、令和16年度と読み替えて1年延長するものであります。この措置分は全額国費で補填されます。

申し訳ありませんが、ピンクの表紙、議案つづりに戻っていただきまして、47ページをご覧ください。

3行目からは附則となります。この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行するとするものです。

以上、雑駁であります。議案第5号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔税務課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

(午前 11時58分)

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時58分)

---

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第6号及び議案第7号について、住民課長。

〔住民課長 川嶋 修君登壇〕

○住民課長（川嶋 修君） それでは、議案第6号及び議案第7号の補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第6号 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

資料につきましては、ピンク色の議案つづり、49ページから53ページ、黄色の議案関係資料の64ページ、65ページが新旧対照表となりますので、よろしくお願いたします。

ピンク色の議案つづり、49ページをご覧いただきたいと存じます。

議案第6号 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

今回の改正につきましては、先ほど町長から提案理由の説明がありましたように、新型コロナウイルス感染症として、給与等の支払いを受けている被保険者が感染し、労務に服することができなくなった場合、傷病手当金を支給するため、横芝光町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

別冊、黄色の議案関係資料、新旧対照表64ページをお願いいたします。

附則に次のアンダーライン部分の5項から10項を加え6項目を追加するものでございます。

追加項目につきましては、5月20日の議会議員全員協議会で説明させていただいておりますので、要点のみの説明とさせていただきます。

第5項は、給与所得者へ傷病手当金の開始時期と支給日数を定めるものです。

第6項は、傷病手当金の支給金額の算定基準と最高金額を定めるものです。

第7項は、傷病手当金の支給期間を定めるものです。

第8項は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり、疑われる被保険者等に関わる給与と傷病手当金の差額の調整について定めるものであります。

第9項は、前項に規定する被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する同項の規定により一部を受けたときは、その差額を支給額から控除する規定を定めるものです。

第10項は、前項の規定により町が支給した金額は、被保険者を使用する事業主から徴収することを定めるものです。

恐れ入りますが、ピンク色議案つづりに戻っていただき、53ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例につきましては、令和2年1月1日から施行するものであります。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第7号 横芝光町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

資料につきましては、ピンク色の議案つづり、55ページと57ページ、黄色の議案関係資料66ページが新旧対照表となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、ピンク色の議案つづり、55ページをご覧くださいと存じます。

議案第7号 横芝光町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

今回の改正につきましては、先ほど町長から提案理由の説明がありましたように、新型コロナウイルス感染症として、給与等の支払いを受けている被保険者が感染した場合、千葉県後期高齢者医療広域連合が支給する傷病手当金の申請受付事務を市町村が行うことから、横芝光町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表でご説明申し上げます。別冊、黄色の議案関係資料、新旧対照表、66ページをお願いいたします。

アンダーライン部分が改正文となります。第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に第8号として、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えるものです。

恐れ入りますが、ピンク色の議案つづりに戻っていただき、57ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第6号及び議案第7号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第8号について、福祉課長。

〔福祉課長 向後和彦君登壇〕

○福祉課長（向後和彦君） 議案第8号 横芝光町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンクの表紙、議案報告つづり、59ページから61ページ、黄色の表

紙の議案関係資料、67ページと68ページになります。

まず、ピンクの表紙、議案報告つづりでご説明させていただきます。

本案は、町長からの提案理由説明がありましたとおり、横芝光町における地域福祉の基本的な在り方を総合的に検討し、社会福祉法に基づく地域福祉支援施策の基本となる目標を示すとともに、これを実現するため、横芝光町地域福祉計画の策定などを目的に、横芝光町地域福祉計画策定委員会を設置すべく、横芝光町附属機関に関する条例の一部を改正するものであります。

59ページが一部改正条例の制定文で、1枚めくっていただき、61ページが改正文となっております。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきますので、黄色の表紙、議案関係資料の67ページをご覧ください。

中段から、別表が記載されておりますが、改正する部分につきましては、最下段の横芝光町民生委員推薦会の項の次に、次のように加えるとしております。

68ページをお願いいたします。

左の欄から順に、名称を横芝光町地域福祉計画策定委員会とし、担任する事務を「次に掲げる事務を所掌すること。（１）地域福祉計画の策定に関すること。（２）その他計画の策定に関して必要な事項に関すること。」としています。

組織としましては、委員長、副委員長、委員とし、定数を15人以内としています。

構成につきましては、（１）学識経験者、（２）福祉団体の代表者、（３）福祉に関する事業に従事する者、（４）町民の代表、（５）関係行政機関の職員とし、任期を計画の策定が終了したときまでとしております。

最後に、附則の説明をさせていただきます。ピンクの表紙の議案報告つづりに戻っていただき、61ページをお願いいたします。

この条例の施行期日は、公布の日から施行するとしています。

以上、議案第8号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第9号について、福祉課長。

〔福祉課長 向後和彦君登壇〕

○福祉課長（向後和彦君） それでは、議案第9号 横芝光町重度心身障害者（児）の医療費

助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンクの表紙、議案報告つづりの63ページから65ページ、黄色の表紙の議案関係資料の69ページになります。

ピンクの表紙、議案報告つづりでご説明をさせていただきます。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、千葉県の重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱及び重度心身障害者（児）医療給付改善事業事務取扱要領の改正により、精神障害者保健福祉手帳の1級所持者を医療費助成の対象とするとされたことから、当町においても同様の制度とすべく、横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。

63ページが一部改正条例の制定文であり、65ページが改正文となっておりますが、改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきますので、黄色の表紙、議案関係資料の69ページをご覧ください。

改正する部分につきましては、第2条第1項に、第3号、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の表の1級と認定された者を加えるものです。

これまでは、身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方で、障害程度が重度の方を対象としていたものを、千葉県において3障害平等の観点から対象が拡大されたことに伴い、第3号において、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方を新たに対象とし、県と同基準として支援を図るものでございます。

最後に、附則の説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案報告つづりに戻っていただき、65ページをご覧ください。

第1項では、施行期日を、この条例は令和2年8月1日から施行するとし、第2条では、経過措置を、この条例による改正後の横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の規定による医療費の助成は、この条例の施行の日以後に受ける医療の給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療の給付に係る医療費の助成については、なお従前の例によるとし、第3条では、準備行為を、改正後の条例の規定に係る申請、決定その他の行為は、施行日前においても行うことができるとするものです。

以上、議案第9号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますようお願い申し上げます。



〔福祉課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第10号について、福祉課長。

〔福祉課長 向後和彦君登壇〕

○福祉課長（向後和彦君） 議案第10号 横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンクの表紙、議案報告つづりの67ページから69ページ、黄色の表紙の議案関係資料の70ページと71ページになります。

まず、ピンク色の表紙の議案報告つづりでご説明させていただきます。

本案は、町長の提案理由説明にもございましたように、令和元年10月1日から、消費税率及び地方消費税率の合計が10%に引き上げられたことに伴い、介護保険料所得段階の低所得者への保険料のさらなる軽減強化を図るべく、横芝光町介護保険条例の一部を改正するものであります。

67ページが一部改正条例の制定文で、1枚めくっていただきまして、69ページが改正文となりますが、改正内容につきましては、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

黄色の表紙、議案関係資料の70ページをご覧ください。

第2条第2項では、「令和元年度及び」を削り「2万1,150円」を「1万6,920円」に改め、第3項では、「令和元年度及び」を削り、「2万1,150円」を「1万6,920円」に、「3万5,250円」を「2万8,200円」に改め、第4項では、「令和元年度及び」を削り、「2万1,150円」を「1万6,920円」に、「4万890円」を「3万9,480円」に改めるものです。

参考といたしまして、71ページに介護保険料の変更についての表を添付しておりますので、ご覧ください。

太い枠線で囲まれた第1段階から第3段階が、今回、改正となる部分でございます。第5段階を基準として、第1段階では、保険料基準額5万6,400円に対する割合を0.375から0.3に軽減し、保険料を2万1,150円から1万6,920円に引き下げるもので、同様に、第2段階、第3段階での割合を軽減し、保険料を引き下げるものでございます。

最後に、附則の説明をさせていただきます。ピンクの表紙の議案報告つづりに戻っていただき、69ページをご覧ください。

第1条では、施行期日を、この条例は公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和2年4月1日から適用する、とし、第2条では、経過措置を改正後の横芝光町介護保険条例第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料に

については、なお従前の例による、とするものでございます。

以上、議案第10号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第11号について、財政課長。

〔財政課長 椎名雄一君登壇〕

○財政課長（椎名雄一君） 議案第11号 令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

別冊となっております第2号の補正予算書をご用意いたします。

令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億9,817万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億8,881万6,000円とするものです。

第2条では、継続費の設定を、第3条では、債務負担行為の補正を、第4条では、地方債の補正を行うものです。

次のページをお願いします。

2ページ、3ページ、4ページは、第1表歳入歳出の予算補正で、本補正予算に係る款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額です。

内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

5ページをお願いします。

第2表は、継続費の内容で、5款農林水産業費、1項農業費の農地事務費（農業振興地域整備計画策定業務）を令和2年度と令和3年度の2か年で行おうとするもので、総額は1,102万2,000円。年割額は記載のとおりです。

次の7款土木費、4項都市計画費の都市計画策定事業（都市計画マスタープラン見直し業務）も令和2年度と令和3年度の2か年で行おうとするもので、総額は2,013万円、年割額は記載のとおりです。

第3表は、債務負担行為補正で、横芝光消防署庁舎建替事業負担金（設計委託分）の令和3年度分として、限度額3,465万円の債務負担行為を追加するものです。

次の校務支援システム賃借料であります。校務支援システムは、町内全小中学校に導入する予定のもので、児童生徒の学籍管理、出席管理、成績管理などを行うほか、教職員間のグループウェアなどに活用するシステムであり、令和3年度から令和8年度までのシステム

賃借料として、限度額4,102万1,000円の債務負担行為を追加するものです。

第4表は、地方債の補正で、合併特例事業と道路橋りょう整備事業の限度額のみ変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

内容につきましては、歳入の21款町債で説明させていただきます。

次の6ページから8ページまでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認をお願いします。

それでは、歳入歳出の内容につきまして、ご説明させていただきます。

9ページをお願いします。

初めに、歳入です。

15款1項1目民生費国庫負担金は、1節社会福祉費負担金の障害児通所支援事業負担金の増で、これは新型コロナウイルス感染症対策で、特別支援学校等が臨時休校になったことにより、障害児通所施設のデイサービス利用者数が増えることに伴い、事業費が増額となることによるもので、国の負担割合は2分の1です。

続きまして、15款2項1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1億2,422万円を新規に計上したものであります。充当事業につきましては、歳出の説明で都度申し上げさせていただきます。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援交付金は、マイナンバー制度による情報連携の関係で必要となった児童手当システム改修に対する交付金の計上で、補助率は3分の2です。

次の子育て世帯への臨時特別給付金補助金2,637万8,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当受給世帯に一時金として、児童1人当たり1万円を支給する臨時特別給付金、及び補助対象事務費に対する補助金で、補助率は10分の10です。

次の保育環境改善等事業補助金（新型コロナウイルス感染症対策）は、町内私立保育園が感染症対策として購入する消毒用エタノール、マスク、空気清浄機等に対する補助金で、補助率は補助対象経費の10分の10、1園当たりの補助上限額は50万円で5保育園分の計上です。

続きまして、3目衛生費国庫補助金は、2節保健衛生費補助金の母子保健衛生費補助金を増額するもので、これは新型コロナウイルス感染症対策における妊婦への布マスク配付に係る郵送料に対する補助で、補助率2分の1です。

4目土木費国庫補助金のうち、1節道路橋りょう費補助金は、道路メンテナンス事業補助

の増額補正で、当初予算で2つの橋の補修分を計上したところですが、国から4橋分の補助採択の内示があったことから、追加となる2橋分について増額計上するもので、補助率は55%です。

2節住宅費補助金の社会資本整備総合交付金は、町が実施する住宅リフォーム補助に対する国の補助金になりますが、住民からの補助要望が多数寄せられていることから、補助対象件数を、当初予算の15件から30件に増やすことによるもので、補助率は45%です。

続きまして、16款2項1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金の住宅防音工事業補助金につきましては、町防音工事対象であった区域が、騒防法第1種区域に指定されたことにより、NAA防音工事区域となり、補助事業の該当がなくなったことから当初予算に計上していた補助金の全額を減額するものです。

次の住宅改築併行防音工事業補助金は、県の補助対象となる町実施事業のうち、移転再建住宅防音工事補助事業の一部を廃止することに伴い減額するものです。

次の空調機器更新事業補助金は、補助対象となる騒防法第1種区域拡大による対象世帯の増に伴い増額するものです。

続いて、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の重度心身障害者（児）医療費給付事業補助金は、本年8月から給付対象者に精神障害者保健福祉手帳1級所持者が新たに追加される見込みとなったことに伴い増額するもので、補助率は2分の1です。

次の障害者総合支援事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策の関係で増額となる障害児通所支援事業に対する県補助金で、補助率は2分の1です。

次に、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金は、新たに開始する骨髄移植ドナー支援事業に対する県補助金で、補助率は2分の1です。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金のうち、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金は、南条地区母子地先の排水路整備に対する交付金の新規計上で、補助率は2分の1です。

次の農山漁村地域整備交付金は、農免道路（あけぼの橋）個別施設計画作成業務に対する交付金の新規計上で、補助率は2分の1です。

5目商工費県補助金、1節商工費補助金の観光地魅力アップ整備事業補助金は、ふれあい坂田池公園子供の広場トイレ改修工事に対する補助金の新規計上で、補助率は3分の2です。

続きまして、18款1項1目一般寄附金、1節一般寄附金は、新型コロナウイルス感染症対策支援費として一企業から100万円の寄附があったことから追加計上するもので、当初予算

で1万円の存目計上があったことから、残り99万円を補正するものです。

10ページをお願いします。

19款2項1目財政調整基金繰入金1億円は、本補正予算の財源調整のための繰入金です。

4目教育振興基金繰入金は、光中学校管理備品購入費に充てるため繰り入れるものです。

5目文化スポーツ振興基金繰入金は、光しおさい公園・海洋センター修繕工事に充てるため当初予算に計上したのですが、当該工事に空港周辺対策特別交付金を充当することとなったことから減額するものです。

8目公共施設総合管理基金繰入金は、旧横芝行政センターほか解体工事、設計業務委託、及び旧光給食センター改修工事設計業務委託に充当するものです。

11目ふるさとまちづくり基金繰入金は、基金を充当して実施する予定であったホストタウン交流事業のうち、オリンピック・パラリンピック事前事後交流業務委託の取りやめによる減と、生活路線バス運行事業の横芝光号成田便運行補助金に空港周辺対策普通交付金を充当することとなったことに伴い、減額するものです。

次の繰越金は、本補正予算の財源として、前年度繰越金9,160万7,000円を充てるものです。

続きまして、21款5項1目空港周辺対策交付金は、騒防法の変更告示に伴う増額分として、新たに5億5,000万円を追加し、予算総額を10億円とするもので、追加する交付金ごとの金額は、説明欄のとおりです。充当事業の主なものにつきましては、歳出の説明で都度申し上げさせていただきます。

次の21款7項1目雑入は、後期高齢者医療制度長寿・健康増進事業補助金の増額補正で、これは後期高齢者人間ドック助成事業に対する千葉県後期高齢者医療広域連合からの補助金で、今年度から、契約医療機関以外の受診も助成対象とする予定であることに伴い、対象者5人分を見込み増額計上するものです。

続きまして、22款1項1目総務債の1節合併特例事業債は、起債充当率95%、交付税算入率70%という、町にとって大変有利な起債で、これを財源とし、地域振興基金に積立てを行おうとするものです。

3目土木債、1節道路橋りょう整備事業債の公共事業等債は、橋りょう補修工事の追加分に充てるもので、起債充当率は90%、元利償還金の20%が交付税に算入されます。

11ページをお願いします。

続いて、歳出です。

2款1項1目一般管理費の一般管理事務費、需用費の消耗品費は、新型コロナウイルス感

染症対策として、役場等で使用する消毒液、マスク等を購入するための経費。備品購入費は、購入後15年を経過し、整備回数、整備費用が増加している広報車1台の買換え費用です。

7目財産管理費の本庁舎維持管理事業、需用費の修繕料は、役場庁舎合併処理浄化槽の2基あるプロアーのうち1基が停止してしまったことから、この修繕をするものです。

次の工事請負費の施設改修工事は、役場庁舎の火災報知設備について、受信設備が平成8年製で代替部品がなく、故障した場合に支障が出ることから、更新工事を行おうとするものです。

次のその他財産管理（臨時）事業は、新たに2つの設計業務を委託しようとするもので、一つは、旧横芝行政センター、横芝中央公民館ほか解体工事設計業務委託、もう一つは、旧光学校給食センター改修工事設計業務委託です。なお、旧横芝行政センター等の解体工事につきましては、町公共施設等総合管理計画の個別施設計画に記載のとおり、令和3年度に実施予定で、旧光学校給食センター改修工事につきましては、旧横芝行政センター敷地内の建物にある文書や備品の移動先として、旧光学校給食センターを利用するための改修工事ですので、こちらも個別施設計画記載のとおり、本年度実施すべく、9月の補正予算に計上させていただきたいと考えております。

次の閉校施設管理事業は、工事請負費の施設改修工事で、旧大総小学校自動火災報知設備改修工事を実施しようとするものです。

続いて、8目企画費の企画調整事務費、報酬は、交通会議委員報酬で、新たな町公共交通の運行計画を策定するに当たり臨時に開催する公共交通会議に係る委員報酬を追加計上するものです。

委託料の公共交通調査委託料は、空港交付金の地域振興枠を充て、来年度に予定している町公共交通網形成計画策定に向け、実態調査や会議に対する支援業務をコンサル会社へ委託するための費用です。

次の第2次総合計画後期基本計画策定事業は、令和4年度から始まる後期基本計画の策定に向け、今年度アンケート調査を実施するための経費で、需用費の消耗品費は、アンケート対象者一般分4,000人、小中学生1,000人、合計5,000人分のアンケート用紙、封筒、宛名ラベル等の購入費で、役務費の通信運搬費は、一般分のアンケート用紙の発送、返信に係る郵送料です。

次の横芝駅バリアフリー施設整備事業は、次のページに移りまして、横芝駅バリアフリー施設整備事業負担金として、今年度、JR東日本が実施する横芝駅エレベーター設置工事の

詳細設計に係る費用の3分の2を計上するもので、この財源として、空港交付金地域振興枠を充てる予定です。

次のホストタウン交流事業は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会延期により、ホストタウン交流事業のうち、大会前・大会後のオリンピック選手交流業務委託について、今年度中の実施がなくなったことから、委託料の全額を減額補正するものです。

次の住宅取得奨励金交付事業（創生）は、町内に定住する意思を持って住宅を新築または購入する方に、住宅取得奨励金を交付するもので、空港交付金地域振興枠を充て、新たに実施しようとする事業です。事業の具体的な内容につきましては、議会議員全員協議会で企画空港課長から説明のあったとおりです。

次の9目地域安全対策費の交通災害共済加入支援事業（臨時交付金）は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業として実施するもので、町内の認定こども園、保育所、小中学校へ通う児童生徒の交通災害共済加入金の全額を町が負担し、加入手続きを行おうとするものです。

10目地域振興費の基金積立金は、地域振興基金積立金として昨年度と同額の1億円を計上いたしました。なお、歳入でご説明したとおり、積立金のうち95%は合併特例事業債で賄います。

11目空港対策費の空港対策事務費、需用費の印刷製本費は、補助事業で使用する封筒代及び町単独事業で設置した空調機に貼るシール代で、役務費の通信運搬費は補助金関係書類の郵送代。手数料は、補助金申請書等の発送事務を依頼する事務手数料です。

委託料の地図情報システム更新作業委託料は、騒防法第1種区域や隣接区域の変更に伴い地図情報システムデータ更新を委託するもので、空港交付金充当事業です。

次の騒音区域データセット委託料は、騒音地域補助金対象となる治山などのデータを固定資産税システムにセットする業務の委託で、空港交付金充当事業です。

次のページに移りまして、空港機能強化PR業務委託料も空港交付金充当事業で、空港交付金を活用した町事業や空港との共生共栄に係る施策、イメージ等のPR業務を専門業者に委託しようとするものです。

次の空調機設置補助金管理システム作成委託料は、新たに町事業として開始予定の空気調和機器設置事業補助金に係る履歴の管理、帳票作成を行うためのシステム作成を委託するもので、こちらも空港交付金充当事業となります。

次の空調機設置補助金管理システム保守委託料は、導入するシステムの保守委託料で、シ

システムの稼働は12月となる予定のため、4か月分の計上です。

次の使用料及び賃借料の補助金管理システム機器賃借料は、空調機器設置補助金管理用のパソコン及びスキナー等の賃借料で、こちらも4か月分の計上です。

次の航空機騒音障害防止対策事業5,276万9,000円は、航空機騒音障害防止対策事業補助金について、補助対象地区を町内全域とし、補助単価をA区域からD区域までの4つに区分して見直すことに伴い増額となるもので、当初予算計上分と合わせ総額1億1,270万円となりますが、全て空港交付金で賄われるものです。1世帯当たりの補助単価は、A区域である谷台地区が2万円、A区域を除く騒防法第1種区域がB区域で1万5,000円、C区域は隣接区域及び現交付地区で1万円。ABC以外の区域がD区域で5,000円となる見込みです。

なお、この見直しによる地区補助金の激変緩和措置として、新単価による補助金額に差額補助分を追加し、段階的に減額していくこととなりました。

今回の補正予算は、激変緩和措置分として、差額の80%である786万円を含んだ計上となっております。この激変緩和措置分には空港交付金のうち、A滑走路特別加算金を充てることとしております。

ここであらかじめ申し上げさせていただきますが、ここから15ページ一番上の事業まで、全て空港周辺対策交付金の充当事業となります。

それでは、続きまして13ページ、上から2つ目の黒丸、騒音防止対策施設維持管理事業は、空港周辺対策交付金が増額となることに伴い全額を普通交付金で賄っている騒音防止対策施設維持管理費等補助金の補助単価を変更し、補助対象施設に交付する補助金をそれぞれ増額しようとするものです。

なお一番上の山武郡市広域行政組合とあるのは、養護老人ホーム坂田苑、下から2番目、横芝光とあるのは、特別養護老人ホーム横芝光です。

次の東陽病院事業会計繰出金も、騒音防止対策施設維持管理分の単価の変更により増額するものです。

次の住宅防音工事補助事業（町住宅防音工事）は、減額補正であります。これは次のページに移りまして、住宅防音工事補助金と次の町防音工事済住宅改築併行防音工事事業補助金は、騒音区域の拡大に伴い、町防音工事対象区域がNAA防音工事対象区域になり、該当事業がなくなったり、ほかの補助事業の対象になるなどすることから、当初予算に計上していた補助金全額を減額するものです。

次の民家防音家屋空気調和機器更新事業（第1種区域）の補助金は、騒防法第1種区域の



拡大により補助対象世帯が増加することから、増額するものです。

次の民間防音家屋空調施設維持管理補助事業補助金は、騒防法第1種区域及び隣接区域の拡大により、補助対象世帯が増加すること及び単価の見直しにより増額するものです。

次の空調機器更新・再更新事業（町住宅防音工事区域）の補助金は、補助対象の準谷間地域が第1種区域となり、該当事業がなくなることから、当初予算に計上していた補助金の全額を減額するものです。

次の告示日後住宅空気調和機器設置事業（第1種区域）の補助金は、新たな告示により補助対象件数が増加することから、増額補正するものです。

次の移転再建住宅防音工事補助事業は、補助事業の廃止による減額補正です。

次の騒音地区補助金（税軽減分）事業は、補助率を固定資産税相当額の40%から50%へ見直すこと及び騒防法第1種区域の拡大に伴い、補助対象世帯が210件から3,900件に増えることから、8,327万8,000円の増額計上です。

次のページに移りまして、航空機騒音対策空気調和機器設置事業は、騒防法第1種区域及び隣接区域以外の世帯で、空調機器設置補助金を交付する新規事業で、補助額は設置費用の90%を限度とし、上限1台当たり8万円、1世帯1台の補助。ただし、4人以上の世帯は2台までとしており、今年度は450件の申請を見込み、3,600万円の計上です。

続きまして、12目情報管理費は、情報管理事務費の情報管理用無停電電源システム保守点検委託料。これは役場庁舎電算室内の無停電電源システムの安定稼働を図るため部品交換を行うものです。

次の住民情報系電算管理事業は、委託料のうち、ソフトウェア保守料に学童保育管理用の子ども・子育て支援システムの保守を追加、次の電算システム改修委託料は、学童保育管理用システム導入に係る委託料の追加と、マイナンバー制度による情報連携に当たり、自治体で共同利用している中間サーバープラットフォームの次期システム移行に伴う準備作業委託料の追加です。

次の地図情報システム整備事業の委託料、航空写真パネル作成委託料は、役場第1会議室に掲示している航空写真について、年数が経過し、情報が古くなったことから、新しい航空写真パネルに更新しようとするものです。

続きまして、2款2項2目賦課徴収費の固定資産管理事業の委託料は、航空画像撮影及び写真図データ作成業務委託料の計上で、これは令和3年度が評価替えの基準年となることから、令和3年1月1日現在の町全域の航空写真を撮影して、土地家屋の現況を把握し、評価

替え作業及び固定資産税賦課の基礎資料とするために実施するものです。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事業、委託料のうち戸籍情報システム改修委託料は、戸籍法の一部を改正する法律の施行に向け戸籍情報システム改修が必要になったことから計上したものです。

戸籍附票システム改修委託料は、デジタル手続法の施行に向け戸籍附票システムの改修が必要になったことから計上したものです。

16ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費の社会福祉総務事務費、報酬は、地域福祉計画策定委員会委員報酬の計上で、今年度予定している地域福祉計画の策定に伴い開催する委員会の委員報酬です。

需用費の消耗品費は、新型コロナウイルス感染症対策として高齢者施設等へ衛生用品を配付しようとするもので、既に配付は実施しておりますが、さらに追加して配付しようとするためのマスク2,000枚のほか、消毒液の購入代を計上したものです。

負担金、補助及び交付金の養護老人ホーム施設維持管理費等補助金は、町内に所在する老人福祉法に規定する養護老人ホームの経営の安定を図るため、施設の維持管理費等の一部を補助するものです。

次の高齢者・障害福祉サービス事業者支援事業（臨時交付金）は、地方創生臨時交付金を充て実施するもので、役務費の通信運搬費は、この後ご説明する交付金の交付に当たり事業者へ送る書類の郵送料です。

次の手数料は、交付金の銀行振込の手数料です。

負担金、補助及び交付金の高齢者・障害福祉サービス事業者支援交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい運営状況に置かれている町内の高齢者・障害者福祉サービス事業者に対し、感染症拡大防止対策を図りつつ、安定的な福祉サービスの継続を支援するため、特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム、5法人へは各40万円、そのほかの高齢者福祉サービス事業者及び障害福祉サービス事業者、15法人へは各20万円を交付すべく計上したものです。

続きまして、3目障害者福祉費の重度心身障害者（児）医療費給付事業、役務費の手数料は、国保連合会等へ支払う重度心身障害者（児）医療費給付事務手数料であります。給付件数の増見込みにより増額するものです。

扶助費の重度心身障害者（児）医療費給付費は、今年8月から精神障害保健福祉手帳1級

所持者40名が新たに給付対象となる予定であることから増額するものです。

次の障害児通所支援事業、扶助費の障害児通所給付費は、新型コロナウイルス感染症対策で、特別支援学校等が臨時休校になったことにより、障害児通所施設のデイサービス利用人数が増えることに伴い、給付費を増額するものです。

6目後期高齢者医療費の後期高齢者人間ドック助成事業、次のページに移りまして、後期高齢者人間ドック委託料で、契約医療機関以外で人間ドックを受診した方への補助を新規に行うもので、1人当たり5万円で5人分を計上しました。

7目介護保険費、介護保険特別会計繰出事業の繰出金は、介護認定ソフト改定に伴うシステム改修費分を増額計上するものです。

続きまして、3款2項2目児童措置費の児童手当給付事業の補正は、マイナンバー制度における情報連携に利用する児童手当システムについて、データ標準レイアウトが変更になることから、必要となるシステム改修を委託して実施するものです。

次の子育て世帯への臨時特別給付金事業は、100%国庫補助で実施する事業で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、児童手当本則給付の令和2年4月分を受給している世帯に一時金を支給するもので、対象児童は、現在の高校1年生までとなります。

初めに役務費の通信運搬費は、対象世帯への案内、支払い通知等の郵送料。手数料は、給付金の銀行振込手数料。委託料は臨時特別給付金の給付に当たり必要となる児童手当システムの改修費用等です。

次の扶助費は、子育て世帯への臨時特別給付金で、給付額は対象児童1人当たり1万円となりますので、2,500人分を見込み2,500万円を計上しました。

次の子育て世帯応援給付金事業（臨時交付金）は、ただいまご説明いたしました臨時特別給付金とは別に地方創生臨時交付金を充て、町単独で子育て世帯を支援しようとするもので、事業の概要は、本年3月31日までに生まれた子供から、高校3年生の年代であり基本18歳までの児童の保護者に対し、児童1人当たり2万円を給付するものです。

初めに、役務費の通信運搬費は、対象世帯への案内状、申請書等の郵送料。手数料は、給付金の銀行振込手数料。委託料の子育て世帯応援給付金電算業務委託料は、応援給付金対象者の抽出及び申請書等の発送準備業務を委託するものです。

次の扶助費は、子育て世帯応援給付金として、給付対象者3,000人分の6,000万円を計上しました。

18ページをお願いします。

4目保育所費の一般給与費の減額は、会計年度任用職員で予定していた保育士採用人数が1名減となったことによるものです。

次の町立保育所事務費の委託料、保育士人材派遣業務委託料は、会計年度任用職員として予定していた保育士のうち1名の採用ができなかったことから、人材派遣業者への委託により不足分1名を確保するための費用を計上したものです。

次の保育環境改善等補助事業の保育環境改善等補助金は、国の100%補助で実施するもので、町内私立保育園が新型コロナウイルス感染症対策として消毒用エタノール、マスク、空気清浄機等を購入するのに必要となる経費に対し補助するもので、1園当たりの補助上限額は50万円で、5保育園分の計上です。

5目学童保育費の学童保育事務費、需用費の消耗品費は、児童クラブで使用する消毒用エタノールの購入代。役務費の通信運搬費は、消毒用エタノールの配送費です。

4款1項1目保健衛生総務費の献血事業、骨髄移植ドナー支援事業助成金の新規計上で、1件当たりの補助限度額は、ドナーについては骨髄等の提供に要した日数7日を上限に1日当たり2万円で14万円が限度。ドナーが従事する事業所については、ドナー休暇取得日数7日を上限に1日当たり1万円で7万円が限度です。本補正予算では、それぞれ限度額でドナー1件、事業所分1件を計上しました。

2目予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業、需用費の消耗品費は、各種検診等でプラムに来所される方やスタッフの感染防止のため消毒剤やマスク、非接触型体温計、使い捨て手袋等を購入するための経費です。

次のページに移りまして、3目健康づくり費の子育て世代包括支援センター事業、役務費の通信運搬費は、新型コロナウイルス感染症対策として、妊婦へ9月まで毎月2枚マスクを送付するための郵送料で、妊婦数は月当たり70人を見込みました。

続きまして、4款3項1目病院費の東陽病院事業会計繰出事業（臨時交付金）は、新型コロナウイルス感染症対策として、地方創生臨時交付金を充て、東陽病院が実施する換気扇設置工事、院内消毒作業委託、発熱者感知用サーモグラフィ購入費分として202万4,000円の繰出金を支出するものです。

続きまして、5款1項4目畜産振興費の畜産振興事業、豚熱予防接種事業補助金は、家畜伝染病予防法に基づく全頭ワクチン接種に対する町単独補助として新たに接種費用の20%を補助しようとするもので、接種頭数を8,602頭と見込みました。

5目農地費の農地事務費、農業振興地域整備計画策定業務委託料は、農業振興地域整備計画を見直すため、空港交付金の地域振興枠を充て、今年度基礎調査を専門業者に委託して、実施しようとするものです。

次の土地改良施設維持管理適正化事業の新規ヒアリング支援業務委託料は、老朽化した屋形排水機場ポンプのうち1基について土地改良施設維持管理適正化事業に来年度以降、新規加入し修繕を実施したいことから、ヒアリングに必要な施設改修図面の作成等を委託するため新規計上するものです。

次の地域排水管理事業のうち、工事請負費の排水整備工事は南条地区母子地先の農地の排水不良を改善するため県補助事業を活用するとともに、空港交付金を充て、現在、土水路となっている箇所へU字溝を敷設しようとするものです。

負担金、補助及び交付金の地域排水整備事業負担金は、大利根土地改良区が白浜地区木戸地先で実施する排水路の町道横断管改修工事費に対し、その2分の1を町負担分として支出する必要が生じたことから計上したものです。

次の北清水排水機場管理事業は、次のページに移りまして、除じん機が頻繁に停止するようになったことから、専門業者に保守点検を委託しようとするものです。

6目農道整備事業費の農道整備事業、農免道路個別施設計画作成業務委託料は、農免道路のあけぼの橋について、安全で円滑な交通を確保し、被害防止を図ることを目的として、農免道路個別施設計画を策定する必要があることから、その策定業務を専門業者に委託して実施しようとするものです。

続きまして、6款1項1目商工振興費の企業誘致促進事業（創生）は、空港交付金を充て、横芝光インターチェンジ周辺において今後、集積される可能性の高い産業を整理し、拠点づくりの戦略を策定するための調査業務を専門業者に委託して実施しようとするものです。

次の中小企業支援金事業（臨時交付金）は、地方創生臨時交付金充当事業で、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている町内事業者を支援するため、国の持続化給付金の受給者へ一律10万円を上乗せして支給するものです。

需用費の消耗品費は、支援金給付事務に使用するコピー用紙等の購入代です。

役務費の通信運搬費は、支援金制度の周知及び給付決定通知の郵送料。手数料は、支援金の銀行振込手数料です。

負担金、補助及び交付金は、中小企業支援金5,000万円で、支給対象者として、法人150社、個人事業主350人を主に計上いたしました。

続きまして、7款2項1目道路橋りょう総務費の道路橋りょう事務費は、尾垂排水ポンプの修繕料です。

次の道路管理事業の委託料は、次のページに移りまして、道路台帳整備委託料として、町道の新規認定や道路改良により変更が必要となった台帳補正等を行うための委託料を計上したものです。

3目道路新設改良費の舗装修繕事業は、道路舗装修繕工事1件を追加するもので、空港交付金のA滑走路特別加算金を充て、姥山地先、町道I-1号線のうち100メートルの舗装修繕を実施しようとするものです。

次のその他町道整備事業は、局部改良工事1件を追加するもので、台地先の町道F0405線で、のり面崩壊の危険がある箇所50メートルの改良工事を実施しようとするものです。

次の橋りょう長寿命化修繕事業は、空港交付金を充て、小田部地先の1橋と宝米地先の1橋、合計2橋の橋りょう補修工事を追加して実施しようとするものです。

次の町道A122号線道路改良事業（木戸台地先）は、空港交付金のA滑走路特別加算金を充て、道路損傷を解消するため、延長150メートルの道路改良工事を実施しようとするものです。

続きまして、7款4項1目都市計画総務費の都市計画策定事業は、空港交付金を充て、騒特法に係る都市計画決定の告示に伴い町の都市計画に関する基本的な方針の見直しを行う必要があることから、都市計画マスタープランの見直し業務委託を、2か年の継続事業で実施しようとするもので、本年度分の委託料として894万3,000円の計上です。

7款5項1目住宅管理費の住宅改修補助事業は、住宅リフォームに対する住宅改修事業補助金について、住民からの補助要望も多数寄せられていることから、空港交付金の地域振興枠を充て補助対象件数を当初予算で計上した15件から、30件に増やすこととし、1件当たり20万円、15件分で300万円を増額計上するものです。

8款1項1目常備消防費の横芝光消防署改築事業の委託料は、次のページに移りまして、横芝光消防署建設用地合筆登記委託料の計上です。

次の横芝光消防署庁舎建替事業負担金は、匝瑳市横芝光町消防組合が、今年度と来年度の2か年で実施する横芝光消防署建設工事に係る設計業務委託料に対する町負担金のうち、今年度分を計上したもので、空港交付金の地域振興枠を充てる予定です。

2目非常備消防費の消防施設整備事業のうち、工事請負費の施設整備工事は、小堤地先にある防火水槽と水田の間に設置してある土留め柵渠が傾いており危険なため改修工事を行

うとするものです。

次の施設撤去工事は、牛熊区にある第4分団第3部の火の目の経年劣化が著しいことから、撤去しようとするものです。

次の施設整備費等補助金は、谷中・入区の第7分団第3部の消防機庫修繕に対する補助金です。

3目消防施設費の防災行政無線維持管理事業は、施設整備工事として役場に設置している防災行政無線基地局及び公用車6台に搭載している移動系携帯無線機につきまして、現在アナログ波を使用しておりますが、令和3年6月をもって使用できなくなることから更新するための費用を計上したもので、空港交付金を充てることとしております。

4目災害対策費の防災対策事務費、委託料は、国土強靱化地域計画策定支援業務委託料で、来年度以降、地方自治体が国土強靱化関係補助金交付金事業を実施する場合、計画策定が採択に当たっての要件となる見込みであることから、今年度中に専門業者に委託し、計画策定を行おうとするものです。

次の負担金、補助及び交付金のうち無線従事者免許取得負担金は、職員の人事異動に伴い、新規無線業務従事職員に免許を取得させる必要が生じたことから、1年分の予算を計上したものです。

次の自主防災組織設置促進事業補助金は、今年度新たに遠山地区が自主防災組織を発足させる見込みとなったことから、備蓄機材等の購入に対する補助金を追加計上したもので、補助率は3分の2、上限額50万円です。

次の避難所環境整備事業（臨時交付金）は、地方創生臨時交付金充当事業で、避難所での感染症拡大を防止するとともに、避難所での生活環境の向上を図るため、需用費の消耗品費では、避難所で使用する段ボールベッド532台の購入費用。備品購入費では、避難所用の間仕切りセット133組の購入費用を計上したものです。

続きまして、23ページ、9款1項2目事務局費の事務局事務費、校務支援システム賃借料は、児童生徒の学籍管理、出席管理、成績管理などを行うほか、教職員間のグループウェアなどに活用する校務支援システムを町内全小中学校に導入するためのシステム賃借料で、今年度はモデル校として設置する小学校1校、中学校1校分のシステム賃借料の計上で、空港交付金の地域振興枠を充てる予定です。

次の健康検査事業の修繕料は、日吉小学校にある聴力検査用器具1台の修繕料です。

次の学区検討事業の報酬は、学区検討委員の報酬で、横芝小学校の建設などに伴い、改め

て小学校の適正配置について検討していただくための会議を開催するに当たり、出席委員の報酬を計上したもので、次の食糧費は、会議時のお茶代です。

9款2項1目学校管理費の小学校施設維持管理事業、廃棄物処理委託料は、昨年度実施した学校施設のPCB含有調査で、低濃度PCBの所在が判明したコンデンサー2台とトランス1台の処分費用及び高濃度PCBが含まれた安定器2台の処分申請手続委託料のほか、小学校統合校で不要となった廃棄物の処分委託料を計上したものです。

工事請負費の施設営繕工事は、光小学校屋内運動場垂れ幕への校章設置工事、同じく光小学校演台への校章設置工事。さらに光小学校校舎1階配膳室床改修工事を実施しようとするものです。

次の施設整備工事は、横芝小学校特別支援教室間仕切り設置工事を実施しようとするものです。

次の横芝小学校改築準備事業の調査委託料は、拡張予定地を買収するに当たっての物件補償費の調査委託。測量業務委託料は拡張予定地の測量業務等を委託するものです。

基本構想業務委託料は、横芝小学校建設に当たり、専門業者に基本構想の策定業務を委託するもので、空港交付金の地域振興枠を充てる予定であります。

2目教育振興費の横芝小学校教育振興事業の消耗品費は、4年生で使用する社会科副読本及び5、6年生の英語で使用するデジタル教科書の購入代で、以下、上堺小学校、日吉小学校、次のページに移りまして、光小学校、白浜小学校も同様です。ただし光小学校のみこれに加えまして、体操競技用ユニフォーム代36万3,000円を計上しております。ユニフォーム購入代は、令和元年度の補正予算で措置したのですが、新型コロナウイルス感染症の影響で生産が止まってしまい執行することができなかったことから、改めて今年度予算に計上したものです。

9款3項1目学校管理費の中学校施設維持管理事業、委託料の設計・監理委託料は、光中学校多目的教室飛散防止フィルム貼り替え工事の実施に当たり、その設計・監理業務を委託するものです。

工事請負費の施設営繕工事は、光中学校の多目的教室飛散防止フィルム貼り替え工事と、陸上競技場トラック舗装の部分補修工事。横芝中学校の敷地内通路の排水対策工事と駐輪場排水対策工事を実施すべく計上したものであります。

次の光中学校管理事業の備品購入費は、グランドピアノ、運搬車1台の購入代です。

9款4項3目共同利用施設費の文化会館維持管理事業は、防火シャッターに人が挟まれる



という事故を防止するため、防火シャッターに被害防止装置を設置する工事を実施しようとするものです。

4目図書館費の図書館一般設備維持管理事業、需用費の修繕料は、浄化槽内スクリーンの交換修繕代。委託料の管理委託料は、図書館照明器具更新工事の管理委託料。

工事請負費の施設改修工事は、空港交付金を充て、図書館照明器具のLED化工事とハイビジョンホール電動式移動観覧席制御機器更新工事及びロールスクリーン交換工事を実施しようとするものです。

9款5項2目体育施設費のふれあい坂田池公園一般管理事業、委託料の設計業務委託料は、野球場改修設計業務委託料で、老朽化が進んでいる施設の大規模改修を行うため、今年度は設計業務を委託しようとするもので、空港交付金の地域振興枠を充てる予定であります。

次の使用料及び賃借料の仮設トイレ賃借料は、子供の広場トイレ改修工事の実施に伴い仮設トイレを設置するための費用です。

次の工事請負費のうち施設改修工事は管理センター屋根塗装工事、子供の広場のトイレ改修、既存トイレ撤去、トイレ周辺環境整備工事、及び遊具のターザンロープ改修工事、陸上競技場トラックの摩耗の著しい部分、84平方メートルの補修工事等を実施すべく計上したものです。

次の交通安全施設整備工事は、国道126号沿いに設置されているふれあい坂田池公園案内標識板の一部補修を行うものです。

3目学校給食費の学校給食センター施設維持管理事業は、調理室の天井に設置されている排煙装置が故障したことから、修繕を行うものです。

次の26ページから32ページまでは、給与費明細書ですので、後ほどご確認をお願いします。

33ページは、本補正予算に設定した継続費に係る当該年度以降の支出予定額と進行状況等に関する調書。

34ページは、本補正予算に追加した債務負担行為に係る当該年度以降の支出予定額等に関する調書。

35ページは、地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

以上で、議案第11号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔財政課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時25分とします。

（午後 2時14分）

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時25分）

---

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第12号について、住民課長。

〔住民課長 川嶋 修君登壇〕

○住民課長（川嶋 修君） 議案第12号 令和2年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

別冊の議案第12号、補正予算書をお願いいたします。左上に、議案第12号と記載されている資料でございます。

今回の補正予算第1号は、第1条で既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ325万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,925万円とし、第2条では、債務負担行為の追加を目的に、債務負担行為補正を行おうとするものでございます。

2ページ、3ページは、第1表歳入歳出予算補正でございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは、記載事項の確認をお願いします。

4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正は、国民健康保険特定健康診査等委託業務を追加するもので、期間を令和3年度から令和5年度とし、限度額を5,467万5,000円で設定するものでございます。

5ページから事項別明細書となります。

7ページをお願いいたします。

歳入となります。

6款1項1目保険給付費等交付金、特別調整交付金ですが、これは新型コロナウイルス感染症傷病手当金支給に関わります財源としまして、同額の300万円ほか、9款1項1目前年度繰越金は、短期人間ドックの助成財源といたしまして、25万円をそれぞれ増額補正するものであります。

続きまして、8ページ、歳出となります。

2款6項傷病手当金ですが、これは新型コロナウイルス感染症に感染し、労務に服することが困難となった場合、被用者に傷病手当金を支給するため、1人30万円とし10人分を予定し300万円を増額補正するものであります。

次に、5款1項保健事業費ですが、契約検査医療機関以外で短期人間ドックを受診した場合にも助成できるよう充実を図ろうとするもので、1人5万円で5人分を予定し25万円を増額補正するものであります。

以上、今回の補正額は歳入歳出ともに325万円の増額補正でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第2表で追加いたしました債務負担行為、国民健康保険特定健康診査等業務委託に関わります当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第13号について、福祉課長。

〔福祉課長 向後和彦君登壇〕

○福祉課長（向後和彦君） 議案第13号 令和2年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）の詳細について、ご説明させていただきます。

初めに、補正予算書の1ページ目をご覧ください。

このたびの補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,307万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、町長が先ほど提案理由でご説明申し上げましたとおり、山武郡市介護認定審査会の簡素化に伴います介護保険電算システムの改修に要する経費について補正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

まず、歳入からご説明させていただきます。

8款1項3目その他一般会計繰入金、1節事務費繰入金107万3,000円は、電算システム改修に要する経費に充てるため、一般会計から繰り入れるものでございます。

続いて、7ページ、歳出についてご説明いたします。

1款1項1目一般管理費の12節委託料107万3,000円の増額でございますが、先ほど申し上げましたとおり、山武郡市介護認定審査会の簡素化に伴います電算システム改修に要する経費でございます。

以上で、令和2年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第14号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 佐久間真一君登壇〕

○食肉センター所長（佐久間真一君） 議案第14号 令和2年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）の詳細について、ご説明申し上げます。

別冊の補正予算書、議案第14号の1ページをご覧ください。

このたびの補正予算は、第1条に定めましたとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ304万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,804万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

初めに、歳入でございます。

2款2項1目食肉処理施設衛生補助金70万9,000円の追加は、家畜伝染病予防、主に豚熱に係る感染予防設備に対する補助金で、車両を消毒する動力噴霧機1台、解体室や解体設備を洗浄するための高圧洗浄機1台に係る購入経費の2分の1を補助金として受け入れるものであります。

4款1項1目繰越金は、歳出補正予算の財源調整のための補正として、前年度繰越金に233万3,000円を増額し1,195万円とするものであります。

次に、歳出でございます。

7ページをご覧ください。

2款1項1目施設管理費は、246万3,000円の増額補正であります。内訳といたしましては、歳入でご説明した補助金を活用し、動力噴霧機43万9,000円、高圧洗浄機98万1,000円のほか、HACCPに基づく衛生管理設備として、牛の解体室に手洗い槽つきナイフ消毒器2台104

万3,000円を購入するものであります。

牛の解体室に設置する手洗い槽つきナイフ消毒器については、東総食肉衛生検査所とのHACCPに対応するための協議において、処理頭数が多く、影響が大きい豚に係る協議を優先したため、当初予算編成時においては、牛に係る協議が調わなかったため、今回、補正予算として計上するものであります。

2目の施設整備費は、57万9,000円の増額補正であります。手洗い槽つきナイフ消毒器を解体室に設置・使用するための配管接続工事及び電気工事を行うものであります。

以上で、議案第14号の詳細説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 佐久間真一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第15号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 議案第15号 令和2年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案第15号の補正予算書をお願いいたします。

まず、1ページでございますが、第1条は総則を、第2条は収益的収入及び支出の予定額の補正で、収入の1款3項医業外収益、補正前の額4億8,183万7,000円に88万1,000円を補正し合計を4億8,271万8,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正で、収入の1款3項補助金、補正前の額2,000円に114万1,000円を補正し合計額を114万3,000円とするものでございます。

なおこの補正により、財源として使用いたします過年度分損益勘定留保資金の額を、当初の4,034万1,000円から3,920万円に改めるものでございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

4ページの補正予算説明書をお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款3項2目1節の補助金88万1,000円の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、院内感染防止の対策として、事業計画を調整し、緊急に実施した事業が当該交付金の交付対象となることから、見込額を計上させていただきました。

新型コロナウイルス感染症疑いの入院患者様用に使用している病室2部屋の換気扇設置に係る経費60万5,000円のほか、病院職員の新型コロナウイルス感染が確認されたことにより、

4月16日から中止していた診療の再開に向け、4月27日に実施いたしました専門業者による院内全館の消毒に係る経費のうち27万7,000円が交付対象となることから、交付予定額を補正するものでございます。

次に、資本的収入及び支出の収入でございますが、1款3項1目1節の国県補助金114万1,000円の補正につきましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の見込額の計上でございます。

院内感染防止対策として、病院玄関ロビーに発熱者の早期発見をするため導入する発熱者感知用サーモグラフィーの購入経費114万2,000円が交付対象となることから、交付予定額を補正するものでございます。

以上、議案第15号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第16号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 議案第16号 横芝光町教育委員会委員の任命について、補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙、議案つづり、71ページとなりますので、よろしくお願いたします。

本案は、横芝光町教育委員会委員の半田美智子氏の任期が令和2年6月21日をもって満了となることから、引き続き半田美智子氏を委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものであります。

半田美智子氏は、横芝光町篠本にお住まいで、昭和26年生まれ、68歳でございます。

同氏は、昭和47年4月に印旛地域の公立学校職員に任命され、以来、長きにわたり北総地域の小学校教員を務め、その間、町内の白浜小学校、東陽小学校で教鞭を取られた実績もございました。

平成24年3月に、匝瑳市立吉田小学校長を最後に退職されました。平成25年12月から令和元年11月まで、民生委員・児童委員を務められ、地域住民福祉向上のため活動をされました。

平成28年6月からは、横芝光町教育委員を務め、平成30年6月からは、町教育委員会教育長職務代理の職を務めております。町の教育行政の推進にご尽力をいただいております。

同氏は、広い分野における識見を有し、かつ、人格高潔であり、教育委員会委員として適

任の方でありますので、ご同意を賜りますようお願いを申し上げ、議案第16号の補足説明とさせていただきます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第17号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 議案第17号 横芝光町監査委員の選任について、補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙、議案つづり73ページとなります。

本案は、横芝光町監査委員の椎名重基氏の任期が令和2年8月7日をもって満了となることから、その後任として押尾幹氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものであります。

押尾幹氏は、横芝光町横芝にお住まいで、昭和33年生まれの61歳でございます。

同氏は人格高潔で、東海大学教養学部を卒業され、昭和56年に総合建築材、株式会社サカサに入社後、昭和58年9月に当町に所在する株式会社村田屋本店に入社し、平成3年11月から当社代表取締役役に就任され、現在に至っております。

本職のほかには平成9年5月、横芝光町商工会青年部長に就任され、平成28年5月には横芝光町商工会副会長に就任され、平成30年5月からは、横芝光町商工会会長として、町の商工会活動を牽引されております。

さらには、社会福祉、社会奉仕の精神も旺盛で、社会奉仕活動の一環として、総武中央ライオンズクラブで会長などの役職を歴任され、地域社会の奉仕活動にもご尽力をいただいております。

また、地元小学校、横芝小学校のPTA会長も歴任されるなど、地域社会への多大な貢献をされている方でもあります。

このように、押尾幹氏は、会社経営者として培われた広く豊富な知見とともに、各種地域活動を通じ、人望も厚く、町監査委員として適任の方でありますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、議案第17号の補足説明とさせていただきます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第18号及び議案第19号について、財政課長。

〔財政課長 椎名雄一君登壇〕

○財政課長（椎名雄一君） 議案第18号及び議案第19号につきまして、補足説明をさせていた

できます。

ピンク色の表紙の議案つづり75ページをご覧ください。

初めに、議案第18号 横芝光町町民会館空気調和設備機能回復工事請負契約の締結についてであります。契約の方法は一般競争入札で、去る4月28日に受注希望型競争入札を行ったところ、株式会社畔蒜工務店が税抜き予定価格1億5,683万6,000円に對しまして、入札金額1億5,000万円で落札候補者となり、5月8日の入札参加業者選定審査委員会におきまして、資格審査を行い、落札者に決定したことから、入札金額に消費税を加えた額1億6,500万円を契約金額とし、千葉県山武郡横芝光町木戸10110番地、株式会社畔蒜工務店、代表取締役畔蒜毅を契約の相手方として、請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案つづり77ページをお願いします。

続きまして、議案第19号 光B&G海洋センター修繕工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

契約の方法は一般競争入札で、去る4月28日に受注希望型競争入札を行ったところ、株式会社畔蒜工務店が税抜き予定価格9,170万円に對しまして、入札金額8,895万円で落札候補者となり、5月8日の入札参加業者選定審査委員会におきまして、資格審査を行い、落札者に決定したことから、入札金額に消費税を加えた額9,784万5,000円を契約金額とし、千葉県山武郡横芝光町木戸10110番地、株式会社畔蒜工務店、代表取締役畔蒜毅を契約の相手方として、請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、ご説明いたしました受注希望型競争入札につきましては、全て予定価格及び最低制限価格を事前公表した上で実施したところであります。

入札参加者の要件設定を行うに当たりましては、当該工事分野において十分な実績要件を決定した上で資格範囲を決定し、所定の手続により公告を行いました。

入札参加者は横芝光町町民会館空気調和設備機能回復工事、光B&G海洋センター修繕工事ともに1者でありましたが、入札は、電子入札で行ったものであり、電子入札のシステムの運用上、競争性、公平性及び公正性を保つことができると認められることから、それぞれ開札を執行したものであります。

以上、議案第18号及び第19号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますようお願い申し上げます。



〔財政課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第20号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 議案第20号 横芝光町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

本日、別冊で追加配付をいたしましたピンクの表紙、議案つづり1ページから、別冊の黄色の表紙、議案関係資料1ページからとなりますので、よろしくお願ひいたします。

本案は、先ほど町長が提案理由で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策の一助となるよう、町長の給料を本年7月から9月までの3か月間、20%減額すべく横芝光町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

黄色の表紙、議案関係資料つづり1ページの新旧対照表によりご説明をいたしますので、ご用意をお願いいたします。

まず、第2条、町長の給料の特例、アンダーライン部分でございますが、こちらの期間を令和2年7月1日から令和2年9月30日までに改め、減額率は100分の20、すなわち20%でございますが、100分の20に改めるものであります。

それでは、ピンク色の表紙、議案つづり3ページをご覧いただきたいと思ひます。

附則として、この条例は令和2年7月1日から施行すると施行期日を定めております。

以上、議案第20号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 報告第1号及び報告第2号について、財政課長。

〔財政課長 椎名雄一君登壇〕

○財政課長（椎名雄一君） それでは、初めに、報告第1号につきましてご説明申し上げます。

ピンク色の表紙の議案つづり79ページをご覧ください。

報告第1号 令和元年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告についてであります。本件は、令和元年度の補正予算で、あらかじめ繰越明許の議決をいただきました事業につきまして地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その繰越額を報告するものです。

5款農林水産業費、1項農業費の被災農業者支援事業につきましては、昨年の台風で被災した農業施設の復旧費に対する補助事業ですが、被災件数が多く、施工業者が受注過多となり、復旧作業が遅れ、年度内に事業が完了しなかったことから繰越しをしたものです。

北清水排水機場管理事業につきましては、本事業に対する県補助金の交付決定が本年1月となり、必要となる工期を確保できなかったことから繰越しをしたものです。

7款土木費2項道路橋りょう費の、町道I-14号線道路改良事業（北清水・木戸地先）につきましては、県道交差点協議に不測の日数を要したため、年度内事業が完了しなかったことから繰越しをしたものです。

5項住宅費の被災住宅修繕緊急支援事業につきましては、昨年の台風で被災した住宅の修繕費に対する補助事業ですが、工事業者の不足等により年度内に事業が完了しなかったことから繰越ししたものです。

以上の4事業による繰越額の総額は、翌年度繰越額の計欄に記載のとおり6億6,086万5,000円となりました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

81ページをご覧ください。

報告第2号 令和元年度横芝光町一般会計事故繰越し繰越報告についてであります。本件は、地方自治法施行令第150条第3項の規定によりまして、事故繰越しに係る繰越額を報告するものであります。

事故繰越しは、本来ならば、年度内に完了する予定であった事業が、避けがたい事故などにより完了しなかったため、やむを得ず翌年度に繰り越したものです。

今回ご報告する繰越し事業は、土木費の町営住宅大規模修繕事業の一事業で、表の中ほどにあります翌年度繰越額は748万7,000円で、繰越しの理由は、計算書の説明欄に記載のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大防止による臨時休校で育児の対応が必要となったことから、作業員を確保できず、年度内に工事が完了しないことから、事業の一部を繰越したものであります。

以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

〔財政課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 報告第1号 令和元年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告について、報告第2号 令和元年度横芝光町一般会計事故繰越し繰越報告については、ただいま説明のとおりですので、ご了承願います。

以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後3時10分とします。

(午後 2時58分)

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時10分)

---

◎資料の差し替え

○議長（鈴木克征君） 先ほど、議案第19号 光B&G海洋センター修繕工事請負契約の締結についてであります。ページ数、ピンクの表紙77ページの3、契約金額、うち消費税及び地方消費税の額「889万5,000円」とダブっております。次回の定例会開催前に差し替えさせていただきます。

---

◎一般質問

○議長（鈴木克征君） 日程第6、これより一般質問を行います。

---

◇ 小 倉 弘 業 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

小倉弘業議員。

[1番議員 小倉弘業君登壇]

○1番（小倉弘業君） 改めまして、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、小倉弘業が一般質問をさせていただきます。

昨年の年末に中国湖北省武漢市で発生したとされる新型コロナウイルスによる世界的な感染の拡大で、感染者の中でも高齢者や疾患のある感染者は重症化する確率が高く、日本国内でも今日まで感染者は1万7,000人を超え、うち900人以上の死者が出るという、世界を震撼させる非常事態となっています。

4月7日には、国民に緊急事態宣言が発令され、規制地域には千葉県も含まれ、より厳しい外出の制限や自粛など、事細かく様々な業種への指定が決まりました。3密によるクラスター感染を避けるため、外出を控えることを余儀なくされ、町内も飲食店や宿泊業をはじめ、様々な方々に甚大な影響が出ました。緊急事態宣言による自粛規制でも、当初は感染の終息が見られず5月6日までの自粛規制でしたが、さらに5月末までの延期で、成果は出てきたものの14日の早期解除には千葉県は含まれず、再度の延期で規制解除を待つこととなり、そ

の後の25日には解除となり、やっと規制緩和となりました。

しかし、中小企業や個人経営の皆様は、自粛規制による休業の影響は、すぐに取り戻すことはできない状態です。

当町も3月28日に初の感染者を確認し、とどまることもなく4月10日、16日、17日と感染者が続き、感染の拡大が心配されました。その後は感染者もなく落ち着きましたが、当初は、感染者が犯罪者のような誹謗中傷もあり、感染に対する偏見をなくさなければ、病状が出て検査を受けない人が増えてしまうことも心配されました。

今後この新型コロナウイルスと共存していくためには、一人ひとりが正しい知識を持って対応していかなければならないと思います。

小学校、中学校、高校も、3月より長期の休校となり、学校教育への影響も心配されます。国としては、9月入学制を有力な選択肢としてきましたが、教育制度に加え就職や会計年度など社会生活全般への影響は多岐にわたり課題は山積みのため先送りとの報道がありました。

このような様々な問題を解決するためにも、新型コロナワクチンの開発が進み、平穏な生活が戻ることを願います。

それでは、大綱を2点質問させていただきます。

大綱1点目、新型コロナウイルス対策について質問します。

このたびの新型コロナウイルス感染拡大による休校の影響で、前例のない小中学校の学習の遅れはとても心配されるところです。オンライン授業も採用するには課題が多い現状で、教員の皆様は休校中も子供たちにこの数か月の遅れを取り戻せるよう、いつ学校が再開しても対応できるよう準備を進め、やっと6月1日より学校が再開しましたが、この休校による学習の遅れを町としてはどのような対応でこの問題に取り組んでいくのかお伺いします。

次に、このたびの緊急事態宣言による自粛規制で、当町も宿泊業や飲食業、その他様々な経営者に甚大な影響が及んでいます。国からの特別定額給付金は、国民へ10万円の給付が4月30日に国会で可決され、当町も14日より受付が始まり、支給が始まりましたが、緊急事態宣言が発令されてから、経営者は収入が激減しており、一刻も早い支援を待っている現状です。

近隣の山武市では、飲食店等緊急支援給付金を10万円、また、旭市では、市民に各2万円の給付金を、各市町独自で考えた支援を行っています。

過日の議会議員全員協議会でも、町の支援策の説明がありましたが、改めて具体的な支援についてお伺いします。

次に、今日まで当町の感染者の中には、4月16日に1人、17日には2人、計3人の東陽病院の看護師と看護助手も含まれていますが、3名以外の職員及び医師、病棟関係の職員は陰性で感染がなかったということで、感染者は少人数でとどまり、最悪の状態は免れましたが、新型コロナウイルス感染症に対して、東陽病院では、職員や看護師、外来や入院患者など、院内感染を含め、今後、心配される第2波、第3波の新型コロナウイルス感染症に対し、どのような感染予防策を行っているのかお伺いします。

次に、大綱の2点目、災害対策について質問します。

新型コロナウイルス感染者も徐々に減少していく状態ですが、今年も6月に入り数か月後には台風シーズンが訪れます。記憶にもまだ新しい昨年の9月に襲来した15号、10月の19号、また21号に伴う大雨では、当町でも甚大な被害が出ました。温暖化の影響で大型化している台風への備えとしては、ライフラインの停止などを想定し、今までの基準を見直した万全の備えが必要ですが、昨年の台風被害を教訓とした、今後、町としての台風や大雨に対する対策で、変更や評価した面をお伺いします。

また、新型コロナウイルス感染が心配される現状で、地震や台風、大雨による災害により避難勧告などの情報が発令され、各地域の指定避難場所へ避難した場合、町が指定した避難所に多くの避難者が密集し、3密の状態となり、感染するリスクが高くなることが心配されます。

避難所の数を現状より増やすことや、学校などでは体育館だけでなく教室も使って、避難者のスペースを確保するなど、対応できることはあると思いますが、町としての避難所の感染予防策をお願いします。

次に、昨年12月に質問させていただきました災害時の高齢者などの要配慮者や避難行動要支援者の避難手段の一つとして、避難タクシー導入について伺います。

昨年の台風襲来時には、町民の皆様も被害を避けるため、各避難所へ避難されましたが、大規模な災害時には、要支援者の方々への対応が町職員では対応不足となることを想定し、避難に支援が必要な方々を避難所など安全な場所へタクシーで送り届けていただく協定を平時より協会と結んでいただきたい旨を提案いたしました。

お答えとして、広域的な災害が発生した場合、関係機関だけでは対応不足が想定されるので、バスやタクシーなど公共交通を利用することは、有効的な手段であるので、取り組みを行っている自治体の事例を参考に調査研究していくと、前向きな回答をいただきましたが、台風シーズンを前に進捗状況をお伺いします。

以上、大綱2点の質問とさせていただきます。町当局のご答弁をお願いいたします。

〔1番議員 小倉弘業君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 押尾良晴君登壇〕

○教育長（押尾良晴君） 小倉弘業議員の新型コロナウイルス対策についてのうち、小中学校の学習の遅れについてお答えいたします。

千葉県教育委員会は、国の緊急事態宣言に係る県立学校の対応について、5月1月付けで5月31日まで臨時休校の期間を延長しました。当町の小中学校についても同様の対応を取ったところであり、3月から3か月間、学校での授業ができません状況でありました。

学校での授業ができません間は、家庭での学習が中心となり、4月は前学年までの復習を行い、5月7日からは、新学年の学習内容に準じた課題をワークシート形式で作成し進めたところであります。

課題の配付、回収等については、小学校で2週間に1回程度、中学校で1週間に1回程度を目安とした分散登校時に行いました。なお、回収した課題については、小学校は担任が、中学校は教科担当が評価をし、学習内容の定着がどの程度できているのかを確認いたしました。

また、児童生徒一人ひとりにアカウントを作成し、インターネットを利用して学ぶことができるシステム「Eライブラリー」を活用するとともに、千葉県教育委員会が作成している授業動画「チーてれ」、千葉テレビ放送で見ることのできる「ちばっこまなびのひろば」などの情報提供をいたしました。

インターネット授業については、システムの整備及び各家庭でのインターネット環境の整備が整っていないことから、現在は実施しておりませんが、国が示すGIGAスクール構想の実現と併せ、当町における小中学校の学習環境に最適な手法を研究していきたいと考えております。

学校の9月入学については、マスコミ等で報道されておりますが、国レベルで取り組む問題と考えますので、今後、国・県の動向に注視してまいりたいと考えます。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 押尾良晴君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 小倉弘業議員の支援給付金に関するご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス対策に関する支援給付金ということですが、6月補正予算案に盛り込んだ地方創生臨時交付金を活用して行う約1億2,600万円の町施策について、改めて説明をさせていただきます。

今回の施策は、主に新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するという観点から選別したところであり、事業規模から申し上げますと、中小企業支援事業と子育て世帯応援給付事業が中心となっています。

初めに、中小企業支援事業は国の制度である持続化給付金の給付対象者に対して一律10万円を上乗せ支給するもので、事業費は5,040万円です。持続化給付金の給付対象者は、売上げが著しく減少している事業者であり、支援の必要が大きい一方で、国から交付決定を受けているため、町に対して申請をいただければ審査に時間を要することなく迅速に支援が可能であると考えています。

次に、子育て世帯応援給付事業ですが、町内在住の18歳未満約3,000人について、1人当たり2万円を保護者に給付するもので、事業費は6,083万8,000円です。学校の休校等により子供が各家庭で過ごす時間が増え、保護者に精神的、経済的な負担がかかっていることに鑑み、支援を行おうとするものです。

そのほかには、福祉事業者の規模に応じ、1事業者当たり20万円ないし40万円を給付する高齢者・障害福祉サービス事業者支援事業、災害時避難所の感染症対策備品購入、東陽病院内感染症対策設備・備品整備、町内の認定こども園、保育所、小中学校の児童生徒を対象とした交通災害共済加入支援事業を行いたいと考えております。

なお、今後についても、閣議決定された第2次補正予算案をはじめ、国や千葉県などの動向等を注視しながら、この地域の実情に応じて必要な支援を行ってまいりたいと考えています。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 小倉弘業議員の大綱1点目、新型コロナウイルス対策についての、東陽病院の新型コロナウイルス対策についてのご質問にお答えいたします。

東陽病院では、新型コロナウイルス感染症の院内感染防止のため、発熱者の外来診療を、人間ドック用に増設し、外来から隔離した感染症診察室で防護服を着用した医師、看護師が対応しております。

また、職員には、毎日の検温と上気道等の症状があった場合の事前連絡を徹底して実施しており、このたび症状があり自宅待機をしていた職員から感染が判明しております。

4月16日12時30分、新型コロナウイルスのPCR検査で、職員1名に陽性が確認されたことから、午後の外来診療を急遽休止しました。そして、接触者のPCR検査の結果が出る4月20日までを診療休止とし、処置が必要な患者様以外診療はせず、薬の定期処方や診療予約の変更を行いました。

入院患者様への対応につきましては、ご家族に電話連絡を行い、外部からの接触を断つため面会謝絶の継続、入退院の停止、介護保険調査や施設入所の面談の中止、リハビリの中止を行いました。感染が起きた病棟と他の部署との接触をなくすため、患者様の移動や職員の出入りを制限し、病棟職員は外階段から出入りするよう動線を移動しました。食事面でも使い捨ての食器を使用するなど感染防止に努めてまいりました。

感染状況の把握につきましては、保健所の指導により、濃厚接触者を迅速にリストアップし、加えて病棟等に関係した者も含め、患者様をはじめ、看護師、看護助手、医師、医療連携室、リハビリテーション科、検査科等の職員を合わせ67名のPCR検査を16日から18日にかけて行いました。

その結果、接触者のうち職員2名の陽性者が出ましたが、患者様とその他の職員は全て陰性でした。そのため、4月29日までを診療休止として、陰性であった者の健康状態を2週間継続して確認いたしました。

その間、PCR検査を症状のある患者様や職員には2回目の実施をするなど、積極的に行い、延べ80名の検査を実施いたしましたが、職員3名以外は全て陰性であり、患者様や職員に感染はございませんでした。なお、接触期間に退院した10名の患者様につきましても健康状態を確認し感染がないことを確認するとともに、地域の医療機関、施設等の関係機関に対し、院内感染の状況をファクスで伝達いたしました。

院内の消毒につきましては、職員による毎日の消毒作業に加え、4月27日に専門業者による全館の消毒を実施いたしました。

そして、感染が拡大しない状況を確認したことで、経過観察期間を踏まえ感染者との最終接触から2週間が経過する4月30日に外来を再開することを決定し、来院者同士の接触を避



けるよう待合室の椅子の間隔を空けることや、並ぶ間隔を空けるなど配置を変更いたしました。30日朝からは、職員を玄関に配置し、来院者の発熱等の確認と手指消毒をお願いしておりますが、職員と来院者の接触を極力避け、発熱者を早期発見する必要があるために、玄関ホールに発熱者感知用サーモグラフィーの導入を進めております。

入院患者様につきましては、感染防止のため、感染疑いの患者様への対応として、病室2部屋に換気扇を設置いたしました。面会につきましては、外来再開後も中止しておりましたが、5月25日に緊急事態宣言が解除されたことにより、6月1日から一部緩和し、療養病棟の長期入院の患者様など、面会希望者と事前に面会時間を調整し対応しております。

なお、東陽病院ホームページには、新型コロナウイルス感染予防対策に係る注意喚起のために、来院時のお願いなど関連情報を掲載しております。トップページには情報発信項目「お知らせ」に病院の感染予防対策等を掲載しておりますが、分かりづらいとのご意見もいただいていることから、情報を把握しやすいよう改修するなど、病院ホームページの管理にも努めてまいりたいと考えております。

最後に、新型コロナウイルス抗原検査の実施についてでございますが、この検査は医師が新型コロナウイルス感染症を疑う症状があると判断した者に対して必要性を認めたときに使用するもので、検出用キットにより約30分間で検査結果を得ることができます。

検査結果が陽性の場合には、確定診断とすることができますが、陰性の場合には、確定診断のため、医師の判断においてPCR検査を行う必要がございます。

また、使用方法について、国のガイドラインでは、無症状者では、排出するウイルス量が少ないことが想定され、適切な検出性能を発揮できないため、現段階において使用は推奨されていない状況で、当面はPCR検査と抗原検査を併用して使用することとなっております。

また、検出用キットの供給については、帰国者・接触者外来を行っている当院でも検出用キットの提供が可能な見込みとなっておりますが、患者が多く発生した状況において、医師が必要性を認めたときに使用していく方向性であり、当面はPCR検査を主に実施してまいりたいと考えております。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 北田勝也君登壇〕

○環境防災課長（北田勝也君） 小倉弘業議員ご質問の大綱2点目、災害対策についての大型台風襲来時の対策についてと避難所の対策について、お答えいたします。

初めに、大型台風襲来時の対策についてお答えいたします。

昨年の9月から10月にかけての台風被害は、記憶に新しいところです。その災害を検証し、長期停電対策として、防災行政無線の役場基地局から直接送信が困難な地域の戸別受信機へ中継する中台地先と篠本地先に設置されている再送信子局のバッテリー増強工事を予定しております。これにより昨年の災害の長期停電時に戸別受信機への送信が3日目に途絶えた地域への送信が1週間程度可能になります。また、指定避難所の照明確保のため、バルーン投光器と発電機を3セット購入いたします。

このほか、情報連絡体制の強化のため、移動系防災行政無線の役場基地局及び庁用車に搭載する移動局6台の更新工事費を6月補正予算案に計上させていただきました。これは、経年劣化した移動系防災行政無線の通信状況を改善し、情報収集活動や避難所等との連絡体制を強化するものです。議会議員の皆様には、ご理解の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

台風については、気象情報などにより事前に対策を講ずることのできる災害であることから、勢力と進路によって、大規模な災害を引き起こすおそれがあると判断した場合は、接近前に災害対策本部を設置し対応に当たります。

今後、風水害の発生しやすい出水期に入っておりますので、昨年の災害を教訓に、防災対策を進めてまいります。

次に、避難所の対策についてお答えいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が5月25日に解除され、新たな生活様式の取り組みがなされておりますが、今後の状況によっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大している状況下で、災害発生による避難所を開設することが想定されます。

国内の感染者が確認されて以降、感染拡大を防ぐため、密閉、密集、密接のいわゆる3密を避ける取り組みがなされているところですが、これは災害時の避難所運営でも重要なことと認識しております。

まず密閉を防ぐ取り組みとしては、空気が流れができるように窓やドアを常時もしくは定期的に開けます。

次に、密集を防ぐ取り組みとして、避難者同士お互いの距離を保てるように、各避難所の最大収容人員を見直しました。この結果、従来の収容人員より半分以下となります。このため大規模災害時による多数の避難者に対応するためには、各地区の共同利用施設や集会所を利用し、自主防災組織や行政総務員等をはじめとする地域の各役員の方にご協力いただくこ

とが必要になると考えております。なお、避難所等の収容人員には限界があることなどから、避難行動は冷静に判断していただき、可能な場合は比較的広さに余裕のある親戚や知人宅へ避難するなど、平常時から検討していただくことをホームページ等で周知しております。

次に、密接を防ぐ取り組みとして、互いに手が届く距離での会話等をしないよう配慮していただき、マスク着用をお願いいたします。

このほか、受付での健康状態の確認により、できる限り避難スペースを分割、移動の動線を明確に分けるなど、感染拡大防止に努めてまいります。

さらには、飛沫感染防止に効果のある間仕切りシステムと段ボールベッドの購入費を6月補正予算案に計上させていただきました。ご承認賜りますようお願いいたします。

町では、アルコール消毒液、マスク等の感染拡大防止のための物資確保に努めていますが、基本的な衛生対策は各自で徹底してくださるよう周知しております。

今後もいつ発生するか分からない災害に備え、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた防災対策を進めてまいります。

〔環境防災課長 北田勝也君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

〔福祉課長 向後和彦君登壇〕

○福祉課長（向後和彦君） 小倉弘業議員からご質問のありました大綱2点目、災害対策についての災害時の避難支援についてお答えします。

昨年の12月議会定例会の一般質問でご提案がありました災害時における避難タクシーの導入につきましては、「避難に時間を要する高齢者や障害者など要配慮者が自主避難をする上で、有効な移動手段として考えられ、取り組みを行っている自治体の事例を参考に調査研究してまいります」と答弁させていただきました。

現在の進捗状況について申し上げますと、議員が直接確認されました茨城県水戸市では、昨年の災害発生時に「災害時要支援者配慮班」として職員を20名配置し、要支援者への避難情報の伝達と自主避難の可否確認を行い、避難の必要がある方を職員で支援し、職員で対応し切れない方については「災害時におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定」に基づき茨城県ハイヤー・タクシー協会へ要請したとのことでありました。

千葉県内の自治体の取り組み状況につきましては、市原市で千葉県タクシー協会市原支部と平成24年6月に「災害時における緊急輸送等に関する協定」を締結し、昨年の台風第19号の災害時には、避難所の被災により避難者を安全な場所へ移動させる際に活用したとのこと

でした。

また、千葉県では、地域を限定し千葉県個人タクシー協会と平成31年1月に「災害時における緊急輸送等に関する協定」を締結されていましたが、現在までの活用実績はないとのことでした。

いずれの自治体も個人からの予約ではなく、行政が必要と認められる避難者を特定し、行政側から協会への要請により避難支援を行い、利用料金については、全額自治体の負担であるとのことでした。

災害時における避難原則としては自助、共助、公助という考え方がありますが、広域的に大規模な災害が発生した場合には、町職員はもちろんのこと、自治会組織など避難支援機関だけでは十分な対応ができないことが想定されます。さらには、重度の介護認定を受けた高齢者や障害をお持ちの方など、介助を必要とする避難者にも対応していかなければなりません。

このようなことから、搬送者の対象、要配慮者への避難情報の伝達や自主避難の可否確認、タクシー事業者など様々な課題を整理し検討してまいります。

〔福祉課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） それでは、通告に従い、順番に再質問させていただきます。

初めに、小中学校の学習の遅れについて質問させていただきます。

オンライン授業導入となった場合の問題点をお伺いします。また、児童生徒のご家庭で、オンライン授業を行えるWi-Fiなどの環境が整っている家庭は、現時点では何割ぐらいあるのかお伺いします。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（押尾良晴君） オンライン学習については、多々問題はございますけれども、現在、本町におけるオンライン学習ができる状況にある利用環境のパーセンテージは96.1%ございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 今、教育長のほうからパーセントのほうを聞いて、もう大分できる範囲にはなってきていると思われませんが、教育の現場は、前例のない事態で、混乱の状態だと思えます。この学校の遅れを一日も早く取り戻せるようICT教育など国からの支援を十分

活用していただいて、取り組みを行っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（押尾良晴君） オンライン学習についてですが、今後、児童生徒1人1台の端末導入やネットワーク整備につきましては、国庫補助金等の活用することを視野に入れつつ、前向きに対応していきたいと、このように考えております。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 今、前向きな意見をいただいたので、どうかよろしく申し上げます。

次に、町からの支援給付金について、町長に2点質問させていただきます。

先ほどお答えいただきました給付金は、国からの交付金を使った給付金ですが、他市町村は、国からの交付金を待つことなく既に市町独自の支援を行っていますが、横芝光町独自の給付金を支給することはできないのか、お伺いします。

もう1点、現在、国として、多額の予算を投じて、先ほどもありましたがICT教育に力を入れ、児童生徒に1人1台コンピューター導入に向けた環境整備を行っていますが、国からの補助は、パソコン1台当たり購入に4万5,000円、通信ネットワークの設備に2分の1の補助など、国からの負担も必須の状態だと思えます。

山武管内でもICT環境整備に地方創生交付金を充てる予定の市や町もあるようですが、当町では、どのようにこの町負担金を支出するのか、町長のご見解をお伺いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず1点目の持続化給付金、町独自のそういう支援が中小企業者ですとか個人事業者に対してできないかというご質問だと思いますけれども、それについては、先ほど来申し上げていますが、国の2次補正がこの5月27日に閣議決定され、それが今国会でなされるかというふうに考えております。

町といたしましても、今回、給付、個人に対しても、子育て支援、子育て対応にしても、今回の企業、個人事業主に対する支援にしても、スピード感も大切なんですけれども、やはり本当に欲しいところにあげられればいいなという思いがございます。自治体として財源を確保して、それを準備して、分かりやすい言い方をすると、後出しじゃんけ的な、いいもの、よりいいものをあげられればいいなというふうに考えておりますし、これからの2次補正の金額がはっきりした中においては、その中からやっていかなければならないというふうに、私どもも思っていますし、行政全般でそれを考えていきたいというふうに考えております。

それともう1点のICT教育のタブレットの1人1台という話なんでしょうけれども、そこについても、早ければいいのかなという部分も確かにあるんですが、今後、5Gの発達がどのように影響してくるんだとか、その辺も考えながら、大変大きな投資になるというふうに思っておりますので、そのこともしっかりと見据えた中で今後進めていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 今、町長のほうから、後出しで、欲しいところが、後から見えてくる場所に支給していただけるということなので、期待したいと思います。

お答えいただきましたけれども、経営者などは収入が激減して、町からの手厚い支援を皆さん待っている状態ですので、どうか非常事態を町民の目線で考えていただいて、これから手厚い支援をよろしくお願いします。

また、2点目のICT教育に向けた町の負担金ですが、町長言っていたとおり後からというの必要かもしれませんが、近隣の市や町に遅れを取らないように足並みそろえていただいて、子供たちのために環境整備、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、大綱1の3点目、東陽病院の感染予防対策で、今後心配される第2波や第3波で、感染拡大となり、患者が増加した場合、現在対応している人間ドック用の感染症診察室だけで対応できるのかお伺ひします。

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 今後、新型コロナウイルスの第2波、第3波が来た場合の患者の増ということでご心配されていると思います。基本的には、感染症診察室で対応していきたいと思っております。ただ、当然増加している中で、現在の状況では1人に係る、診察に係る時間が結構かかっているという状況でございますので、一部で前室等にプレハブなどの仮設の施設を活用して、そういった患者さんを受け入れられるようにということで、院内でも現在検討しているところでございますので、どうか少しでも多くの患者さんを受け入れられるように、体制を整備していきたいと考えております。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 今後も、東陽病院では、今、お答えいただいたような感染予防策を徹底していただいて、安心して、皆さんが受診できるよう、よろしくお願いします。

また、東陽病院のホームページでの新型コロナウイルス感染症防止のお願いとしての表記

は、当初のものより非常に分かりやすく掲載されており、即改修していただき、ありがとうございました。

次に、台風襲来時の対策について質問します。

横芝光町地域防災計画は、昨年2月に改定されていますが、その後の千葉県を襲った台風15号、19号、21号に伴う大雨などでの被害を教訓とした防災計画の見直しはあったのか伺います。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） 昨年の台風の後、地域防災計画の修正ということで、今のところ、一番最後に改正しているのは、議員おっしゃられた平成31年2月というところで改定しておりますので、今現在、昨年の台風による災害の検証結果の反映はされておられません。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） やはりあれだけ大きい災害で、被害があったわけですから、見直しは早急にしたいほうが、私はいいと思いますので、よろしくお願いします。

今後温暖化の影響で、台風は大型化すると予想されますので、防災計画の見直し、また、早めの対策本部の設置など、いざというときはすぐできる対応をよろしくお願いします。

次に、災害時の避難所の対策について、感染防止のための取り組みを行っているの分かりましたが、町では、避難所開設の運営マニュアルは作成してあるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） 避難所運営マニュアルですけれども、これにつきましても、平成26年の3月に作成したものが最後でございます。千葉市とか南房総市、避難所マニュアルということで、あと千葉県でも6月2日付で災害時における避難所等々運営の手引きということで、町のほうへ送付されておりますので、なかなか現在、新型コロナウイルスに関する避難所マニュアル等はございませんので、これからこれらを参考にして検討してまいります。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 私も調べてきたやつと、ほとんど同じぐらい調べていただいているようですので、細かくよいところをどんどん活用していただいて、ほかの先にやっているところがありますので、よろしくお願いしますと思います。

次に、災害時の避難支援について、昨年の台風襲来時、町では、避難行動要支援者などの方への対応はどのように行ったのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 昨年の台風時の対応でございますけれども、まず個別対応につきましては、民生委員さん、あと千葉県から派遣があった保健師さん、あと町職員とで、75歳以上の独居、また高齢者のみの世帯の方々、さらに障害を持つ方々の安否確認と、健康状態の確認、それと電気・水道などのライフラインの確認などを行ったところでございます。

それと避難所関係につきましては、移動手段の前に、高齢者の方の避難と送迎を町の職員が行いました。3件で5名ほどいらっしゃいました。

また、障害をお持ちの方が2件で4名の方、これは自主避難でありますけれども、町の避難所に避難されたといったところでございます。それと、もう1点、福祉避難所として協定を結んでおります特別養護老人ホームと老人ホーム、この2か所に2件で4名の方を受け入れていただいた状況でございます。この方々は自主避難された状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 去年の災害でも、それだけの町の職員は送迎されたということでしたが、これからは高齢者などの要配慮者も増えてくると思われまます。大規模な災害では、地域の方々の避難支援や、町職員では対応が難しいこともあると思われまますので、ぜひ導入されたいと思われまます、町長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 前回の12月議会から小倉議員がその辺のご指導賜っているわけでございますけれども、しっかりともうちょっと研究をさせていただいて、確かにおっしゃられるとおおり、これからもっともっと台風被害も大型化していく予兆もあるような気もしますし、また今回のコロナウイルス対策も含めた災害行動計画等をしっかりと構築させていって、要支援者の誘導等につきましても、トータルに横芝光町のより一層の安心・安全のために、すばらしい、よりよい計画づくりにして、それが実際機能できるような対応をしっかりと構築してまいりたいというふうに考えておられまますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じまます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 町長から前向きなご意見をいただきましたので、心から期待しておられまますので、よろしくお願いをしたいと思われまます。



台風シーズンも間近に迫っていますので、各課一緒になって、コロナと台風両方、町民のためによろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木克征君） 以上で小倉弘業議員の一般質問を終わります。

---

#### ◎休会の件

○議長（鈴木克征君） 日程第7、休会の件を議題とします。

お諮りします。

6月6日から6月9日は議案調査のため休会にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認めます。

よって、6月6日から6月9日は休会と決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程はこれをもって終了します。

6月10日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 4時05分)

6 月 定 例 会

(第 2 号)

## 令和2年6月横芝光町議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和2年6月10日(水曜日)午前10時開議

#### 日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(16名)

1番	小倉弘業君	2番	森川貴恵君
3番	印東彦治君	4番	秋鹿幹夫君
5番	宮菌博香君	6番	山崎義貞君
7番	越川一雄君	8番	庄内賢一君
9番	鈴木和彦君	10番	鈴木輝男君
11番	川島仁君	12番	川島富士子君
13番	鈴木克征君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君

#### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	林雅弘君	企画空港課長	平山貴之君
財政課長	椎名雄一君	環境防災課長	北田勝也君
税務課長	鈴木正広君	住民課長	川嶋修君
産業課長	及川雅一君	都市建設課長	川島敏彦君
福祉課長	向後和彦君	健康こども課	萩原浩己君

食肉センター長	佐久間 真 一 君	東陽病院長	渡 邊 奨 君
会計管理者	大 木 敏 江 君	教 育 長	押 尾 良 晴 君
教 育 課 長	椎 名 淳 君	社会文化課長	霞 澄 人 君

---

職務のため出席した者の職氏名

局 長	市 原 通 雄	書 記	齋 藤 美 紀
-----	---------	-----	---------

---

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名、全員です。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

---

◎一般質問

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

---

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

川島富士子議員。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

○12番（川島富士子君） 皆様、おはようございます。公明党の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

質問に先立ち、改めて、今なお続く新型コロナウイルスによる肺炎の感染でお亡くなりになられた全ての皆様のご冥福をお祈りするとともに、罹患された全ての皆様に心よりお見舞い申し上げます。そして、病院従事者の皆様、町職員及び関係者の皆様には、緊急の様々な取り組みに心から感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの特別措置法に基づく緊急事態宣言が4月7日の発令以来、およそ1か月半ぶりの5月25日に全面解除、それからさらにはや半月が過ぎました。終息に向けた大きな局面の中で、自治体ごとの取り組みが一層重要になる中、町民は何に困っているのか、事業者の悩みは何かなど、現場の声をすくい上げていかねばなりません。感染第2、第3波への備えと社会経済活動の両立は決して容易ではありませんが、町民の命と暮らしを守るために、総力を挙げねばなりません。

東陽病院従事者の皆様はもとより、全職員の皆様には、コロナの教訓を踏まえた改革に挑み、必要な対策を適時適切に講ずることができるよう万全の備えをお願いし、質問に入ります。当局の力強い明快なご答弁をお願い申し上げます。

初めに、町長の政治姿勢について2点お伺いいたします。

安心して暮らせる横芝光町を目指してと4期目の挑戦をされました。さきの町長選におかれましては無投票ではありましたが、ご当選、誠におめでとうございます。

そこで、1点目として、当時町長が掲げられましたこれからの重点施策の一部について伺います。

まず①、施策1の安全・安心にある防災拠点の整備についてであります。昨今の非常に大きな問題であることから、詳細をお聞かせください。

次に②、施策3の子育て支援にある、以前にも質問させていただきました小中学校体育館の冷房設備設置についてであります。具体的な取り組み目標や今後の進め方をお尋ねいたします。

そして③、施策4の地域振興にある、やはり以前から数回にわたり質問させていただきました横芝駅のバリアフリー化、エレベーター設置についてであります。全協のご説明で進捗の報告に喜んだものの、完全なるバリアフリーでないことに心配と、何か方策がないものかと考える自分がおりました。クラウドファンディングやふるさと納税での取り組みで拡充してはと思いますが、ご見解をお聞かせ願います。

1点目の最後の④、施策5の道路整備にある、以前にも質問させていただきました駅前交差点及び町道I-14号線（長塚）の整備についてであります。駅前交差点は令和2年12月供用予定と、町道I-14号線（長塚）は令和2年9月開通予定とございましたが、進捗の実際はいかがでしょうか。お教え願います。

2点目として、町立保育所の再編・統廃合について伺います。

我が子らも大変お世話になった町立保育所ですが、年月とともに3保育所とも施設の老朽化、少子化、保育士不足等々、事情の変化は否めません。町長は就任当時、町立保育所の民営化を公約に掲げておられましたが、今こそ本気でお考えになるべきときではないでしょうか。町長のご決意と今後の取り組み対応についてお尋ねいたします。

次に、安全で安心なまちづくりについて3点お伺いいたします。

1点目として、県道横芝下総線バイパス開通に伴う事故多発対策について伺います。

本年3月7日に、待望の県道横芝下総線バイパスが開通いたしました。広報よこしばひかり4月号の紹介では、円滑な交通の確保や安全性の向上を図るため整備を進めたとありました。注意喚起があったものの不安は的中し、事故が多発しております。ご近所の皆様、町民の皆様、近隣市町の皆様から切実な声が多く届いている状況であります。さらに心配なこと

は、このバイパス道路は横芝中学校の生徒の通学路でもあり、大変危惧しております。

そこで、本日までの事故の現状と、町から県への取り組み状況と喫緊の課題をお聞かせください。

2点目として、スクールバスの位置情報通知システムの導入について伺います。

コロナがなければ、新学期から、大総地域の児童も南条地域の児童も、スクールバスで元気に新しい学校へそれぞれ登校していたことでしょうか。現在のスクールバス利用状況はいかがでしょう。

さて、千葉県富津市では、本年4月から小中学校の統廃合に伴い、通学方法の変更に伴う保護者の不安を解消するため、走行中のバスの現在位置をLINEで通知するシステム、モーターを導入したそうです。子供たちの通学の安全を守る取り組みとして注目されています。少しでも保護者の方の不安を解消するためと、子供たちが安全に登下校できる環境づくりを進めるため、本町においても導入すべきと考えますが、当局のご所見をお聞かせください。

3点目として、本町における新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

コロナから命と暮らしを守ることが目下の最優先課題であることには間違いありません。しかし、私たちの生活で解決すべき課題はコロナだけではありません。待ったなしの課題はたくさんございますが、感染拡大が日々深刻化する中で、町民の安全・安心につながるよう、再びの脅威にも崩れることのない社会、町の基盤をつくる責務があることから、コロナに伴う①町内における実情と課題について、②児童生徒への対応について、③今後の取り組みについて伺うものであります。

打倒コロナ、されどコロナを本年の契機に、次の10年を若者が希望を膨らませながら、誰もが輝く社会となるよう、その決意を求め、私の最初の質問といたします。

[12番議員 川島富士子君降壇]

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

川島富士子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、町長の政治姿勢についてのうち、これからの重点施策についての防災拠点の整備についてと、横芝駅のバリアフリー化（エレベーター設置）について及び町立保育所の再編・統廃合についてのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきまし

では各担当課長から答弁させますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、防災拠点の整備についてでございますが、近年、大規模な自然災害が多発する中、町民の生命、財産を守るための防災拠点の整備は、安心安全な町づくりに重要な施策と考えております。

昨年の9月から10月にかけて、大型台風が全国各地に甚大な被害をもたらしました。当町においても、多くの町民の皆様が長期停電と暴風による家屋等の被害により不自由な生活を強いられ、現在もブルーシートに覆われたお宅が見受けられます。

町では、地域防災計画に沿って役場本庁舎に災害対策本部を設置し、災害対応に当たりました。幸い役場敷地内は停電することなく、施設等にも大きな被害がなかったことから、迅速な災害対応に努めることができたと考えております。また、平成30年度に完成した庁舎北側車庫棟は、支援物資の受入れや配布物資の仕分、自衛隊をはじめとした国・県等のご支援をいただいた関係機関の活動拠点として活用することができました。

災害対策本部を設置する役場庁舎等は、まさに災害対策の本丸であり、この防災拠点としての機能強化は、安心安全な町づくりを進める上では重要な施策でございます。役場庁舎の耐震強化等、防災機能の強化を進めてまいりたいと考えております。また、災害時に町民の命を守る指定避難所となる公共施設についても、同様に地域の防災拠点として、強化整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、横芝駅のバリアフリー化についてお答えをさせていただきます。

横芝駅のバリアフリー化、エレベーター設置につきましては、川島富士子議員から以前よりご質問をいただいております。また、私自身も、ぜひ早期に実現したいと精力的に努めていた案件でございます。

改めて経緯を簡潔に申し上げますと、平成28年度に横芝駅バリアフリー施設整備の基礎調査を町が実施し、エレベーター設置案の検討や概算工事費等の算定を行い、この調査結果に基づき、JR東日本、国土交通省に対して幾度となく要望、協議を行ってまいりました。

JR東日本からは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定された移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の駅について、令和2年度までにエレベーターまたはスロープ等の整備を進めているところではあるが、横芝駅については3,000人未満の駅であっても、地域の実情に鑑み、利用者の実態等を踏まえ、設置に向けて前向きに検討するとの回答をいただいております。

いよいよ今年度、JR東日本にエレベーター設置に向けた詳細設計を実施していただける



見込みとなりましたので、関連経費の補正予算案を本6月定例会へ提出させていただいたところでございます。

次に、町立保育所の再編・統廃合についてお答えをいたします。

園児数の推移であります。少子化の影響により、平成22年度からは、町立保育所については年々減少しておりますが、直近5か年は90名前後の利用者数で推移しております。利用園児数の減少のほかにも、施設や設備の老朽化、通園バスの運行、給食業務の委託、保育士不足による保育士の確保対策など、多くの懸案事項があることも認識しており、今後の方向性について検討をしております。

私といたしましては、開所以来、地域と共に歩み、町の保育行政を担ってきた3保育所でございますので、行政が一方的に在り方を決めるべきではないと考えており、安定的な保育環境の維持及び充実を図ることが町の責務であると認識しておりますので、今後の町立保育所3園の在り方については、地域や保護者の皆様の意向を伺い、慎重に方向性を定めていきたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 椎名 淳君登壇〕

○教育課長（椎名 淳君） 川島富士子議員ご質問の町長の政治姿勢についてのこれからの重点施策についてのうち、小中学校体育館の冷房設備設置についてと、安全で安心なまちづくりについてのうちスクールバスの位置情報通知システムの導入についてと、本町における新型コロナウイルス感染症対策についての児童生徒への対応について、お答えいたします。

初めに、小中学校体育館の冷房設備設置についてであります。文部科学省が調査を行った全国公立学校施設の空調（冷房）設備設置状況における令和元年9月1日現在の状況で、全国の公立小学校等で、普通教室で78.4%、特別教室は50.5%となっています。しかし、屋内運動場は、3万4,429施設のうち1,095施設で3.2%、千葉県では1,385施設のうち48施設で3.5%であり、極めて少数の施設となっております。

平成30年12月議会定例会での答弁のとおり、本町の小中学校7校は、校舎棟全体に関わる普通教室、特別教室は、全国に先駆けて空調設備が100%完備されておりますが、屋内運動場の空調設備は全校とも完備されていない現状であります。

屋内運動場は、日常的な体育学習はもちろんのこと、朝会活動、集会活動、音楽活動、運

動部活動、文化部活動など、児童生徒の多くが活動する場所であり、空調の設置は、猛暑の影響による熱中症などの健康被害防止を図るためには大変重要なことであります。また、地域の各種活動の拠点として利用されるほか、災害発生時には指定避難所として多くの地域住民を長期間受け入れることが想定される場所であり、良好な生活環境を確保することが求められております。

このようなことから、屋内運動場の冷房設備については、本年、町内小中学校いずれかを選定し、メーカーによる実演（デモンストレーション）を行うべく、現在、日程調整を行っているところであります。今後、実演による結果を参考に、費用対効果を含めた調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、スクールバスの位置情報通知システムの導入についてですが、スクールバスの運行形態は、昨年度中に小学校統合準備委員会及び保護者説明会で協議を重ね決定したものでありますが、協議の中で位置情報システムの導入の要望や意見がなかったことから、当町のスクールバスについては、現在、位置情報システムを導入してはおりません。また、スクールバスの運行は、基本的に各学校の日課等に合わせた定時での運行となるため、位置情報通知の必要性は低く、何らかの理由により定時以外での出発・到着となる場合には、学校からの連絡メール等でお知らせすることで対応が可能であります。

交通事故や災害、その他やむを得ない理由により緊急的に運行の支障が生じた場合については、運行事業者、教育委員会及び各学校との緊急連絡体制を整備しており、有事の際には、3者の連絡体制により、学校からの連絡メール等で保護者等に運行状況をお知らせすることで対応することが可能であると考えております。

しかしながら、通常運行時等においてバス停まで保護者が送迎されている児童も多く、定時での運行についても、道路状況や乗降の人数によって発着時刻の変動があることから、近隣市町において位置情報システムを導入した運行を実施している自治体もあり、より安全な運行体制を整えております。

当町のスクールバスは、今年度の4月から運行開始の予定でありましたが、臨時休校により、4月、5月は分散登校等のみの運行となり、6月から本格的に運行が始まったところですが、位置情報システムについては、利用する児童、保護者の安心や利便性の向上、また、運行を管理する側の管理体制の向上にもつながると考えられるため、導入している自治体の事例を参考に、当町のスクールバス運行のより安全で安心な運行体制に有効な手段を調査研究してまいります。

次に、本町における新型コロナウイルス感染症対策についての児童生徒への対応についてですが、千葉県からの通知により、本町でも新型コロナウイルス感染症対策に伴う一斉臨時休校の期間を令和2年3月2日から5月31日までとしました。児童生徒への感染拡大防止の観点から、密集、密接、密閉の3密への対策として、3月の各小中学校の卒業証書授与式、4月の小中学校の始業式、中学校の入学式、5月の小学校の入学説明会については、会場の換気、座席間の確保、うがい・手洗いはもとより、参加人数の制限、式典の時間短縮等の対応を取ってきました。

また、臨時休校中は、家庭学習を中心に学習を進め、5月7日から、分散登校日を設けて学習課題の回収、配付を行い、その際には、3密を防ぐ観点から複数のグループに分け、登校時間を設定し、各家庭での検温を実施した上で登校を行いました。

なお、令和元年12月に国が示した児童生徒1人1台端末等を整備するGIGAスクール構想は、新型コロナウイルス感染症対策のため、国の令和2年度補正予算において、高速大容量の通信ネットワーク環境整備に加え、端末整備についても、段階的な5年間の導入計画を前倒しし、端末導入の支援を行うこととなりました。

町内小中学校につきましても、1人1台端末の導入に耐え得るネットワーク環境整備を国庫補助制度を活用し整備していくとともに、端末の導入についても、国庫補助金やその他の財源等を有効に活用し、国の推奨する都道府県単位を基本とした広域・大規模調達計画の動向を見極め、進めていきたいと考えております。

5月1日に行われた文部科学省の懇談会提言の中でも、「社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障するということとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取り組みを進めていくという考えが重要である。」とされています。

本町でも、引き続き、児童生徒の生命を守りながら、学校の教育活動を進めていきたいと考えております。

〔教育課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 私からは、川島富士子議員ご質問の道路関係についてお答えいたします。

初めに、大綱1点目の町長の政治姿勢についての横芝駅前交差点及び町道I-14号線の整備についてであります。横芝駅前交差点は県道であることから、道路管理者であります千葉県山武土木事務所が改良事業を実施しておりますが、用地取得に一部難航している状況にあります。しかしながら、朝夕の交通渋滞解消に向けて、取得している用地の範囲で暫定的な交差点ができるか、千葉県警察本部交通規制課と協議をしているところでございます。

次に、町道I-14号線の整備についてですが、清長大橋から県道横芝停車場白浜線に向けて計画的に改良事業を実施してきたところで、県道交差点手前まで工事が完了いたしました。現在、山武土木事務所が県道交差点改良工事を発注しており、本年12月に工事が完成する予定と伺っているところで、これにより町道I-14号線と県道が接続することとなります。

続いて、大綱2点目の安全で安心なまちづくりについての県道横芝下総線バイパス開通に伴う事故多発対策についてであります。バイパスの開通から約3か月が経過したところですが、県道横芝下総線とバイパスとの交差点での交通事故は、5月31日現在で23件、人身6件、物損17件発生しており、月別では3月12件、4月10件、5月1件となっております。事故のほとんどは、県道横芝下総線側の一時停止を怠った車両に起因したものであります。

このことから、この交差点におきまして、千葉県警察本部交通規制課、山武警察署、山武土木事務所及び町で安全対策に係る立会いを実施しました。その結果、県道横芝下総線側の一時停止をさらに運転者に認識させるため、交差点の50メートル手前からセンターラインを消し、路側線により幅員を狭くするなどの対策を取ることとなり、道路管理者であります山武土木事務所が実施したところでございます。さらに、安全対策として、山武警察署に交差点での交通安全指導をお願いいたしました。

今後、町といたしましては、信号機による交通規制になるよう引き続き要望をしております。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 萩原浩己君登壇〕

○健康こども課長（萩原浩己君） 川島富士子議員からの大綱2点目、安全で安心なまちづくりについてのうち、本町における新型コロナウイルス感染症対策についての町内における実情と課題についてと今後の取り組みについてにお答えいたします。

初めに、町内における実情と課題についてであります。本年2月4日に、国及び千葉県の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の状況を鑑みて、横芝光町新型コロナウイルス感

染症警戒本部を設置し、5回にわたり会議を開催し、国及び千葉県の対応状況等の情報集約及び情報共有等に努めてまいりました。

また、本年3月26日に、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法、いわゆる新型コロナ特措法に基づき、国及び千葉県が新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したことを受け、翌3月27日に、町警戒本部から横芝光町新型コロナウイルス感染症対策本部へ切り替えて設置をいたしました。現在、町対策本部会議は6回にわたり開催し、関係機関等からの情報集約や情報共有等を図り、町の対応策などを協議してきたところでございます。

一方、町内における感染者の発生状況についてであります。障害福祉施設関係者1名が3月28日に町内1例目として県から情報提供を受けた以降、感染経路不明者の1名が4月10日に町内2例目として判明いたしました。また、東陽病院勤務の看護師1名の感染が4月16日に町内3例目として判明し、その後、院内の濃厚接触者で看護師1名と看護助手1名の感染が4月17日に4例目、5例目として新たに判明し、計5名の感染者が発生いたしました。その後につきましては、現時点で町内の感染者は発生しておりません。

町の主な対応といたしましては、町内行事、会議の中止等の実施の見直し、各施設の臨時休館、小中学校の臨時休校について決定し、小中学校に関しては3月2日から臨時休校といたしました。また、社会福祉施設及び町内医療機関等に対しまして、不織布マスクを3月24日に2,270枚、4月10日に2,490枚を配付いたしました。また、妊婦に対しましても、5月21日に1人当たり10枚の不織布マスクを郵送により配付いたしました。東陽病院におきましては、感染者が判明した4月16日から2週間程度の間、外来診療が休診され、4月30日に再開されたところでございます。

なお、町民への周知でございますが、2月に、「新型コロナウイルス感染を防ぐには」のリーフレットを各戸配布、広報4月号の配布に併せて「新型コロナウイルス感染症予防対策及び相談窓口」のリーフレット、広報5月、6月の合併号の配布に併せて「新型コロナウイルス感染症対策の町独自支援情報に関するお知らせ」のリーフレットを、それぞれ全戸配布をいたしました。そのほか、町公式ホームページ、防災行政無線、まちナビ2やツイッター等で周知を重ねているところでございます。

次に、感染症対策での課題でございますが、国の緊急事態宣言が解除された後の気の緩み等から再び感染者が増加し、新たな集団感染、クラスター感染の発生等も懸念されるため、感染リスクを抑えた一人一人の行動の徹底、社会経済活動と感染拡大防止の両立に向けた効果的な取り組みが挙げられると考えております。また、新たなワクチン開発がなされた場合

の住民接種の方法及びその実施体制の構築も課題となります。

次に、今後の取り組みでございますが、国の緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き、マスクの着用など新しい生活様式の下、手洗い・うがい及び密閉、密集、密接の3つの密を避けた行動等の感染防止対策の周知徹底及び町独自施策であります子育て世帯応援給付金などの支援策を実施していくよう対応してまいります。

〔健康こども課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ご答弁ありがとうございました。自席より再質問をさせていただきます。

初めに、町長の政治姿勢についての防災拠点の整備についてでありますけれども、ご答弁と多少重なるところもあろうかと思いますが、皆さんが危惧しているのと同じように、コロナと台風と地震、これが本当に目の前の課題だというふうに思っております。この対応を急いでいただきたいというふうに思います。

台風はある程度予測から準備ができますが、地震はいきなり発生をいたします。日本のどこで起きてもおかしくない昨今であります。現に、先月は震度4の地震が記憶しているだけでも9回ございました。全国各地です。新型コロナウイルスが終息していない今このときに大規模地震や津波が起きたら、きっと避難所は3密状態となり得ます。今からあらゆることを想定して備えていかなければなりません。避難所の整備計画、避難所運営マニュアル等の準備はいかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） 避難所の運営マニュアルということで、新型コロナウイルスの関係なんですけれども、これにつきましては、現在、県のほうで新型コロナウイルス感染症に伴う避難所等の運営の手引というのがございますので、これに基づきまして、あと、県内でも千葉市、南房総市ということで出されております。これに基づきまして参考にさせていただきます。横芝光町のマニュアル等もこれから検討していく予定です。

6月の補正にも、いろいろ資料のほうをのせさせていただきましたので、それと併せて、これから早めに、台風が来る前に、運営方法等、マニュアルのほうを作成していきたいと考えております。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ありがとうございます。

6月2日に、県のほうから各市町村に下りてきたいろいろな資料を私も見させていただきました。その中に避難所のレイアウト等も入っておりますけれども、通常、毎年9月、防災訓練があるわけですけれども、もっと一步踏み込んだ避難所の運営の訓練とかをやっていないかというふうに、このレイアウトを見たときに思いましたけれども、町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、担当課長から答弁がございましたとおり、昨年9月、10月の災害によってこの場所も避難場所になったわけでありまして。それに、今、川島議員おっしゃられるように、新型コロナウイルス感染症の問題を併せた新たな災害対応、避難所対応というのが、今、構築されなければならない状況にあるわけですので、今回の6月補正予算にもいろいろと、パーティションの購入、また段ボールを利用したベッド等の災害防災備蓄の予算も計上させていただいている中で、考えられることを、できることをしっかりと積み重ねていって、災害に対応したいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ぜひ、町長のお言葉を信じて、町民の生命、財産を守っていただきたいと思います。

本当に、コロナだけでなくこれから台風の時期がやってまいりますし、いつ起きるか分からない地震もありますので、今ほど防災士の育成とか自主防災組織とか避難所の訓練とか、必要なときはないのではないかなというふうに思います。国の予算に本当にいち早く、パーティションとか段ボールのベッドとか間仕切りとか、手を挙げていただいていることに非常に心強く思っておりました。

また、国が分散避難ということを訴えておりますけれども、町はどのように考えているのか。うちの町にホテルがあるのかな、どうなのかな、また、学校の空き教室は使えるのかな、どうなのかなというふうに考えておりましたけれども、この分散避難の体制をどういうふう考えているかと、公衆無線LAN、避難所に入ったときの家族の安否や緊急連絡を得られるようにするために、Wi-Fi環境の整備はどのようにお考えなのか、確認したいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 分散避難につきましては、改めてその避難所をすぐ建設するというこ

とも無理があるかなと思う中でありますけれども、例えば、考えられるというところにおいては、学校の教室を使うとか、そういうことも考えられるのかなという状況の中で、教育委員会等々でこれから協議を重ねて、そういう対応がどうできるか。ご承知のとおり、先ほどお話をさせてもらいましたけれども、教室には冷暖房が整っております。それをどのように有効利用できるかという部分を構築していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） よろしく願いいたします。

通告にないので、要望にとどめたいと思いますけれども、特に分散避難したときに、今後、このコロナに伴って起こり得るであろうというふうに私自身が考えるのが、車中泊が多くなるのではないかなというふうに思っております。そのときに、在宅で家に残る、また車中泊などで、避難所以外での避難生活を送る人たちについても、避難所において物資の配布や支援情報の提供などの支援をしっかりと受けられると国も言っておりますので、こここのところ、本当に悲しい思いをすることのないように、全職員が共通認識を持っていただきたいというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 特に今、川島富士子議員が言った車中によって避難を強いられる方も多くおられるだろうという想定でございますけれども、現実、この横芝光町、水害と申しますか、水がたまっていってしまって避難を余儀なくされる、皆さんにそういう、ある意味、低い位置、水がたまってしまう可能性の高い住民の皆さんには、一部ではありますけれども、事前に、そういう場合はこの公共の土地を使ってくださいという、ある部分、情報は既にもう流してございます。そうすることによって、そういう人たちがそこに集まっていたら、その対応も極めてスムーズに行くのではないかという思いの中で、そのような施策を行っていますので、申し添えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それと、車椅子の方が避難所に来たときに、車椅子の方のトイレ機能の確保、これも国のほうで予算がつくと思いますので、マンホールトイレを整備していただきたいと思っておりますし、また、コロナ情報の伝達に、防災無線がない方とか、スマホ、携帯電話のない方や高齢者に、



ぜひ防災ラジオの導入もお考えをいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、小中学校体育館の冷房設備設置についてであります。教育課長よりご答弁をいただきました。ぜひ、これは町長の直近の公約でございますので、町長のご決意というか、伺いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 体育館ですとか、そういうところの冷房装置につきましては、近年、移動式の大きな、100ボルトで使えるような機械が開発されておまして、来週、近々ではございますけれども、光中の体育館を利用して、先ほど教育課長のほうからご答弁をさせてもらいましたけれども、デモンストレーションをやるということで、この冷房装置につきましては、県内の自治体の小中学校で既に使用している事例もございますので、その部分についてしっかりと対応して、先ほど議会前のご挨拶でもありましたけれども、千葉県で一番暑い横芝光町だという認識もございますので、その辺の部分もしっかりと、そしてまた、このコロナウイルスの関係によって夏休みが縮小されて、盛夏、一番暑い時期に学校に登校せざるを得ない状況も考えられますので、それに間に合わせることであればいいなと思いつつも、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以前にも私も質問に取り上げたときに申し上げましたけれども、再度の繰り返しになりますが、大きな国際空港を抱えている羽田がある東京と、成田空港がある、成田ではないですけれども飛行直下である横芝光町、この横芝光町があるから成田空港が保たれていると言っても過言ではないんじゃないかと思っておりますけれども、羽田がある東京では、2021年度までに公立の小中学校、何校だと思ひますか、約1,900校、この約1,900校の体育館へ、教室はもちろんもうとつくにあれですけれども、体育館へ設置終了の予定だそうでございます。エアコンの最適な設置方法を、とにかく、今、町長からご説明がありましたけれども、様々、迷惑料、いろんな関係で、地域振興を町長を中心に当局で考えていただいて進んでいるわけでありましてけれども、とにかく、このところも恩恵を感じるように、しっかりと子供たちの学びやの環境を整えていただきたいというふうに、改めて切にお願いを申し上げます。

そして、横芝駅のバリアフリー化（エレベーター設置）についてであります。

私が初めてだったと思いますけれども、質問したのが平成25年6月定例会。そのときも町長から本当に心強いご答弁をいただいた記憶があります。あれから何年という感じでありませぬけれども、でも少しずつ少しずつ、常に忘れずに、皆さんとJR、国交省、いろんな角度から導き出そうということでやってくれて、今日に来ているというふうには思いますけれども、平成26年9月定例会だったかと思いますが、私は静岡の例を出して、ふるさと納税で駅舎をきれいにしたという、静岡県の掛川市、JR掛川駅の建て替えの紹介をさせていただいて、あれからもう約6年であります。

そんな中で前進したんですが、先日の協議会で、構造上の問題もあるかもしれませんが、今の階段と跨線橋には上屋がつけられない、そのようなお話だったかというふうに思いますが、やるからには何とか方法を導き出して、ふるさと納税、お声をかけていただいたり、クラウドファンディングでお声をかけていただいたりということで、最近、芝山の航空博物館がクラウドファンディングで4日間で1,000万円達成して、さらにプラスだというふうに新聞紙上で発表になっておりました。以前は無人駅だった八街市の榎戸駅、2駅目でしたけれども、あそこも無人駅でありながら、今は上屋付きのホームに改修されて立派な駅になっております。

とにかく、本当に皆さんの英知を絞って、つぎ足し、つぎ足しではなくて、しっかりした、本当に町民が喜ぶ、また、飛行機が通ってもこれならという、そのような駅を造っていただきたいというふうに思いますけれども、町長、もう一度ご決意をお願いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まずもって必要最小限度の予算の範囲というか、なるべくお金をかけないでということで、エレベーター設置のところまで来ました。しかしながら、正直申し上げますと、JRは3分の1の予算を出してくれることがほぼ決まっておりますが、国のほうの3分の1は正直言ってまだ決まっておりません。その部分については、万が一、国土交通省が出せないということになりますと、これを町の一般会計から、空港から補助をもらうと言いながらも、一般会計からその3分の1を出さなければならない状況でございます。

それと、川島富士子議員の冒頭の質問の中でございましたけれども、完全なバリアフリー化というお話がございました。確かに横芝駅のホームは、実際電車から二十数センチの段差があって、これを解消するには十数億のお金が必要なんだということでございます。そういう中で、最初、いろいろと駅全体を直すのに幾らかかるんだということをやりますと、本当に幾らあっても足りないぐらいのお金がかかってしまうという状況がございまして、なかなか

かそれを、どうせやるならという形で、一気にえいやというわけにはなかなかいかないというのが正直な私どもの気持ちでございまして、できるものであれば、しっかりとしたバリアフリーが完全に構築できるようなものを造りたいと思っておりますが、いかんせん費用の、我々が思っていた桁が違う状況になってしまうということをご理解いただいた中で、よろしくご理解を賜ればと思っております、我々としてはできる限りのことを今進めているということに、ご理解賜ればと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 本年の4月3日の衆議院の国土交通委員会で、障害者や高齢者のスムーズな移動に向けたバリアフリー法改正案を全会一致で可決したとありました。これは町長からさっき言われていましたように、国の整備目標が2021年度から新たな目標設定とすることに伴い、国交省の答弁は、1日平均利用者数3,000人という要件を引き下げるなど、整備目標の対象を拡大する方向で検討しているという、そのような衆議院の国土交通委員会での議事録であります。

こういったことから、国の流れに敏感に注視して、芝山がクラウドファンディングで4日間で1,000万円。とにかく最初から、それこそ数億円、町長からもありましたけれども、私も毎年要望書でクラウドファンディングを出してきました。また、ふるさと納税、これにかける意気込みというのをもう一度聞かせてください。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） クラウドファンディングにつきましては、どういう形がいいのかというのは、今ここで話しすることは控えさせてもらいたいと思いますけれども、ふるさと納税につきましては、じっくり着実に、今、金額も伸びておりますし、あともう一步のところまで1億円を達成するようなところまで来たのかな、今後、ふるさと納税の方法につきましては、もう一段と加速をさせていただいて、横芝光町にいろいろな部分での財政の大きな歳入の位置づけになれるように、今後とも頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ぜひともよろしく願いたします。

駅前交差点及び町道I-14号線（長塚）の整備でありますけれども、一つ勘違いしているかもしれませんが、課長のほうから教えていただきたいと思っております。

駅前交差点の完成予定が数度変更になっております。今日のご答弁を伺って、町長のチラシのような回答を町民の方にお伝えしていいかということと、また、県道まで、本来はスクールラインまでの予定が完成だというふうに思うんですけれども、県道までが今年度、12月までに完成するというので、そうすると、大型車が通れるように弊害のやつをどかさされるわけですね。そうすると、庄内議員や鈴木議員からも以前質問がありました北清水の東集会所のそばの交差点、あれが、本町の今のバイパス事故のような、勘違いじゃないですけども、完全にあそこの広域農道が100%通行できるようになると、もっともっと事故が増えるんじゃないかなというのは、みんな地元議員は危惧しているところだと思うんですが、広域農道が優先になるのか今の町道が優先になるのか、確認させてください。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） それでは、まず駅前交差点の関係でございますが、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、用地取得に一部難航している状況にあるということで、当初は用地取得が順調に行けばということで予定していたものでございますが、今はなかなかご理解がいただけないという状況でありますので、取得している用地の中で、暫定的ではありますが、交通規制課のほうと協議をいたしまして、交差点のほうの改良を進めていきたいというふうに県のほうが申しておりましたので、ご報告させていただきます。

それから、I-14号線の関係でございますが、県土木事務所が12月を工期といたしまして長塚地先の交差点改良工事を発注しました。これが完成しますと、清長大橋の前後に取り付けてあります大型車の規制をかけているガードレールのほうが撤去されますので、議員のおっしゃるとおり、交通量のほうが、県道からI-14号線、清長大橋を通り、北清水の集会所の北側の交差点を通っていくというようになると思います。

私どもも、あの交差点は前より事故が結構多く発生しておりますので、危険でありますし、交通事故がないかどうかというのは危惧しているところでございます。そのため、定期的に警察等ともいろいろ相談しているところでございます。

なお、あの交差点につきましては、I-14号線の道路改良工事がスクールラインまで完成した暁には、あの交差点の先のほうを改良工事で実施していきたいという考えはございます。町長にもその旨を報告しているところでございます。

それから、この交差点はどちらが優先になるのかということでございますが、将来的にあの交差点が改良された場合には、I-14号線が優先になるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） やはりますますの事故も危惧するところでありますので、下総線バイパスの事故ではありませんが、先々を見通してしっかりと準備をしていただきたいというふうに思います。

町長の公約の中には、駅前交差点が12月の供用予定というふうになっております。そして、I-14号線は9月開通予定になっておりました。このところの確認をしたくて今回取り上げさせていただきました。何度も、結構このところは町民の方に聞かれるところでありますので、また、都度、変更があったときには教えていただきたいというふうに思います。

時間がありませんので、町立保育所統廃合。町長が初めて町長になったときの公約から大分、現実を知ってきたということも当然あるでしょうけれども、トーンが下がったのかなど。でも、今現在、上塚保育所の問題等もございましたし、ぜひパブリックコメントをやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長、簡潔にお願いします。

○町長（佐藤晴彦君） 保育所の運営の問題につきましては、利用されている保護者の皆さん、地域の皆さんも、極めて重要な部分ではあるものの、そう軽々と、先ほど壇上からの答弁で申し上げましたとおり、行政が一方的に云々ということではなくて、やはり民間からの、民間活力というか、民間でやっていただけることが十分可能であれば、それはそれでよしとしなければならないと思っております。それは変わっておらんのですが、それを行政のほうが一方的に進めることは難しい状況にあるというのはご理解いただけると思っておりますけれども、保育所の運営の方法につきましては、極めて慎重にこれからも進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

(午前11時00分)

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

## ◇ 森川貴恵君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

森川貴恵議員。

〔2番議員 森川貴恵君登壇〕

○2番（森川貴恵君） 議長のお許しを得ましたので、議席番号2番、森川貴恵が通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、世界的に広がりを見せた新型コロナウイルス感染症により不安な生活を強いられています皆様、飲食業をはじめ厳しい生活を余儀なくされている事業者の皆様には、心からお見舞い申し上げます。また、そのような中、私たちが生活を営む上で欠かせないお仕事に従事なさるエッセンシャルワーカーの皆様には深く感謝申し上げます。一日も早く平穏な生活に戻りますことを願いながら質問に入ります。

一般質問通告の提出が5月11日でしたので、その後の全員協議会で知ることができた項目もございますが、再度確認の意味を込め、お聞きすることをお許してください。通告は大綱2点で、新型コロナウイルス感染症に対する町の対応について、そして町内の交通問題についてです。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、政府は対策を総合的かつ強力で推進するため、令和2年1月30日、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置することを閣議決定しました。各自治体にもそれぞれ対策本部が置かれたましたが、当町の対策本部はいつどこに設置されましたか。また、本部の組織や構成はどのようなものですか。設置期間はいつまでとお考えでしょうか、お教えてください。

対策本部では、感染症拡大を阻止するために様々な取り組みがなされたことと思いますが、具体的にどのようなことをなさってきたのでしょうか。先ほどの川島富士子議員に対するご答弁でも分かりましたが、中止や延期が多かったようですが、こちらでは、そのような取り組みの中でどのような成果があったのか、また、どのような問題点が挙がってきたのかを中心に伺いたいと思います。

2番目に、町民への情報提供はどのようになさってきたのかをお尋ねします。

防災無線ではどのような情報を伝えましたか。4月にリニューアルされたホームページでは分かりやすく伝えられたのでしょうか。また、町の広報、議会だよりは、5月1日に町民の皆様にお届けできませんでした。近隣の市町では発行し、町民や市民の皆様にお届けし、ホームページにて公開していました。当町でなされなかったのはなぜだったのでしょうか。

4月20日には、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。お隣の町では、ゴールデンウィーク期間にもかかわらず役場で準備を進めたといいます。迅速な対応が求められると思いますが、当町での受付や給付時期はどのように進められていますか。

また、このような時期だからこそ住民は不安を抱え、その不安を少しでも解消するために、いろいろな相談活動へのニーズが高まると思いますが、行政相談や心配ごと相談、教育相談などの相談活動はどのように行われましたか。

3番目として、小中学校の対応について伺います。

3月初旬より小中学校は休業していましたが、そのような中、新学期を迎え、学年も上がりました。小中学生や保護者の方々の不安は増すばかりで、学習の遅れも心配されますが、休業中、学校はどのように対応されてきたのでしょうか。

また、再開後どのように感染対策を行い、学習や行事を行っていく予定ですか。授業時間を確保するため、夏休みの短縮や行事の中止なども検討されているところもあるようですが、当町ではどのような計画でしょうか、教えてください。

4番目に、農商工業者への対応についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症拡大により、多くの事業者が大打撃を受けています。先日の全員協議会で、当町では国の持続化給付金に上乘せとの話でしたが、基準が国と全く同じでは町独自の支援策とは言い難く、もう少し工夫が欲しいところですが、これからどのように周知を図っていかれますか。

緊急事態宣言中に、何かしら要望等もあったと思いますが、どのような対応を取られましたか。

今後、持続化給付金支給以外の支援策は何か考えておられますか、質問いたします。

次に、大綱2点目、町内の交通問題についてお尋ねします。

3月7日に開通した県道横芝下総線バイパス開通に伴う新交差点は、開通前から事故が多発するのではないかと心配がありました。最近では警察や安全協会での見守りも多く行われているようです。開通以来、通学の中学生の自転車がなかったのがせめてもの救いだったと思いますが、経済活動の再開とともに交通量も増え、自転車も多くなり、事故の増加が心配されます。信号機をつけるなどの対策が欲しいところですが、先ほど、こちらのほうは対策が進んでいると伺いましたので、安心いたしました。ただ、自転車に関してまだまだのようですので、自転車についてお尋ねします。

千葉県では、平成29年4月1日に千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定し、安全で適正な自転車の利用を促進しています。県では区域内の実情に応じた施策を策定し、実施に努めるよう求めています。町ではどのように取り組んでおられますか。

最後に、町内循環バスについてですが、日曜日にバスを使って駅に出たい、駅前マルシェ等を利用したいという要望がありました。以前から町内循環バスについては、その利便性を向上するよう要望がなされてきたと思います。何とか要望にお応えできるよう取り計らってはいけませんでしょうか。ぜひ取り計らっていただけるようお願いいたします、壇上からの質問を終わります。ご答弁をよろしくお願いいたします。

〔2番議員 森川貴恵君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 押尾良晴君登壇〕

○教育長（押尾良晴君） 森川貴恵議員の新型コロナウイルス感染症に対する対応等についてのご質問のうち、小中学校の対応についてお答えいたします。

初めに、休業中の対応はですが、児童生徒の学習面については、3月から4月は前学年までの復習を家庭学習として行い、5月からは、千葉県教育委員会の通知を受け、新学年の内容について学習を行いました。

具体的な方法を申しますと、まず学校ごとに新学年の学習内容に準じた課題をワークシート形式で作成し、分散登校時に児童生徒に配付します。そして、次の分散登校時にそれらの学習したものを回収し、小学校は担任が、中学校は教科担当が評価をし、学習内容の定着がどの程度図られているのかを確認し、学びの保障を行いました。また、インターネットを活用して学ぶことができるEライブラリーや、千葉県教育委員会が作成している授業動画「ちーテレ」、千葉テレビ放送で見ることのできる「ちばっこまなびのひろば」などの情報提供を行いました。学習の遅れや個に応じた指導時間の確保など様々な課題はありますが、児童生徒の学びの確保に向け、各学校が工夫し、取り組んでいるところでございます。

次に、感染防止の観点からは、児童生徒を登校させる際には一斉登校を避け、学年または地区割り振り等による分散登校を実施いたしました。また、手や指はもちろんのこと、机や椅子等の消毒や教室の換気も小まめに行い、分散登校による在校時間は15分から30分以内を目安として、感染拡大防止に努めました。加えて、児童生徒への心のケアとして、臨時休校中の児童生徒を勇気づけ、希望を与える目的で、防災行政無線を使って各学校から児童生徒



へのメッセージを行いました。また、各家庭1件1件に電話をかけ、健康状態を確認し、励ましの言葉をかけ、対応してきました。

続いて、休業明けの計画はについてですが、6月1日からの学校再開において、児童生徒には、手洗い、咳エチケット、3密の回避について指導しております。児童生徒の生命が第一という考えの下、6月1日から5日までは、学級や学年を2、3グループに分け、午前または午後に分散しての登校で、3時間程度の授業を実施、6月8日から給食を提供し、10日までは分散登校で3時間程度の授業の実施、6月11日、12日は通常登校として、4時間程度の授業の実施、6月15日からは通常の授業数の実施と、4段階に分け、学校生活に慣れさせていきます。

今後の学習の保障については、各教科の年間指導計画を見通し、授業時数の確保、さらには行事の精選と安全を確保した実施方法の検討など進めていきます。授業時数の確保については、6月15日の県民の日の登校、夏季休業期間を8月1日から8月19日までの短縮、町合同音楽祭の中止、小学校の陸上競技大会や体操競技大会の中止等に対応していく予定としております。

重ねて、国・県の動向を注視し、町教育委員会、各小中学校が一丸となって、安全を確保した上での学習の保障に努めてまいります。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 押尾良晴君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 萩原浩己君登壇〕

○健康こども課長（萩原浩己君） 森川貴恵議員からの大綱1点目、新型コロナウイルス感染症に対する対応等についてのうち、対策本部設置についてにお答えいたします。なお、川島富士子議員への答弁と重なる部分がありますが、ご了承ください。

初めに、対策本部設置についての設置の経緯と組織についてであります。本年2月4日に、国及び千葉県の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の状況を鑑みて、横芝光町新型コロナウイルス感染症警戒本部を設置いたしました。また、本年3月26日に、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法、いわゆる新型コロナ特措法に基づき、国及び千葉県が新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したことを受け、翌3月27日に、町警戒本部から横芝光町新型コロナウイルス感染症対策本部へ切り替えて設置をいたしました。その後、4月7日に国の緊急事態宣言が発令されたことから、法及び横芝光町新型インフルエンザ等対策行動

計画に基づく町対策本部として改めて位置づけ、町対策本部会議を6回にわたり開催をしたところでは。

一方、組織でございますが、町対策本部の構成員として、法第35条及び町行動計画に基づき、対策本部長を町長とし、以下、副町長、教育長、各所属長を構成員としております。

次に、取り組み内容であります。行動計画の目的、「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」の2つを軸に、国や県の情報集約と感染防止対策について、町としての対応策等を重ねているところでございます。

次に、成果と問題点であります。成果につきましては、町民に対し、国及び千葉県の方針に基づき感染症対策などを速やかに情報発信ができたこと、さらなる感染拡大の防止に努められたこと、また、特別定額給付金事業では、その支給体制を速やかに構築し、給付開始ができたことなどが挙げられます。

なお、問題点につきましては、国の緊急事態宣言が解除された後の気の緩み等から再び感染者が増加し、新たな集団感染、クラスター感染の発生等も懸念されるため、感染リスクを抑えた一人一人の行動の徹底、社会経済活動と感染拡大防止の両立に向けた効果的な取り組みが挙げられると考えております。また、新たなワクチン開発がなされた場合の住民接種の方法及びその実施体制の構築も課題となります。

今後の取り組みでございますが、国の緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き、マスクの着用など新しい生活様式の下、手洗い・うがい及び密閉、密集、密接の3つの密を避けた行動等の感染防止対策の周知徹底及び町独自施策であります子育て世帯応援給付金などの支援策を実施していくよう対応してまいります。

〔健康こども課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 森川貴恵議員のご質問、大綱1点目、新型コロナウイルス感染症に対する対応等についてのうち、町民への情報提供についての防災無線、ホームページ、広報についてお答えをいたします。

町から町民の皆様への主な情報提供手段として、議員ご指摘のとおり防災行政無線、ホームページ、広報紙があります。今回の新型コロナウイルス感染症対策や昨年度の台風の際など日々刻々と状況が変化する事案には、町内に一斉に情報を送ることができる防災行政無線

は有効な手段であるため、各種行事の中止や延期、施設の閉館、感染防止対策の呼びかけに活用をさせていただきました。また、東陽病院での感染者発生と休診、診療再開といった重要な情報も発信してきました。さらには、5月に入ってから、特別定額給付金による支援が具体化してきたところで、皆様に広くお伝えするために放送を行っています。ただし、音声のみによる情報であるため、伝えられる情報量に限りがあります。

一方、町ホームページには新型コロナウイルス対策特設ページを設け、防災行政無線による情報に加えて、相談窓口や事業者支援情報など幅広く多くの情報を発信しています。確実な文字情報を随時発信し、必要なときに確認できるため、今後、ますます重要な情報提供手段となります。ただし、いまだ年齢などによる情報格差は解消されたとは言えず、さきに述べました防災行政無線は、高齢者などには大切な情報源となっています。

同様に、広報紙も、ホームページなどを利用できない方にとっては大切な情報源ではありますが、月1回の発行ということもあり、必要なときに情報を届けるためには不向きな面もあります。今回、広報5月号の発行準備に当たっては、配布を担っていただく地区の皆さんの安全を最優先に検討した結果、発行を延期し、5月、6月合併号として6月1日に発行させていただいたところです。

また、チラシを全戸配布するという手段もありますが、行政総務員等配布をしていただく地区の皆さんの負担が大きいことから多用できるものではなく、今回の緊急事態宣言が発令されている中で、人との接触を減らすことが求められている状況においては、適当ではないと考えております。

昨年度の台風災害時の停電、今回の人との接触を抑えるといった様々な状況下でも住民に必要な情報を届け、安心していただくことは大変重要な課題でありますので、皆様のご意見をいただきながら今後も研究してまいります。

次に、各種相談活動はについてお答えをいたします。

3月10日から5月末まで、定例の心配ごと相談、行政相談、人権相談は中止とさせていただいておりました。これは感染防止の観点と、会場となっている町民会館、文化会館が休館していることから、相談員と協議し中止としたことに加え、緊急事態宣言の発令された4月7日には、行政相談を所管する行政監視相談センターから、対面での相談は中止するよう通知がありました。また、人権相談を所管する千葉地方法務局匝瑳支局からも中止するよう電話連絡があったところでもあります。

対面での相談は中止させていただいておりましたが、所管しています社会福祉協議会、総

務課、住民課にお問い合わせがあった際には、電話相談などについてご案内をさせていただくところでありました。中止させていただいた期間においては、お問い合わせはいただいていない状況でございます。

法律相談につきましては、予約制として社会福祉協議会事務局会議室を会場として継続実施しておりますが、実績としては、3月1日から5月20日までの間、例年とほぼ同数の22件となっております。

消費生活相談につきましては、東庁舎の相談室で、換気やスクリーン設置などの感染防止措置を施して継続しており、実績としては、3月1日から5月20日までの間、7件となっております。

また、新型コロナウイルス感染症に関連した様々な相談につきましては、町ホームページに相談窓口の一覧を掲載し、相談内容によってそれぞれご案内をさせていただいており、6月1日の広報に併せて配布をさせていただきました。

なお、5月25日に緊急事態宣言が解除されたことから、心配ごと相談、行政相談、人権相談は、相談員と協議し、昨日9日より再開をさせていただいたところでございます。

今後も、就業や生活への不安を持つ方に寄り添いながら、適切な対応に努めてまいります。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 森川貴恵議員の特別定額給付金及び町内循環バスに関するご質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、現金10万円を一律に配る特別定額給付金事業について、総務大臣から4月20日付けで事業実施の通知が、また、4月21日付けで広報啓発の依頼があったことから、速やかに町ホームページで総務省ウェブサイトへリンクを張り、事業の周知を行いました。それと並行して、給付金の申請が集中することが予想されたため、できるだけ町民にご負担をかけない形で申請できるよう、また、迅速、正確に給付できるよう、町住民情報系の電算システムを扱うシステムベンダーとの打ち合わせを中心に所要の準備を進めてまいりました。

5月8日まで、配偶者からの暴力を理由とした退避事例に係る市町村間の調整を行い、5月11日から町ホームページや防災行政無線等で申請書の郵送時期などを周知してまいりました。

ご質問の受付ですが、郵送申請は5月19日から8月19日まで、オンライン申請は5月14日から8月19日までを受付期間といたしました。また、給付については初回が5月22日で、おおむね5営業日ごとに行っているところです。

なお、6月5日現在の申請済みは、全世帯中93.8%に当たる9,184世帯で、6月12日までに世帯ベースで93.8%に当たる9,177世帯へ、人数ベースで95.5%に当たる2万2,391人への支払いを予定しています。

今後についても、できるだけ速やかに給付が完了できるよう事務処理を行うとともに、申請期限であります8月19日まで、未申請世帯へのフォローを行ってまいります。

次に、町内循環バスに関するご質問にお答えいたします。

現在、町内循環バスは2台で運行しており、日曜、祝日、年末年始を除く月曜日から土曜日を運行日とし、乗合タクシーの運行とともに、町民、高齢者の移動手段となっています。令和元年度の利用実績は2万2,211人、対前年1,150人の増となっております。

町内循環バスを含む公共交通については、町議会や町公共交通会議、乗合タクシー事業者との意見交換、2月に開催した成田空港圏公共交通シンポジウム2020などを通じて、改めてその重要性や問題点を認識したところです。

6月議会定例会へは、町に適した持続可能なよりよい公共交通網を実現するため、利用実態、住民ニーズ等の把握を目的とした基礎調査等を行うべく、関係経費を計上した6月補正予算案を提出させていただきました。その調査結果を踏まえ、来年度には、今後、国・県の交通関係補助金を受けるための要件になると見込まれる公共交通網計画の策定に取り組んでまいりたいと考えています。

町内循環バスの日曜日運行については、今申し上げたスケジュールの中で論点の一つとして検討してまいります。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

〔産業課長 及川雅一君登壇〕

○産業課長（及川雅一君） 森川貴恵議員の大綱1点目、新型コロナウイルス感染症に対する対応等についてのうち、農商工業者への対応についてお答えいたします。

初めに、持続化給付金に対する周知はについてですが、国の緊急経済対策として令和2年度補正予算で措置された持続化給付金は、厳しい状況にある事業者に対して事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に使える給付金が支給されるもので、5月1日からオンライン

申請の受付が開始されました。町と商工会では、ホームページに持続化給付金の申請ウェブサイトへのリンクを掲載するとともに、国の受付開始と併せて、ゴールデンウィーク中の5月2日と3日に商工会で休日相談会を開催いたしました。

次に、緊急事態宣言中の対応はについてですが、令和2年4月7日の緊急事態宣言を受け、同日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、千葉県知事から外出自粛要請が出されました。宣言後においても千葉県内の感染症患者の発生が増加している状況から、4月13日、同法第24条第9項に基づく新たな措置として、施設の使用停止やイベントの自粛要請が行われたことから、防災行政無線や町のホームページを通じ、周知を図ったところでございます。産業課窓口においても、感染症防止対策を取った上で、相談のために来庁される方々に、国や県による支援情報の提供やセーフティネット保証に係る認定書の交付を行ってまいりました。

最後に、今後の支援策はでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様に対する町独自の支援策といたしまして、国の持続化給付金の交付対象者に対して一律10万円を上乗せ支給する中小企業支援金を新たに創設するため、6月補正予算案に5,040万円を計上させていただきました。持続化給付金の給付対象者は、売上げが著しく減少している事業者であり、支援の必要が大きい一方で、国から交付決定を受けているため、町に対して申請をいただければ、審査に時間を要することなく迅速な支援ができると考えております。

また、国の第2次補正予算案で追加交付される予定の地方創生臨時交付金を活用し、追加の経済対策についても検討してまいります。

〔産業課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 私からは、森川貴恵議員ご質問の大綱2点目、町内の交通問題についてのうち、町内の交通危険箇所はについての県道横芝下総線バイパス開通に伴う新交差点での事故状況はにお答えいたします。なお、川島富士子議員の一般質問にお答えした内容と重複することをご了承願います。

県道横芝下総線バイパスの開通から約3か月が経過したところですが、県道横芝下総線とバイパスとの交差点での交通事故は、5月31日現在で23件、人身6件、物損17件発生しており、月別では3月12件、4月10件、5月1件となっております。事故のほとんどは、県道横

芝下総線側の一時停止を怠った車両に起因したものであります。

このことから、この交差点におきまして、千葉県警察本部交通規制課、山武警察署、山武土木事務所及び町で安全対策に係る立会いを実施しました。その結果、県道横芝下総線側の一時停止をさらに運転者に認識させるため、交差点の50メートル手前からセンターラインを消し、路側線により幅員を狭くするなどの対策を取ることとなり、道路管理者であります山武土木事務所が実施したところでございます。さらに、安全対策として山武警察署に交差点での交通安全指導をお願いいたしました。

今後、町といたしましては、信号機による交通規制になるよう、引き続き要望をしております。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 北田勝也君登壇〕

○環境防災課長（北田勝也君） 森川貴恵議員ご質問の大綱2点目、町内の交通問題についての千葉県自転車条例の啓発についてにお答えいたします。

千葉県自転車条例は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、平成29年4月1日に施行されました。町では、山武警察署や交通安全協会などと連携し、小中学校で開催する交通安全教室や高齢者の集う各種行事での開催時に、交通ルールとマナー、ヘルメットの着用、タイヤの空気圧やブレーキ等の点検・整備、反射器材の取り付け、自転車保険の加入等、いわゆるちばサイクルールの周知啓発活動を行っております。このほか、四季の交通安全週間に併せて、交通安全指導員による街頭啓発、町広報紙への掲載、防災行政無線、町ホームページ、ツイッター等の周知啓発も行っております。

今年度においては、新型コロナウイルス感染防止のため、各種イベントの中止や学校の休校等により、街頭啓発や交通安全教室等が開催できない状況にあります。今後、再開された場合は、イベントや交通安全教室を実施するとともに、山武警察署や交通安全協会などと連携し、交通事故のない安心安全な町づくりに努めてまいります。

〔環境防災課長 北田勝也君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） それでは、通告順に再質問させていただきます。

まず、1番、新型コロナウイルス感染症に対する対応等についての対策本部設置についてですが、対策本部は健康こども課プラム内に置かれたということではよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 今、森川貴恵議員のほうから、本部がプラム内というよう  
なご質問でしたが、本部をプラム内に置いたというような、そういう設定ではなく、感染症  
対策というのは、健康こども課が感染症の事務分掌となっておりますので、町対策本部の形  
式といたしましては、初回と第2回については、役場会議室で本部会議を集合形式として開  
催をいたしました。4月7日の緊急事態宣言が発令されたことを受け、3回目以降の町対策  
本部会議というのは、感染防止対策を講ずるため、町長も含めてですけれども、各所属の自  
席でのパソコンの端末を活用したオンライン会議というような形式で実施しております。と  
いう形で本部及び本部会議というのは実施をしております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 本部から離れた健康こども課の担当ということで、少し違和感があり  
ました。本町でしっかり、町長や他の課長との行き来がスムーズな場で本部があったらよか  
ったのではないかという不安でしたが、インターネット等、最近では整備されておりますので、  
役場の皆さんならきちんと使いこなせると思いますので、問題はなかったのかと思います。

次に、取り組み内容のところですが、先日の全員協議会、5月20日の時点で、ウイルス感  
染症対策経過概要という、資料6と書いてあるのを頂きました。そのところで、2月4日  
時点で警戒本部設置、第1回警戒本部会議（職員マスク着用等）とございました。というこ  
とは、この時点から、もう役場ではマスクをつけなくてはいけない、職員はマスク着用とい  
うことだったのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） さきの会議でお配りさせていただきました資料のとおり、職員に  
つきましては、やはり感染症の防止ということでございますので、国・県からの方針が示さ  
れた時点で、いち早くその辺は取り入れをさせていただきました。やはり来客するお客様に  
対しても不安を与えないということもございまして、その辺につきましては着用して、さ  
らには着用することを玄関等で貼り出しをさせていただいたという経緯でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 紙に書いてある経過と町民の皆様が実際に見た感じと随分離れている  
などというのを感じました。と申しますのは、4月の初旬です。東陽病院に行かれた町民の方  
から、病院職員はマスクもせずにロビーを歩いていたという話を聞きました。また、4月の



10日ごろだったと思います。まだ勤務時間内と思える時間に、役場のA T Mにマスクをしないでいらした役場職員の方がいらっしゃいました。マスク着用の指示はないのかとお尋ねしたところ、さあ、やっている人もいるようですが、特に聞いてませんみたいな答えが返ってきたそうです。これは全体的に見まして、職員のほうに指示が行っていない、やはり危機管理が甘いのではないかと思われてもしょうがない事態だと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） ただいまご質問のありました東陽病院での看護師のマスクの不着用、この話については病院のほうにも確認をいたしております。病院のほうでも患者様の対応、要は体に触ったり、そういうときにマスクの着用をしておりますが、たまたまマスクをつけていなかったという事例があったという報告は受けております。その後、病院のほうでも、やはり患者様に不安を与えないよう、来院者にも不安を与えないよう、マスクの徹底を再度周知させていただきました。

さらに、職員のほうですが、その件につきましては私ども承知しておりませんが、やはりマスクの着用については徹底するよということ指導しておりますが、外へ出る場合、これにつきましては、2メートル以上のソーシャルディスタンスが確保できる状況であれば、マスクは着用しなくてもよいということになっておりますので、その辺につきましては、改めて町民の皆様には不信を抱かれないような行動を取るよ、職員のほうに指示を徹底してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 病院の職員は、看護師の方ではなくて、事務系の役場から行かれた職員の方です。

それから、そもそもなんですが、勤務時間内に役場職員はA T Mを使用してもよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 基本的にA T Mの利用につきましては、役場職員が各種団体の事務局等を持っている場合には、その事務局の会計処理等もA T Mで行っております。ただ、個人的な利用につきましては、休憩時間とかそういうものを考慮した上でやっていただくよをお願いしておりますので、その辺、誤解が生じないように、今後指導を徹底してまいり

たいというふうを考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 私も教員をしておりましたときに、勤務時間内に銀行とか行ったりとかはお仕事でありましたので、そういう事情を分かっている方は、お仕事なのかなと分かると思います。ただ、そうではなくて一般の方は、何だ役場の職員、勤務時間内ということ、違和感を感じられる方も多いと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、町民への情報提供についての防災無線のところですが、聞く内容全てが中止だったように思います。今、課長さんのお話を聞きまして、仕方なかったのかなということは大分分かりました。ただ、中止のものと延期のものと2つございまして、どういった根拠で、1つは中止、もう1つは延期というふうになったのか、その線引きのところは何だったのでしょうか、教えてください。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） それでは、防災行政無線で放送しました内容ですが、議員のほうからは、中止、延期の放送のみが多かったということでご指摘いただいているのですが、2月27日から5月25日まで、緊急事態宣言が解除されるまでの間、456回の防災行政無線を放送しております。その中で、2月においては行事の中止、延期に関する放送が35回ございました。これが、梅まつりですとか健康相談ですとか、今後感染症が拡大する中で行事が中止、延期になったためでございます。

3月には151回放送しております。主な内容といたしましては、感染症対策に関する放送、これを15回やっております。学校・施設の休校及び休館に関する放送、これを77回放送させていただきました。さらに行事の中止、延期に関する放送は59回させていただいております。

さらに、感染が拡大してまいりました4月には165回放送させていただいております。これは緊急事態宣言発令に伴う3密の回避、外出自粛、これらを27回、ゴールデンウィーク中のステイホームの周知、これを7回、学校・施設の休校、休館案内、先生からのメッセージ等の放送、さらには行事の中止、延期に関する放送、これは96回ほどやっておりますので、やはりこの辺が多かったというイメージを持たれているのかなと思います。

5月には105回放送させていただいております。こちらの内容も、緊急事態宣言発令に伴う3密の回避、外出自粛、さらには各種支援策、持続化給付金の相談、特別定額給付金の案内など、こちらを18回ほど放送させていただいております。さらには、学校・施設の緊急事

態宣言延長に伴う休校、休館の再延長、さらには、やはり行事の中止、延期等が続いておりますので、こちらについても55回放送させていただいておりますので、その辺が多かったという印象だろうというふうに思います。

さらに、行事の中止、延期の線引きでございますが、これにつきましては、期限が警戒宣言期間中のものについては中止せざるを得ないと。ただ、宣言の解除がなされて、今後、6月1日以降各種イベントの緩和が指示されておりますので、それ以降に開催できるものについては延期とさせていただきます。しかしながら、今後、第2波、第3波も来襲が想定されておりますので、これにつきましては、そのときの感染拡大状況に応じて随時判断をさせていただきますということを考えております。

よろしくお願いたします。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。

同じようにホームページですが、町の独自の情報というのが非常に少なく、全て県のほうへリンクしてしまっているような状態でした。新しくなってから、自分が本当に欲しい情報にたどり着くのになすごく難しいという町民の方々の声を聞きます。そのような声は入ってきませんか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 町ホームページへのアクセスの状況でございますが、これは、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、やはり国・県の方針を踏まえまして、町としてそれに従ってやるということから、それらの情報を分かりやすくリンクをさせていただきました。

さらに、リニューアルしてから見づらいという苦情は来っていないかということでございますが、何件か寄せられております。これは今までとがらっとホームページの構成が変わりましたので、やはり使い慣れていないというのが現状かなというふうに思っております。さらに、ホームページの情報の提供の仕方につきましては、これで100%ということではございませんので、いろいろな意見をお寄せいただきまして、それに伴いまして随時見直しをさせていただきますというふうに考えております。したがって、こういう点が分かりづらいよということは、端的におっしゃっていただければ、業者のほうと相談しながら、できるところから改善をしてみたいというふうに思っております。

さらに、ホームページのアクセス数の関係でございますが、昨年の台風被害、これで昨年

も年間のトップページのアクセス数が22万8,000件余りということで、前年の倍以上のアクセス数がございました。今年、ホームページをリニューアルいたしまして、4月、5月のホームページのトップページへのアクセス件数は10万8,000件ということで、2か月で昨年のほぼ半分のアクセスがあるということがございますので、これは非常に町民の関心も高いのかなというふうに思っておりますので、より見やすくアクセスしやすくなるように日々改善をしていきたいと思っておりますので、ご意見があればお寄せをいただきたいと思いますというふうに存じます。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ホームページ、今回のは非常に写真とかがきれいで、やっぱり慣れていない方も多いと思いますので、町民のほうも慣れるように、私も慣れるように努力いたします。

次に、特別定額給付金も九十何%ということで、高齢者の独り住まいなどで請求がなかなか困難、書類を書いたりコピーを取ったりという作業ができない方もいらっしゃるのではないのでしょうかと思います。そういう方たちに手だて、支援のほうをお願いしたいと思っております。

それから、商工業者には持続化給付金というのが出されるそうですが、売上げが前年度比50%減があればいいと。ただし、これは、例えば40%の売上げ減が6か月続いた、そうなったら対象外にはならないんですね。当町では国と同じ基準を満たした企業に上乘せということですが、町独自で差し伸べる手だてはないのかなというのがちょっと感じるんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（及川雅一君） 今回の1次補正で出たものについては、できるだけ経済対策として迅速に支給できるよう、国の持続化給付金の給付決定通知を受けた事業者に対して支援をするということで、事業を実施させていただきたいと思っております。また、この後、2次補正が出ますので、その中で再度追加の経済対策について検討していく方向で、現在考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 例えば成田市ですと、一律30万とかそういう話になっていると思います。事業者を助けるということは、やはり個人を助けることと同じように雇用を確保する、

ひいてはその家族を助ける、より多くの人を助けることにつながると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

町長のご判断でできる部分もあると思います。首長には、自身の判断ミスによる責任問題を恐れるのではなく、一步踏み込む覚悟が求められると思います。そして、失敗したときには結果責任を問われますが、そのために有権者から直接選挙で選ばれているのだと思います。当町の場合は選挙がありませんでしたが、周りの様子を伺い、後出しじゃんけんで負けるような政治ではなくて、町民が、うちの町の町長はしっかりしていると、常に前進し、しっかり責任の取れる町長であってほしいと思っております。

ちょっと時間がなくなってしまいましたので、最後、コロナ関連の最後として町長に伺いたいと思います。

例えば一宮町の町長は、50万円自己の給料をカットすると。6月から10か月間。茂原市は、市長も特別職もやはり10か月間カットすると。南房総市も、市長も副市長も教育長も期末手当をカットという話になっています。先日、町長もご自身の給料をカットするというお話がありました。これには様々な意見があって、町長がカットするとほかの職員にもという考えになるのでやめたほうがいいのか、そんなのは単なるパフォーマンスで、そういうことをしないで本業で成果を残すとか、そういうふうに周りの意見をかわそうとしているだけだとか、そういう冷たい意見もあります。当町の町長は、私は減らしたほうがいいのか、もっと増やせとか、そういうことを言っているのではなくて、町長のお考えを聞きたいと思います。ご自身のお考えをお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 何を答えればいいのか、いまいちよく分からなかったんですけども、私自身として、自分の報酬の中からカットした部分で、コロナ対策に対して何かしらの手当てをできればなという思いで、周りの状況を判断しながらもそういうふうにやらせていただいたわけでございます。ぜひご理解をいただければなと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 周りの状況を判断したということで、つられてやるという感じなのかと思うのですが、どうでしょうか。最後に町長、お願いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） やはりその思いがどこまでできるかという部分がございます。それは

あくまで私個人の判断でやったことをごさいまして、私以外の、例えば副町長、教育長についてはそこまで、これは任意にやるべきものだというふうに思っていますし、県内の自治体の中でも職員の給料もカットしてというところもあるようでごさいますけれども、その辺の部分については、やっぱり自発的な問題が一番肝要なのではないのかなという認識であります。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 以上で森川貴恵議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午後 0時10分）

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

---

#### ◇ 宮 菌 博 香 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

宮菌博香議員。

〔5番議員 宮菌博香君登壇〕

○5番（宮菌博香君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、宮菌博香が通告に従い一般質問をさせていただきます。

中国で発生した新型コロナウイルスは大感染し、世界中に恐怖と今までに経験したことがない経済不況を与え、現在も国内では第2波の感染が心配されているところであります。

日本国においては、4月7日に緊急事態宣言が千葉県を含む7都府県に発令されました。その後、全国に発令され、5月25日に全面解除されました。6月9日現在、全国では1万7,924名の方が感染し、936名の方が貴い命を落とされました。千葉県においても914名の方が感染し、45名の方が亡くなりました。改めて、亡くなられた皆様のご冥福と感染されました皆さんの一日も早い回復をお祈り申し上げます。そして、今後は新しい生活スタイルに変えながらの日常生活を送っていかねばなりません。

また、当町においても5名の方が感染、小中高校が長期にわたり臨時休校するほか、宿泊業、飲食業、農業、病院、介護施設など多くの皆さんが影響を受け、厳しい状況に立たされ

ています。それぞれの頑張りによる教育の安定と一日も早く経済不況から抜け出されることを、ただただ願うものであります。

今議会は、骨格予算に肉づけをするとともに、新型コロナウイルス対策に係る予算編成が重要なものになってくると思われませんが、地域間競争の中、町当局としては行政の力を最大限に示すときであります。職員一人一人が頑張ってください、点が線になるような対応をしていただくことを大いに期待するものであります。

それでは、大綱2点につきまして一般質問をさせていただきます。

大綱1点目としましては、町長の政治姿勢について、佐藤はるひこ後援会だよりの重点施策、前回の公約で未達成の事項、芝山鉄道の延伸の3点についてお伺いするものであります。

1点目として、佐藤はるひこ後援会だよりのこれからの重点施策についてのうち、4点についてお伺いします。

1点目として、防災拠点の整備についてであります。最近の自然災害は大型化してきています。昨年発生した台風15号では当町は甚大な被害を受けました。それらを教訓として、しっかりとしたお考えを持っていることと思いますので、具体的な内容についてお伺いするものであります。

2点目として、成田空港関連の企業誘致・雇用創設についてですが、私は今までに何度となく方法論等を提案してきましたが、ほとんど前に進んでいない状況にあります。町長は具体的な進め方についてどのようにお考えになっているのか、お伺いするものであります。

3点目として、観光立町の推進についてですが、観光資源に乏しく、計画でも示されている年間観光客数目標人数が10万人という当町を観光立町としてどのように推進していくのか、町長の具体的な進め方についてお伺いするものであります。

4点目として、道路整備について5点お伺いします。

1点目として、下総線バイパスの安全対策及び道路照明についてお伺いします。町内の基幹道路が整備されることはよいことだと思いますが、この道路は、議会議員全員協議会時にも申し上げましたように、バイパスが開通してから交通事故が多発しています。いま一度信号機の設置などの安全対策を講じる必要があると思います。それと、言うまでもなく中学生の通学路でもあります。集落の切れ目から坂田池の信号機までの間、照明が一つもなく、非常に暗い状況になっています。農作物に被害を与えないように工夫していただき、子供たちをはじめ、通行する皆さんの安全対策と防犯対策を踏まえた照明灯の設置をお願いするものであります。町長のお考えをお伺いいたします。

2点目として、町道I-14号線（長塚）についてお伺いします。令和2年9月開通予定と示されていますが、この路線は、清長大橋が平成26年3月に完成、平成28年1月25日に供用開始ということになってはいますが、いまだに道路として完全機能することなく、本当に今年の9月に開通するのか、町長にお伺いするものであります。

3点目として、町道I-8号線（東町）についてお伺いします。令和3年度以降開通予定と示されておりますが、当町が合併したのが平成18年3月であり、新町建設計画の道路整備の主要事業でもあります。いずれは開通すると思いますが、現時点でどのくらいの進捗率で、いつ頃完成するのか、町長にお伺いするものであります。

4点目として、町道I-10号線（古屋）と町道I-18号線（日吉）についてお伺いします。いずれも令和3年度以降開通予定と示されていますが、現時点でどのくらいの進捗率で、いつ頃完成するのか、町長にお伺いするものであります。

2点目として、前回の公約で未達成の事項についてお伺いします。

これから申し上げる事項につきましては、いずれも未達成で重要な事項であるにもかかわらず今回の重点施策から除かれています。なぜ除かれたのかについて町長にお伺いします。

1点目として、当初予算10億円の削減に向けた取り組みについてお伺いします。

町長は、平成28年度を目標年次として、10億円を削減し、当初予算90億円という大目標を掲げましたが、一度も達成することなく、現在の財政状況は非常に厳しくなっています。今、まさに改革していかないと、近い将来、財政運営は成り立たなくなるとは思います。町長のお考えをお伺いするものであります。

2点目として、産直交流施設（道の駅）の建設についてお伺いします。

現在の町の状況や近隣の状況を踏まえると、私は、当初計画されていた産直交流施設（道の駅）の建設については必要ないと思っています。しかしながら、この質問を振ると、町長は、ヨリドコロの成功を優先させたいと考えているというような回答をするようになってきておりますが、ヨリドコロと産直交流施設（道の駅）は別物であります。今回の重点施策に産直交流施設（道の駅）が示されておきませんが、建設を取りやめたことにより示さなかったのか、町長のお考えをお伺いするものであります。

3点目として、横芝光インターチェンジ周辺開発促進事業の計画についてお伺いします。

町の将来を考える上では大きな問題であると認識しておりますが、今回の重点施策の中には何も示されておきませんが、町長のお考えをお伺いするものであります。

4点目として、旧横芝中跡地の開発についてお伺いします。



特別養護老人ホームの誘致には成功しましたが、半分以上は手をつけていない状況にあります。成田空港の更なる機能強化により状況が変わったこともあります。なぜそのままに放置しておくのか、町長のお考えをお伺いするものであります。

3点目としては、芝山鉄道の延伸についてであります。この問題は、当町の未来を非常に大きく左右する問題であり、最後のチャンスだと思うからであります。

まず、町が栄えるには公共交通が充実していなければなりません。そのためには、第1交通手段としては鉄道であります。その交通手段を補うものとしてバス等があるものだと思います。国、千葉県及びNAAの説明ですと、国際競争に勝ち抜くために、成田国際空港はハブ空港として日本の空の表玄関として発展させると言っています。そして、今回の周辺対策により、空港南側地域が成田国際空港と共生共栄をしていかなければならないとも説明されています。しかしながら、実施プランを拝見すると、芝山鉄道の延伸については2行しか書かれておりません。一般常識からいって、国際競争に勝つだとか、ハブ空港にするだとかといった場合、鉄道という交通アクセスを考えないで物事を語るのはおかしいと思います。また、事業主体となる千葉県においては、外国人観光客を視野に入れた観光県を目指すと言っているのですから、鉄道という交通アクセスは必須条件だと思います。

以上のようなことから、町の将来を踏まえ、町長は声を大にして、国、千葉県及びNAAに猛アタックをしていただきたいと思いますが、町長のお考えをお伺いするものであります。

続きまして、大綱2点目としましては、行財政運営について2点お伺いするものであります。

1点目としては、財政調整基金の減少についてお伺いします。

平成26年度末には24億6,000万円あった財政調整基金は、令和2年度末には11億2,000万円になってしまいます。この6年間で13億4,000万円減るということになります。その間にハード事業はほとんど行っていない状況です。言い換えれば、しっかりした財政運営を行うことができなかった結果が数字に表れているということでもあります。

そして、新型コロナウイルス感染による対策が急務となり、対策に当たり国の交付金がありますが、不足する分は町の持ち出しとなります。さらに、今後予定している各種大型投資事業等を踏まえると、先行きが全くと言っていいほど不透明なものになってくるものと思われます。

そこで、なぜ財政調整基金が減少してしまったのか、今後どのように改善していくのか、町長にお伺いするものです。

2点目として、職員の削減についてお伺いします。

平成26年度末の職員数は287人でした。しかしながら、現在の職員数は316名です。町全体に業務内容が増加したり、専門性等が求められているということもあると思いますが、29人も増えているということが理解できません。なぜならば、合併は究極の行財政改革であるということ、人口は毎年減少していること、臨時職員等で対応できる業務も数多くあると思われるからです。これからもこのような採用をしていくと、経常経費がかさみ、さらに財政が逼迫される要因となります。そこで、町長には職員の削減方法の具体的な考えについてお伺いするものであります。

以上をもちまして最初の質問とさせていただきますが、町当局の簡潔で明快なご答弁をお願いします。

〔5番議員 宮菌博香君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、宮菌博香議員のご質問にお答えいたします。

なお、私からは、町長の政治姿勢についての佐藤はるひこ後援会だよりのこれからの重点施策についてのうち、防災拠点の整備についての具体的な内容について、成田空港関連の企業誘致・雇用創設について具体的な進め方について、そして観光立町の推進についての具体的な進め方についてと、前回の公約で未達成の事項についてのご質問にお答えをさせていただき、其他のご質問につきましては各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、防災拠点の整備についての具体的な内容についてでございますが、近年、大規模な自然災害が多発する中、町民の生命、財産を守るため、防災拠点の整備は安心安全な町づくりに重要な施策と考えております。

昨年の9月から10月にかけて、大型台風が全国各地に甚大な被害をもたらしました。当町におきましても、多くの町民の皆様が長期の停電と暴風による家屋の被害により不自由な生活を強いられ、現在もブルーシートに覆われたお宅が見受けられております。

町では、地域防災計画に沿って役場本庁舎に災害対策本部を設置し、災害対応に当たりました。幸いではございますが、役場敷地内は停電することなく、施設等にも大きな被害がなかったことから、迅速な災害対応に努めることができたと考えております。また、平成30年

度に完成した庁舎北側車庫棟は、支援物資の受入れや配布物資の仕分、自衛隊をはじめとした国・県等のご支援をいただいた関係機関の活動拠点として活用することができました。

災害対策本部を設置する役場庁舎等は、まさに災害対策の本丸であり、この防災拠点としての機能強化は安心安全な町づくりを進める上で重要な施策でございます。役場庁舎の耐震強化等、防災機能の強化を進めてまいりたいと考えております。また、災害時に町民の命を守る指定避難所となる公共施設についても同様に、地域の防災拠点としての強化整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、成田空港関連の企業誘致・雇用創設について具体的な進め方についてと、前回の公約で未達成の事項についてのうち、横芝光インターチェンジ周辺開発促進事業の計画づくりについてお答えをさせていただきます。

なお、ご質問の順番と前後してしまいますが、関連する内容でございますので、併せて答弁をさせていただきます。

成田空港の更なる機能強化により、空港周辺における物流や空港関連産業など、企業の立地ニーズが高まっていることから、当町においても企業誘致のチャンスがあると考えております。現在、町の工業団地には空きがなく飽和状態が続いていることから、新たな企業誘致場所の確保は、町内の雇用創設面においても重要な課題であると認識しております。

そこで、具体的な企業誘致の進め方といたしましては、民間の空き地や空き事務所を企業に情報提供する企業版空き地バンクを創設し、民間レベルの企業誘致を促進いたします。

また、横芝光インターチェンジ周辺は、国道126号線、銚子連絡道路及び町が要望している成田空港へ直結する幹線道路が交差する広域交通の結節点となることから、町の発展にとってとりわけ重要な場所であり、その利便性を生かした土地利用が求められていると認識しています。

そのため、昨年3月に策定した横芝光町土地利用ビジョンの中では、成田空港へ直結する幹線道路の整備促進、横芝光インターチェンジ周辺における複合拠点の形成を3つの重点戦略のうち、第1順位に掲げております。

6月議会定例会に上程をさせていただいた一般会計補正予算へは、当該地区に今後集積される可能性が高い産業を整理し、集積戦略の検討を内容とする産業導入拠点形成戦略策定調査業務委託料を盛り込んでおります。併せて、今年度から開始する農業振興地域整備計画の見直しや都市計画の見直しにも、この調査結果を反映することで当該地区の開発計画を具体化していきたいと考えているところでございます。

次に、観光立町の推進についての具体的な進め方についてであります。当町は、海岸部が県立九十九里自然公園の指定を受け、夏季観光の主役となる九十九里浜、町の中央を流れる栗山川、豊富な農作物を作り出す美しい田園風景、緑豊かな丘陵地帯と新春を彩る坂田城跡の梅林など、人々の心を癒してくれる魅力的な地域資源にあふれております。

これら自然の資源と、新たに建設した横芝駅前の情報交流館ヨリドコロ、リニューアルが進む民間の宿泊施設や飲食店など、おもてなし空間を連携させるとともに、ニューツーリズムを活用した観光メニュー開発や、梅まつりの知名度をさらに向上させ、集客の増加を図るなど、観光まちづくり協会や商工会にもご協力をいただきながら、観光産業の活性化を目指し、当町らしい観光振興の推進を進めてまいりたいと考えております。

次に、前回の公約で未達成の事項についてのご質問のうち、当初予算10億円の削減に向けた取り組みについてお答えをさせていただきます。

当初予算10億円の削減は、平成28年度一般会計当初予算で90億円規模を目指すこととしたものであります。実績といたしましては、平成28年度一般会計当初予算は94億円となり、その後も90億円を上回る予算規模となっております。これは、全ての事業の見直しを行い、経費の節減に努める一方、地方創生や消費税増税、社会保障費の増加、公共施設の長寿命化への対応など、年々変化する町を取り巻く環境や多様化する財政需要へ迅速かつ的確に対応し、20年後も選ばれる町を目指して、真に必要な事業に積極的に取り組んだ結果でございます。

今後も、横芝光消防署改築事業や横芝小学校建設事業など大規模事業を予定しておりますので、財源の確保と計画的な基金積立てを行うとともに、持続可能な行財政運営の確立に向け、事業の選択と集中の徹底に努め、メリハリのある効率的な財政運営を推進してまいりたいと考えております。

なお、本年4月1日には、成田空港の更なる機能強化に伴う騒防法の変更の告示が施行され、当町を取り巻く環境はさらに大きく変化しようとしています。私は、この機会を千載一遇のチャンスと捉え、地域の発展と空港との共生共栄に向け、また、第2次総合計画に掲げられた「人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまち横芝光」の実現に向け、誠心誠意尽くす所存でございますので、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、産直交流施設、いわゆる道の駅の建設についてお答えをさせていただきます。

成田空港の更なる機能強化に伴う地域振興が首都圏中央連絡自動車道開通など、当町を取

り巻く環境が大きく変化する中で、産直交流施設の建設については慎重に進めていく必要があります。昨年の3月議会でもご答弁申し上げましたとおり、ヨリドコロの成功を優先させるという私の考えは現在も変わっておりません。

次に、旧横芝中学校跡地の開発についてお答えをさせていただきます。

平成28年4月に策定した旧横芝中学校跡地活用構想に掲げられた雇用創出ゾーン、移住定住ゾーン、緑地・公園ゾーンの3つの活用形態のうち、雇用創出ゾーンにつきましては、平成29年10月に社会福祉法人下総会へ5,788平方メートルの町有地を売却、その後、主要地方道横芝下総線からの進入路を整備した結果、平成31年3月に特別養護老人ホーム横芝光が開設され、目標を達成することができました。

一方、移住定住ゾーンは、若者世代にとって魅力ある住宅地を形成するという活用構想がありますが、構想策定後に示された成田空港の更なる機能強化案により、当該地域を取り巻く環境、状況等が大きく変わっていくこととなったため、活用構想の推進を一時休止しておりましたが、本年4月1日に当該地域が騒防法第1種区域に正式に指定されたことを踏まえ、改めて活用方法等について検討を重ね、若者の移住定住につながる施策を実施してまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 私からは、宮菌博香議員ご質問の道路の整備についてお答えいたします。

初めに、下総線バイパスについてですが、川島富士子議員と森川貴恵議員の一般質問にお答えした内容と重複することをご了承願います。

下総線バイパスの開通から約3か月が経過したところですが、県道横芝下総線とバイパスとの交差点での交通事故は、5月31日現在で23件発生しており、月別では3月12件、4月10件、5月1件となっております。事故のほとんどは、県道横芝下総線側の一時停止を怠った車両に起因したものであることから、一時停止をさらに運転者に認識させるため、交差点の50メートル手前からセンターラインを消し、路側線により幅員を狭くするなどの対策を道路管理者であります山武土木事務所が実施したところでございます。さらに、安全対策として山武警察署に交差点での交通安全指導をお願いいたしました。今後も、町といたしましては、

信号機による交通規制になるよう引き続き要望をしております。

また、道路照明につきましては、道路管理者の山武土木事務所と町関係部署で協議してまいりたいと考えております。

次に、北清水から長塚へ通じる町道 I-14号線道路改良事業として進めております清長大橋から、町道 I-22号線、通称スクールラインまでの道路整備ですが、事業用地については全て買収が終わり、計画的に工事を行っているところで、令和2年3月末の進捗率ですが、事業費ベースで約83%、改良済み延長は約88%の状況にあります。

また、木戸地先長塚地区の県道横芝停車場白浜線の交差点においては、事業主体である山武土木事務所が交差点改良工事を発注しており、本年12月には完成する予定と伺っているところで、これにより町道 I-14号線と県道が接続することになります。

次に、県道横芝上堺線から東町地区の両総土地改良区東部支部前を通り、栗山橋手前に接続する町道 I-8号線道路改良事業ですが、計画路線の約4割が新設道路となることから、用地を先行して取得しております。令和2年3月末の進捗率は、事業費ベースで約8%、用地面積ベースで約81%の状況にあります。

次に、県道横芝停車場白浜線の古屋地先から町道 I-22号線、通称スクールラインに通じる町道 I-10号線道路改良事業ですが、家屋等の移転があることから用地を先行して取得しており、令和2年3月末の進捗率は、事業費ベースで約38%、用地面積ベースで約13%の状況にあります。

次に、日吉地区宝米地先から新井地先に通じる町道 I-18号線道路改良事業ですが、計画路線の約8割が新設道路となることから、用地を先行して取得しているとともに、道路部へ盛土による軟弱地盤対策を行っています。令和2年3月末の進捗率は、事業費ベースで約10%、用地面積ベースで約89%の状況にあります。

また、それぞれの路線の完成年度ですが、令和2年度国庫補助事業（路線全体計画）申請ベースで申し上げますと、町道 I-14号線は令和5年度、町道 I-8号線は令和9年度、町道 I-10号線及び町道 I-18号線は令和10年度の予定でございます。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 宮園博香議員からの芝山鉄道の延伸についてのご質問にお答えをいたします。

芝山鉄道の芝山千代田駅からJR横芝駅までの延伸については、成田空港の更なる機能強化に関する議論が本格化した平成29年2月6日に当町が要望事項として掲げた8項目の中の一つであり、その後も要望を続けています。

芝山鉄道延伸の実現に当たっては、何よりその必要性、経費負担やルートについて、関係する市町や成田国際空港株式会社との合意形成が必要であります。率直に申し上げて、現在のところ、関係機関の中で延伸に対する意識の温度差があると思われることから、今後も芝山町、山武市、横芝光町で構成されている芝山鉄道延伸連絡協議会などで意見交換を行い、意識の醸成を図っていきたいと考えています。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

〔財政課長 椎名雄一君登壇〕

○財政課長（椎名雄一君） 宮菌博香議員の行財政運営についてのご質問のうち、財政調整基金の減少についてお答えします。

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、将来の備えとして積立teを行っているものです。

当町の一般会計の財政調整基金残高の状況を見ますと、近年では、23億3,000万円ほどあった平成29年度末を境に徐々に減少している状況にあります。これは、平成29年に国の経済財政諮問会議で地方自治体の積立金が問題視され、国などから積立金を特定目的基金に切り替えるようにとの指導があったことから、平成30年度より公共施設総合管理基金などの特定目的基金へ優先的に積立teをしたことが大きな要因となっています。

結果、平成30年度末の財政調整基金残高は、前年度末と比較して約1億6,000万円減の21億6,000万円ほどとなったものの、一般会計積立基金全体の額は約1億8,000万円増額となりました。

なお、令和元年度におきましては、台風被害対応など予期せぬ財政需要の財源として基金を充てたことから、令和元年末の財政調整基金残高は、前年度末と比較して約5億8,000万円減の15億7,000万円ほどとなりました。

〔財政課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 宮菌博香議員の行財政運営についてのご質問のうち、職員の削減

についてお答えをいたします。

職員数につきましては、平成18年4月1日現在で総数338人おりました。平成18年12月に定員適正化計画を策定し、事務事業等の見直しをしながら計画的に適正化を図ってまいりました。平成26年4月1日現在では287人まで減少いたしましたが、その後は行政需要に沿った定員適正化計画の見直しを行い、令和2年4月1日現在では総数316人で、平成18年度と比較して22人の職員が削減されております。しかしながら、ここ数年は増加傾向ですので、増加しております部門別に説明をさせていただきます。

初めに、教育行政及び公営企業部門の職員数を除いた一般行政部門の職員数の推移を説明させていただきますと、平成30年4月1日現在、148人でありましたが、平成31年4月1日現在では154人となり、6人増加しております。これは、企業誘致を含む地域振興や、成田空港の更なる機能強化案に対応した新たな組織体制の構築、東京2020オリンピック・パラリンピックへの対応、子育て支援センター設置準備等のための増員によるものであります。令和2年4月1日現在ではさらに2人増の156人となりました。これは、都市計画変更事務、パスポート発行事務及び農地整備に係る土地改良事業の事務の増加が見込まれたことによるものであります。

次に、公営企業部門については、平成28年10月と平成31年4月に横芝光町職員定数条例を改正し、町立病院の職員を増員しております。平成28年10月の改正では、地域包括ケアシステムと質の高い医療提供体制の構築のため92人から106人へ、平成31年4月の改正では、療養病棟の看護配置基準の変更と訪問看護ステーションの開設のため106人から126人へと、条例の改正に併せ職員の確保に努めた結果、平成29年4月1日現在91人であった職員数は、令和2年4月1日現在102人へと計画的に11人増加させております。

今後も行政需要に的確に対応し、事務量に見合った適正な職員数を確保し、民間の活用や業務の外部委託などを推進し、質の高い行政サービスが提供できるよう鋭意努力してまいります。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、再質問に入る前に町長に確認します。

この佐藤はるひこ後援会だよりの発行責任者は町長の後援会長だと思いますが、内容については町長の考え方を掲載したものということでよろしいのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。



○町長（佐藤晴彦君） 早川長吉氏は私の後援会長でございます。その内容につきましては、相談しながら、基本的には私のこれから目指すものとして記載しているものでございます。以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 安心しました。それでは質問に入らせていただきたいと思います。

まず、1点目の重点施策のうちの防災拠点の整備についての具体的な内容については、役場庁舎の耐震強化等、防災機能の強化を進めるということで町長からご答弁があったと思うんですけども、去年の経験や改善点、さらには新型コロナウイルス対策をも踏まえ、具体的な内容の答弁を期待していましたが、町長のただいまの答弁では心配だけが残りました。

整備するに当たっては、私が申し上げましたようなことを参考に、きめ細かくスピード感を持って実践していただきたいと思いますと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それでは、多少細かくなりますけれども……

[5番議員「短くていいです。なければいいです。じゃ分かりました」と発言]

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 細かくということでありましたので、細かくやられちゃうと時間がなくなっちゃいますので、それでいいですので、私の思いを今伝えましたので、そういうことを参考にしていただきたいと思います。

次に、成田空港関連の企業誘致・雇用創出であります。町長から民間の空き地や企業バンクとかということで、これは前回も条例とかそういうので出てきたと思いますが、私が言わんとすることは、町が企業誘致をするためには、自前の土地を早急に確保する必要がありますよと、それがなければ先に出てきませんよと、ですからその土地を早急に確保して、千葉県等をはじめとする関係者と連携を密にし、企業誘致がしやすい受皿を設けなければ駄目ですよということを言いたかったんですけども、その辺は町長、どのような考え方を持っていますか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 企業誘致を進める上で、町有地を取得してそこにというような考え方だけではなかなか限界があるんです。やっぱり民間活力を使った中で、町内でも比較的大きな、かなり大きな開発も進んでいる中で、そういう部分でも新たな企業誘致の可能性が大き

く膨らんでいるように思われます。それはやはり空港の容量拡大の問題と、横芝光町の立地的な魅力があるからこそ、そのような開発が行われているものと認識しておりますので、そういう民間活力についても大きく大きく期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 私は何度か一般質問でも言ってきたと思うんですけども、もう千葉県工業団地のようなやり方では先に出られませんよ、埼玉方式も研究してくださいよという事で何回か言ったと思うんですけども、何もなされていなかった、その場しのぎの町長かということだと思っております。

では具体的に申し上げますと、今、町には海老川沼に4ヘクタールの町有地があるかと思っております。それらについては、昔、海老川沼周辺開発計画等、そういうものも全部協議されているはずであります。それで、現在それと違うのは銚子連絡道が延びてきているだけだと思っております。ですから、そういう状況を踏まえれば、ある程度具体的な計画を見いだすことができると思われるんですけども、町長にはそのようなことをやっていく考え方というのはないのかお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど壇上からのご答弁をさせてもらった中で、この定例会に補正予算で、産業導入拠点形成戦略策定調査業務委託料というのを三百数十万円ほど提案させてもらっております。その大きな中身としましては、横芝光インターチェンジ周辺開発事業があるわけでございますけれども、その中に海老川沼の4ヘクタールについても触れさせていただいて、総合的な開発拠点の一つとして立地に加えながらの計画づくりができればいいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 分かりました。それについてはまた補正予算のときに質問したいと思っておりますので、先に進めさせていただきたいと思っております。

次に、観光立町の推進について、町長から確かに、白砂清松の九十九里浜、我が母なる栗山川の水と緑豊かさ、そういうものは人の心を和ませることができると思います。しかしながら、農業、商業、工業というように、観光についてもいつまでも観光だけでは長続きはしないと思います。まさに観光業になっていかなければ、町の産業としては成り立たなくなる

と私は思っています。

そういうことを考えた場合には、町の要するに自然、資源というのは、あまりにも少な過ぎるんじゃないのか。観光に力を町長が入れたいと言えばそれでいいんですけども、それであれば、私は、これは川島富士子議員等からも出ていましたけれども、町のPRを図りながら、ふるさと納税に力を入れたほうがより効果なPRにつながり、観光振興の一翼を担うことができると思います。

そして、なぜこのようなことを申すかといいますと、ふるさと納税で、言葉は悪いんですけども、稼いだものを東陽病院の繰出金に充てたり、10年ぐらい先に訪れる防災の拠点となる庁舎建設のための基金などに入れるなどの計画をしていかないと、今の町の財政ではもちませんよということを言いたかったわけでありましてけれども、そのようなお考えがあるのかないのかということを改めてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 町の財政というのは、いろんな多岐にわたった歳入、そしてまた歳出によって行われているわけございまして、ふるさと納税等、1つの財源を一方的にその1つに集中させるという考え方がいいのかどうか分からないわけでありましてけれども、現実問題としては、バランスよい歳入を入れながらバランスよい歳出をしていくということございまして、それをそれに向けたというような形のものというのは、一般的には行政では行わない手法だというふうに考えておりますが、しかしながら、ふるさと納税にばかり、やはり多いにこしたことはないわけございまして、これから観光事業とふるさと納税の具体化したものが生まれるような部分も、今、正直に言って、まだ発表できる状況ではございませんけれども、そういったことを模索している企業もございまして。そういうのも産業振興を含めて、地域の発展につながるための施策として今後も頑張っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） いずれにしても財源がない当町であります。

そして、これは行財政の中で話をしようかと思いましたが、時間がないから申し上げますけれども、千葉県にも人口2万人を超える町が2つあります。それらの町の面積、またいろんな状況が違いますけれども、そういう町でも、今年の当初予算については、70億円を切った中で予算編成ができています、現実問題として。

当町の予算規模というのは、大体からいくと65億円内、それを今これだけ大きく広げている。1回に小さくはなりません。しかしながら、このようなままずっとやっていきますと、あまり言いたくないんですけども、あれだけよかった東陽食肉センターの今のような八方塞がりのような二の舞になってしまうのじゃないかということで、非常に懸念をしているところであります。

したがって、今度の財政課長については、財政においてはある程度の、今の中ではスーパーだと思っていますので、そういうものでしっかりと、いま一度最初に戻してやっていかなければならないんじゃないのかなというふうに思っております。

それで、副町長に確認をしたいところなんですけれども、千葉県においても非常に苦しい時代には、枠組み、要するに組み上がった予算についても、執行するときには改めて財政課の了解を取って予算執行したときもあったように伺っています。副町長はその辺についてご存じなのか伺いをいたします。

○議長（鈴木克征君） 副町長。

○副町長（山田智志君） ただいまのご質問ですが、千葉県でも赤字決算が続くなど非常に厳しい財政状況のときが、10年以上前ですがございました。そのときは、当初予算を組んだ後に、年度が替わってから通知を出して、財政課から一定程度の執行を留保するという通知が出たということではございました。詳細については今記憶しておりませんが、そういったことはございました。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 私も、そういうところまで踏まえて今後も予算編成をしていかなければ、横芝光町も、今回のコロナの対策において職員の給与を削減するようなどころも出てきていますけれども、そういうことがあっては絶対にならないと思っていますので、そういうふうにならないようにしていただきたいと思います。

それでは、次に道路の関係に行きます。

道路の関係については、先ほどからいろいろご答弁いただいていますので、下総線バイパスの信号機の関係については分かりましたけれども、道路照明については、千葉県等関係部局のほうと協議するというところでありますけれども、これは中学生の通学路ということも考えて、早急に安全対策ができるようお願いしたいと思いますが、町長、そういうお考えはありますか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 下総線バイパスは中学生の通学路でもあるというのは、今、議員がおっしゃられたとおりでございますけれども、それ以外に、あの田園風景の中で散歩を楽しんでいる方もおられるということであって、その設置について前向きに今検討しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 私のノウハウを申し上げますと、照明灯を設置するに当たり、電気の供給の要望があれば、一般的には東京電力の経費で電柱等を設置してくれると思います。今はどのようになっているか分かりませんが、そういうことを考えれば、町の経費というのはそんなに持ち出さなくてもできるんじゃないかと思っておりますので、そういうところを内部で十分協議をしていただきたいと思います。

そして、時間がなくなっちゃいましたけれども、一番大切な芝山鉄道について、再度質問させていただきます。

まず、この芝山鉄道の延伸というものは、横芝光町の今後を左右する一番大きな問題という認識を町長が持っていなかったのかなど。私は、これについては町長に答弁していただかなかったのが非常に残念でなりませんということをまず最初に申し上げます。

そして、最初に申し上げましたが、鉄道なくして空港南側地域の発展及び当町の発展はないと言っても過言ではないと思います。

それで、横芝駅まで芝山鉄道を延伸する経費は、一般的には一千四、五百億円程度だと言われています。真のふるさとを築き上げるには絶対不可欠なものでありますので、政治生命をかける気持ちで取り組んでいただきたいと思います。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 芝山鉄道に関しましては、企画空港課長から答弁をさせていただきましたけれども、現実問題、やはりこれは極めて大きな国家的なプロジェクトに乗っていかねばできない問題でございます。そうした中で、当町だけの問題ではない、これは南側、芝山も含めて、芝山千代田駅からの延伸をさせるということになりますと、芝山を縦断させるような大きなプロジェクトの中で、芝山町、そしてまた、今後、山武市との調整がどのように図られるかということが非常に肝要な部分でございます。今、宮菌議員は、芝山鉄道なくして発展がないと言い切っておられましたけれども、その辺の部分については私は同じ考えを持っていない、そうじゃなくてもちゃんと発展する方向はあるだろうと、必ず発展させなければならないというところでございます。芝山鉄道を政治信条として、ライフワーク

としてやるかやらないかは別問題としても、やはり空港南側の発展を期するためには、それだけではないという部分をしっかりと我々が共有しながら、今後、議員方と相談しながら、発展のために努力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 私は、交通アクセス、空港南側の鉄道というのは、いろんな施策をやるのにも一番大きなものだと思っております。ということですので、よろしくお願いをしたいと思います。

時間のほうも来ましたので、以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきますが、職員の皆様のご活躍を大いに期待しております。

ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で宮菌博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時10分とします。

（午後 2時00分）

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、発言に当たっては、マイクを十分近づけての発言をお願いいたします。

（午後 2時10分）

---

#### ◇ 秋 鹿 幹 夫 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

秋鹿幹夫議員。

〔4番議員 秋鹿幹夫君登壇〕

○4番（秋鹿幹夫君） 皆様、改めましてこんにちは。議席番号4番、秋鹿幹夫です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に従い一般質問を行います。

まず初めに、新型コロナウイルスに関しましては、連日連夜報道がなされ、その影響は言うまでもありません。このような状況の中、見えない敵と第一線で奮闘されております医療関係者の皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。本当にお疲れさまでございます。まずは自身の健康を第一に考えていただきたいと思います。そして、このコロナ禍によって改めて

感じたことは人との関わり合いの大切さです。自分がどれほどの方々に支えられているのか、生活にも様々な影響が起こる中、今まで当たり前だった日常に早く戻ってほしいと、一刻も早い終息を願うばかりでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。時節柄、単純明快な進行を考えておりますので、執行部の皆様にもご協力いただけましたらありがたいと考えております。

大綱1点目、成田空港機能強化に関する地域振興についてより、(1) A滑走路特別加算金の使途についてでございますが、先般、議会議員全員協議会にてお示しいただいておりますが、前年度に引き続き、今回も住民の皆様にはご理解を得られない部分があります。重複する説明をいただく場合もあるかと存じますが、この時間を活用してそのお考えを町民の皆様に広くお伝えしようと考えております。

(2) 町バス、成田便の活用方法であります。横芝光号成田便は、空港周辺地域振興支援金を活用し、前年度より新規に開始した事業でございますが、利用客数が伸び悩んでいるのではないのでしょうか。①運行開始からの利用客数の水準、②今後の課題と活用方法は、③近隣市町村と連携した公共交通の確立をお伺いいたします。

続きまして、(3) 空港周辺対策交付金についてであります。増額が見込まれる中、その使い道や、このコロナ禍での影響など、町民の方々からもご質問いただきます。①今後の周辺対策交付金の使途について、②コロナ禍による経済悪化での交付金への影響は、③交付金に頼る財政に行き詰まりは懸念されないかを確認させていただきたいと考えております。

次に、大綱2点目、新型コロナウイルス対策についてでございますが、今回は、当然のことながら多くの議員の方々が質問されておりますので、この場でいろいろと語ることはございません。

(1) 各給付金の迅速な案内や対応について、(2) 給付金取得に対し、町民に漏れのない案内やサポート体制は、(3) 町独自の給付金等の考えはあるか、(4) 教育カリキュラムの遅れをどの様に取り戻すのかをお伺いいたします。

町民の皆様より多くのご意見をいただきます。重複する場面も出てくるかと思いますが、同様の再質問は避けますので、ご容赦いただきたくよろしくお願い申し上げます。

以上、私の壇上からの質問とさせていただきます。町当局の明快な答弁をお願いいたします。

〔4番議員 秋鹿幹夫君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 押尾良晴君登壇〕

○教育長（押尾良晴君） 秋鹿幹夫議員の新型コロナウイルス対策についてのご質問のうち、教育カリキュラムの遅れをどの様に取り戻すのかについてお答えいたします。なお、小倉弘業議員、森川貴恵議員への答弁と重なる部分がありますが、ご了承ください。

当町の小中学校では、全校児童生徒が登校することによる感染拡大を防止するため、また児童生徒の命を守るため、国からの緊急事態宣言の延長を受け、令和2年3月2日から5月31日までの期間、臨時休校といたしました。

そのため、令和2年度は当初の年間計画どおりとはいかない状況になっております。各小中学校では、授業の遅れを最小限にとどめるべく、5月から新学年の学習内容に準じた学習プリントを作成し、分散登校や保護者への配付、家庭訪問など、様々な手段を使って児童生徒に届けました。家庭学習で行った課題は、期間をおいて回収し、小学校は担任が、中学校は教科担当が評価をし、学習内容の定着がどの程度図られているのかを確認しました。また、国や県が示す学習支援サイトや、千葉県で作成している授業動画サイトや千葉テレビの学習放送を紹介し、学習の補助としました。

登校再開後には、学校において学級や学年を二、三グループに分けての分散登校を実施し、1日当たり3時間程度の授業時間の確保をしており、特に学習内容の定着が不十分な児童生徒に対しては、別途個別に補習を実施、追加の家庭学習を適切に課すなどの対策を行っていきたいと考えております。

さらには、6月15日の県民の日を登校日に、また長期休業期間を短縮し、補充のための授業を行う時数を確保します。本来なら7月21日から8月31日までが夏季休業となりますが、この期間を8月1日から8月19日までとし、授業時数を15日間確保する予定としております。また、例年10月中旬に計画をしています町合同音楽祭の中止、小学校の陸上競技会、体操競技会の中止等、行事の精選を図り、教育カリキュラムの整備に努めてまいります。

当町といたしましては、児童生徒の命を守ることと学習の保障とを両立しながら、可能な限りの学校教育活動を進めていきたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 押尾良晴君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕



○企画空港課長（平山貴之君） 秋鹿幹夫議員の大綱1点目、成田空港機能強化に関する地域振興についてのご質問にお答えします。

初めに、A滑走路特別加算金の使途についてお答えします。

ご存じのとおり、A滑走路特別加算金は、令和元年10月27日からA滑走路の夜間飛行制限変更に伴い、A滑走路に係る環境対策事業に充てるため、成田国際空港株式会社から関係市町へ均等に年間2,000万円交付されるものです。令和元年度、当町では、騒防法第1種区域における固定資産の維持管理費に対する航空機騒音地域補助金の拡充と大総新道の舗装修繕工事にこの2,000万円を充当いたしました。

令和2年度については、5月20日の議会議員全員協議会でご説明したとおり、各地区への補助金である航空機騒音障害防止対策事業補助金の激変緩和分、大総新道（姥山地先）舗装修繕工事及び木戸台地先道路改良工事に充当したいと考えているところです。

次に、町バス、成田便の活用方法についてお答えします。

成田便は、成田国際空港株式会社から空港周辺地域振興支援金（一時金）を財源として、令和元年12月1日より横芝光町役場・横芝駅から成田空港周辺を結ぶ運行を毎日20便（往復10便）開始いたしました。

1点目の運行開始からの利用客数の水準についてですが、運行開始した昨年12月から今年3月までの令和元年度4か月間の利用者数は5,068人で、1日1便当たりの平均は2.1人となっております。また、令和2年度に入り、入学や就職など新たな生活が始まる季節であるため、利用者の増加を期待していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、4月の利用者は891名で1日1便当たりの平均は1.5人、5月の利用者は769名で1日1便当たりの平均は1.2人となっております。

続いて、2点目の今後の課題と活用方法については、成田便の運行目的は、町内から成田市周辺への通勤・通学者を増やすことで定住の促進、また、成田空港の運用が平常時に戻れば増加が見込まれる空港周辺の就業者の方を取り込むことなどにあります。成田便の利用実績は予想していた以上に厳しいわけですが、元年度末に策定した第2期町人口ビジョンにおける将来展望に掲げた目標人口を獲得するための重要な一つのツール、道具であるため、少しでも利用者が増えるよう、引き続きPR活動などに努めてまいります。

続いて、3点目の近隣市町村と連携した公共交通の確立についてですが、今年2月に当町と成田空港圏自治体連絡協議会が共催し、成田空港圏公共交通シンポジウム2020を開催しました。シンポジウムでは、公共交通について、成田空港に近接する各市町がばらばらでなく、

連携することの重要性が指摘されたところです。このシンポジウムの開催を契機とし、成田空港圏の市町が連携を図り、新たな公共交通網の形成が図れるよう働きかけていきたいと考えています。

次に、空港周辺対策交付金についてお答えします。

1点目の今後の周辺対策交付金の使途についてですが、基本的な方針として、今後、周辺対策交付金は、空港容量50万回に対応して、これまでの約1.5倍の約60億円まで増額され、関係自治体に交付されるため、当町としては、今から50万回時の騒音対策事業を講じること、また、騒音対策事業の充実と併せて町の発展に資する施策にバランスよく活用することを考えています。そして、騒音対策事業を充実するに当たっては、集落への助成より個人への助成を重視すること、予想される騒音レベルに応じて対策を行うこと、町民全体が町内に住むことのメリットを感じられるような対策を行うことに留意したいと考えています。

続いて、2点目のコロナ禍による経済悪化での交付金への影響はについてですが、現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による渡航制限等から、航空機の大幅な減便やターミナル内店舗の売上げの極端な落ち込みなど、空港会社の経営は厳しい状況にあると伺っておりますが、周辺対策交付金の増額について見直すことは考えていない旨の回答を得ています。

続いて、3点目の交付金に頼る財政に行き詰まりは懸念されないかについてですが、周辺対策交付金の増額によって、今まで実施できなかった事業が実施可能となる場合、あるいは事業の進捗が加速できる場合があり、町財政にとっては非常に大きなプラス要素であると言えます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症のように全く予期できないことが起こり得ることを考えると、現在の交付金制度の永続を前提とすることは町財政のリスクとなる可能性がありますので、交付金頼みの財政運営にならないよう、財政課とも連携して細心の注意を払ってまいります。

続いて、大綱2点目、新型コロナウイルス対策についてお答えします。

まず、各給付金の迅速な案内や対応についてお答えします。

町が事業主体となる特別定額給付金事業についてですが、4月21日付けで総務省から事業の広報啓発の依頼があったことから、町ホームページで総務省ウェブサイトへリンクを張り、事業の周知を行いました。また、町として受付、給付等の手続きにおおむねの見通しが立った5月11日から、町ホームページや防災行政無線等で申請書の郵送時期や給付予定時期などを案内してまいりました。郵送申請は5月19日から、オンライン申請は5月14日から受付を開始し、申請者への口座振込は5月22日から行っているところであり、千葉県内の状況を見

ると早めの対応ができたと考えているところです。

また、後で述べます地方創生臨時交付金を活用して行う給付金など、6月補正予算案に計上した各給付金についても、5月20日の議会議員全員協議会でご了承いただいた範囲で補正予算成立前に案内しているほか、今後も迅速な案内、対応を行ってまいります。

また、国や千葉県が事業主体となる給付金等の支援措置については、支援制度が明らかになった時点で、町ホームページに各事業主体のウェブサイトへリンクを張ること等で案内を行っています。

次に、給付金取得に対する案内やサポート体制についてお答えします。

特別定額給付金については、申請期限であります8月19日まで、定期的に町広報紙などの情報媒体を活用して、また、場合によれば個別に未申請世帯へ案内を行ってまいります。

一方、サポート体制は、感染拡大防止のため窓口での申請受付は行わないことを基本とするよう国から指導を受けていますが、電話対応などできるだけサポートはしています。また、町が窓口となる特別定額給付金以外の給付金等についても、感染拡大防止の観点から限界はあるものの、できるだけ案内やサポートをしてまいります。

また、国や千葉県の支援措置については、例えば経済産業省が所管する持続化給付金は、利用を検討する事業者が多いと思われるので、町商工会にも案内やサポート体制の整備をお願いしています。

次に、町独自の給付金等についてですが、小倉弘業議員への答弁と重複いたしますので、簡潔にお答えを申し上げます。

町独自の施策としては、6月補正予算案として、地方創生臨時交付金を活用して行う約1億2,600万円の事業を計上しております。これは、主に新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るという観点から選別したものです。具体的には中小企業支援事業、子育て世帯応援給付事業、高齢者・障害福祉サービス事業者支援事業、災害時の感染症対策備品購入、東陽病院内感染症対策設備・備品整備、小中学生等を対象とした交通災害共済掛金への支援を行いたいと考えております。

今後についても、閣議決定された第2次補正予算案をはじめ、国や千葉県などの動向等を注視しながら、この地域の実情を把握して必要な支援を行ってまいりたいと考えています。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） それでは、再質問のほうを1点目からさせていただきます。

今回のA滑走路特別加算金の使途についてですが、前回、この加算金について反対討論をさせていただいていますので、いま一度ここで読み上げさせていただきます。

総額2,000万円の使い道ですが、120万円が固定資産税の軽減、1,880万円が大総新道の修繕工事に充てられるとなっております。私が以前、議会で確認した内容ですが、この特別加算金の使途についてはA滑走路に係る環境対策事業に充当するとのことでした。この言葉のとおりを考えるのであれば、N A Aや共生財団の助成金ではカバーできない部分の防音対策の拡充やエアコン補助、また、固定資産税についても軽減するためのパーセンテージをもっと上げて手厚い補助にする等の事業に充てることが適切かと考えます。仮にこの財源を今回のように大総新道に充当していく方向で考えた場合でも、例えば片側2車線に拡幅するような工事であれば、道路環境が向上し、地域発展につながるのではないかと僅かながらにも考えることはできますが、傷んだ道路を修繕して環境対策を行ったと考えるのは苦しいものがあります。損壊した道路を放置して、一たび事故が起こるようなことがあれば、道路管理者として町がその責任を問われることは当然であり、そのようなことが起こらないように、毎年、道路の維持管理事業費として予算を組んでいるのではないのでしょうか。考え方によっては、今後の計画を立てて修繕していくはずであった大総新道が、1,880万円分、一遍に修繕ができるということになりますので、この金額分は、今後の道路維持管理費を浮かせられるため、結果、一般財源化してしまったとも考えられますとの答弁をいたしました。

このようなことを踏まえても、また今年度も道路修繕に充てる計画となる理由はなぜなのでしょう。お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） A滑走路特別加算金の使途については、当然のことながら空港会社と事前の協議もしておりまして、それも環境対策事業に含まれるという理解はいただいています。ですので、環境対策事業に含まれないということは、まず現年度の間ではないです。

それと、なかなか単費での舗装修繕工事というのは予算的につきにくいので、これをやることによって、その地域の環境保全、道路事情の改善にはつながっていると考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 分かりました。N A Aとの見解でもそのように対策として認められているというようなことではございましたけれども、こちらにN A Aから住民に示されたような

資料がございますけれども、こちらにも先ほどと同じような形で、A滑走路に係る環境対策等で使用ということで、A滑走路特別加算金の使途、対象といたしますか、書いてございます。

今のような形でNAAの理解も得られているということでございましたが、住民への理解は得られていないというように感じます。どうしても、この環境対策、NAAのホームページなんかを見ても、住宅防音工事、空調機器の助成、移転補償等が出てまいります。このようなことから考えても、C滑走路運用開始までは、A滑走路にかかる地域は手厚い補助があるだろうと住民の方々は考えておられるわけです。この乖離を町長はどのように認識しておられますか。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この内容をどういうふうに捉えるかという部分でございますけれども、当町のみならず、この空港圏の騒音対策に関わる予算の配分につきましては、騒音下に対して、今までも、またこれからも大きなウエートの中で、騒音下に対する厚いものをしていかなければならないと思っております。

ただ、多分、10年間という区切りのついたものではあるにしろ、今後、大きな騒音被害を受ける部分のことも考えますと、公平感等いろいろなことを勘案しながら、最終的な結論を導いていかなければならないという思いの中で、やはりそこだけに執着する、今あるA滑走路の1種区域ですとか騒音防止特別地区だとか、そこに限って出せというような意味合いのものでもないというような認識を持っている中で、なるべく公平感の持てるように、広い部分で使わせてもらいたいというのが我々の認識でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 認識はよく分かりました。

公平感という言葉が出てまいりましたけれども、例えば、ほかの市町での昨年のA滑走路特別加算金の使途を調べてみましたが、河内町は全額積立て、成田市は一部が地区への補助と約95%の残額が積立て、山武市はA滑走路に関わる地区のエアコン補助、芝山町はA滑走路に関わる地区のエアコン補助で、こちら金額もお答えいただきました。1台の場合は7万円であったものが10万円、2台は10万円から14万円、3台が13万円から18万円とのことでした。積み立てているところは使い道を検討しているとのことでしたが、山武市や芝山町は私も大きく理解ができる部分があります。

これらのリサーチは当然しておられると思いますが、ちょっと話が違ってまいりますけれ

ども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 芝山町についてはおっしゃるとおり、A滑走路側の第1種区域について、エアコンの維持管理費の増額に充てております。山武市については、私の知る限りでは、当初の予定は蓮沼地域のエアコン事業に充てようと思ったけれども、結局、基金に積んだように記憶しております。

そういうことですが、芝山町のエアコン維持管理費についてのレベルについては、我々も検討はいたしましたけれども、3,900世帯が第1種区域になりますので、そこまでの手厚いエアコンに対する電気料の助成は不可能と考えたところです。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 金額が足りないということなのかもしれませんが、その辺はまた後でお話に出てまいりますので、山武市の使い道としては蓮沼のほうのエアコン補助ということでありまして、これは、現在、エアコン補助が出ていないところで、A滑走路に関わるエリアに今まで補助が出ていなかったのも、その辺を満たしたいというような気持ちの中、そのようにしたようですので、よろしく願いいたします。

この案件にかかわらず、執行部の皆様からは、たびたび近隣市町村の状況を見てとの答弁を耳にしますが、どちらの市町も道路の修繕には使っておりませんので、いろいろと参考にさせていただいて、住民が納得する環境対策を講じていただきたいと強く要望いたします。

続きまして、（2）町バス、成田便の活用方法でございますが、この辺は一遍に再質問をさせていただきます。

先ほども、成田空港圏公共交通シンポジウム2020という言葉が出てまいりましたが、こちらでは、M a a s、モビリティ・アズ・ア・サービスというものの略で、簡略に言うと、ICTを活用してマイカー以外の移動をつなぎ目なくつなぐ概念だということですが、このようなサービスに転じていくためには、地域に様々な公共交通があって、一つ一つにそれなりに利便性がないと効果は発揮されないもので、まだまだそのような段階ではないのかと考えます。

例えば、ご提案ですが、現在は、芝山の町バスにふれあいバス、山武市にはウイングライナーというバスが成田空港を経由して成田方面へ運行しておりますが、風和里しばやま周辺からは同じルートで皆さん動いています。空港シャトルバスも同じです。それであれば、途

中にバスターミナルなどを設けて乗り換える仕組みにすれば、各市町に戻ってくるバスのサイクルも速くなり、利便性が向上するのではないかと考えますが、ご見解のほうをお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 今、秋鹿議員からおっしゃっていただいたご提案については、芝山鉄道延伸連絡協議会等で発表して検討させていただきたいと思います。利便性が向上すれば、それは非常に結構だと思っております。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 実は成田便をやる前に多古町ともいろいろと協議をさせていただきました。多古からも道の駅から成田空港にバスを出しておりまして、そのルートに乗せられないかというこちらからのご提言と、多古町のほうも積極的にそのお話に乗っていただきました。

しかしながら、それをやるのには余計費用がかかってしまう等々のなかなかうまくいかない状況がございまして、最終的に単独で出すということになった状況をご説明させていただきました。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） バスターミナルを建設して、そのサイクルが早まって利便性が高まったということもございしますので、その辺も研究されてはどうかと思います。成田空港圏で活性化しようという話なのでしょうから、皆さんで手を取り合って、実効性の高いサービスを目指していただきたいと思います。

また、私の経験上の話をさせていただきますが、先ほどの答弁の中で、今後の課題と活用方法ですか、通勤・通学者の利用促進のような答弁もございましたけれども、成田空港に勤務するに当たって通勤の問題、こちらが出てまいります。空港内に駐車場を確保することは非常に困難です。空港の雇用拡大によっての人口増をターゲットに町への移住定住促進をさせていく考えなのであれば、空港勤務はシフト制が多いことはたびたび申し上げておりますけれども、公共交通は、15分からせめて30分に1便ないと通勤には使えません。現段階では交通弱者の買物程度の利用水準になっているようですが、今後、これぐらいの利便性に発展させていくような考えもその先にはあるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 秋鹿議員からご提案いただきまして、できればそういうふう  
に便数を増やしていきたいと考えておりますが、反面、今の収入率で、議会の皆様のご理  
解をいただくのもなかなか厳しいかなと思いますので、利用客数をまずは上げて、それで便  
数を増やせるように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 今回の町長の所信表明の4点目、地域振興の中でも、循環バス、成田  
便、乗合タクシーといった公共交通の充実を図るとおっしゃっておりますので、よろしくお  
願いいたします。

併せて、先ほど申し上げましたように、空港内に駐車場を確保することは非常に難しいの  
で、何か特別に横芝光町の町民枠でも確保させていただくという、自家用車通勤という意味  
ですね、ということもよろしいのではないかと思いますので、ここは通告しておりませんの  
で、提言のみとさせていただきます。

続きまして、（3）の空港周辺対策交付金についてですが、町長の所信表明にもあります  
とおり、補助金の全地区交付金によりコミュニティ活動の活性化が挙げられておりますが、  
地区の交付金額が下がってしまっているところはコミュニティ活動の崩壊につながる懸念が  
ありますが、その辺は考えられたのでしょうか。町長、お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 考えられたかどうかというよりも、やはり大事な財源で、町民から預  
かった一般会計予算でございますので、それを公平感があるように持っていかなければなら  
ないというのが現実でございますし、その地区に対する騒音対策交付金自体が下がったにし  
ても、先ほど来申し上げていますように、町全体の方針として、騒音対策交付金については、  
なるべく個人が直接的に恩恵を得られるような形に持っていきたいという、ある意味、方向  
転換の部分があったのかなと思いますが、当然のことながら、下がってしまうことについて  
の考えもしておりました。それによって、激変緩和についてもある部分検討しながら進めて  
いったことでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 今、激変緩和のお話が出てまいりましたので、激変緩和措置、こちら  
を講じていただいたことは、多少助かったという形でも考えられますが、緩和措置も、以前、



全協でお話を差し上げたとおりの5年間です。またA滑走路特別加算金の話に戻りますけれども、なぜC滑走路供用開始まで緩和措置を講ずることができないのか、全協でもお伺いしましたけれども、この辺、確認でもう一度お考えをお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 今回、地区への補助金、そして個人への補助金をセットでご提案させていただきましたけれども、それは50万回飛んだときの対策として、今、50万回飛んでいませんけれども、そのときの対策としてご提示させていただいたので、それが基本としては最大限の対策だと考えております。ですので、激変緩和措置についてもCランが供用されるまでではなく、今回示したのが最大と考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） おっしゃっていることは分かりますが、50万回の水準で交付金が算定されていても、先ほど課長もおっしゃっていたように、実際にはC滑走路はまだないわけがあります。これでは、減らされてしまっているところの町民に不公平感が募るのは当然なのではないでしょうか。皆様からの実際のご意見もそのとおりにいただいております。

町長が、今回の合意前の住民説明会で中台のほうへ直接いらっしゃった際の騒音の感想を伺ったときも、かなりうるさいとか、当時の企画財政課長も次元が違うとおっしゃっていたのを覚えております。この辺は町長は覚えていらっしゃいますでしょうか。ご答弁は要りませんが。

今回の交付金の使途で、特にこの騒音障害防止対策事業補助金の今回の案については、今までの意見を申し上げましたとおりの、整合性が図られていない部分がまだまだあります。今回も当初の案で1世帯3,000円であったところが、数日で5,000円に見直されるという場面もありましたので、交付金の範囲の見直しは難しくても、金額の見直しはある程度できるのではないかと思います。今後も検討の余地はあるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 今回お示しさせていただきましたけれども、これについては、C滑走路がまだ飛んでおりません。ですので、C滑走路が飛んだ段階で騒音測定などを始めますので、その段階でもう一度考え直すということはあるかなと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 今の段階で考え直してもらいたいというお話なんですけれども、先ほど金額の中のお話が少し出てまいりましたが、仮に全体の額が足りないのであれば、町長、しっかりもらってきてください。その辺は、機能強化の合意前の非公開であったとしても、約束は取り付けているものと期待していたのですが、今後の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど来申し上げましているとおおり、これからC滑走路供用後、9年後、10年後というものではございますけれども、今の中台のレベルではない部分の騒音も発生する、新たな騒音対策が必要になってくる状況で、それを見越した50万回対応の交付金を頂いている中で、それを公平感を持って分配するには、今お示しをさせてもらったような形の方法が一番ベターではないかというような思いの中で進めておりますので、ひとつご理解を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 私は、交付金全体では理解する部分はありますが、A滑走路特別加算金の中では全く理解ができません。そこは強く申し上げておきます。

次に参ります。コロナ禍による経済悪化での交付金への影響と交付金に頼る財政に行き詰まりは懸念されないかということではありますが、財政に関しては、リスクの可能性もあるので注意してまいりたいということで、よろしいのではないかと思います。

コロナ禍による経済悪化で見直しは考えていないということではありますが、まだ可能性は否定できないと思うんです。今回の交付金の使途の内容にも道路修繕や改良工事が3件も入っております。特別交付金枠については事業採択を受けてということもあるのでしょうかけれども、これでは、交付金をもらわなければ道路維持もままならないのかとも受け取れます。交付金には、全国で有名な原発マネーというものがありますが、交付金に依存し過ぎている自治体には、原発に頼らないと税収が賄えないと言っているところもあるようです。

成田空港とは性質が違うものですが、例えば、極論かもしれませんが、交付金の全額を町民に分配するような形で考えたとする、今回のようなコロナ禍で空港の経営が悪化し、交付金が支払えない状態になったとしても、航空機騒音はその代わりに減りますので、整合性が図られているものと考えます。

何度も同じような答弁になってしまうかもしれませんが、このような形で、今後、検討の中に踏まえて考えていくことはできないのでしょうか。お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 交付金を町民に分配できないかというご質問ということで理解させていただきますと、それであるならば町へ落とす必要はないわけで、町として周辺対策交付金を頂いているのは、それを活用して町の地域振興を図るという面もかなりあると思いますので、それは与みできる考えではないと私は考えます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 分かりました。極論の話をしてしまったので、私が申し訳なかったかもしれませんが、一つ一つの普通交付金、特別交付金、地域振興枠、A滑走路特別加算金、いろいろ意図があると思いますので、その辺をきちんと加味してやってもらいたいというような気持ちでございます。

当町は、芝山や成田のように空港の固定資産税による利益はありませんし、交付金も空港の利益が上がれば上げてもらえるという約束もありません。初めが肝心ですので、先ほども申し上げましたように、しっかりとした金額をまずもらってくる。そして、使い道は、交付金の意図と整合性を図り、町の隅から隅までの住民が納得できるような使い方をしていただきたいと強く要望いたします。

続きましての新型コロナウイルス対策に関連しましては、またこの後に議員さんが質問するようなこともありますので、皆さん同じような強い思いかと思っておりますので、これで私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で秋鹿幹夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後3時10分とします。

（午後 2時54分）

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時09分）

---

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

山崎義貞議員。

〔6番議員 山崎義貞君登壇〕

○6番（山崎義貞君） 日本共産党の山崎義貞です。

初めに、近隣市町の6月定例議会では一般質問の取りやめが起きている中において、一般質問の機会をつくってくれた議会議長、議会運営委員長、また町当局に感謝して、質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症による感染拡大は、中国やEU圏、今、米国、ロシア、ブラジルでは大きな広がりとなり、パンデミックとなってしまいました。新型コロナウイルス、COVID-19はウイルスによる感染症です。ウイルスによる感染症は人類の永遠の課題なのかもしれません。効率ばかりを追い求め、環境を破壊し、生物多様性をないがしろにしてきた、そのツケが今回のパンデミックとなってしまったのではないかと考えられます。持続可能な地球環境を守らなければなりません。

米国ミネソタ州で起きた、白人警察官による無抵抗の黒人男性を死亡させた事件は、世界の地域で大きな抗議となって広がっています。日本の各地でも、「黒人の命は大事」の合い言葉とともに、プラカードを手にスタンディングが呼びかけられ、あらゆる差別は許されないという当たり前のことを共に考えなければなりません。

中国共産党の党大会で国家安全法制が可決され、中国政府が直接、立法、取締りを行うことができるようになりました。香港の一国二制度に反するもので、香港での言論の自由や政府に対する抗議行動が抑えつけられることが懸念され、世界的にも批判されるべきものではないでしょうか。コロナから世界が一致団結して、パンデミックの危機から一日でも早く脱出しなければなりません。

横芝光町町民の命を守るために何が求められ、何ができるのか、何をしなければならないのかを真剣に考え、実行することが求められています。そして、第2波に備えるための対策も求められています。

通告に従い、大綱3点について質問いたします。

大綱1点、新型コロナウイルスから町民を守る取り組みについて質問します。

初めに、生活支援問題です。

緊急事態宣言が出され、多くの人の生活に外出の自粛制限がかかり、生活していくことに大変な状況が生まれました。各種学校の休校や保育園の自粛要請、図書館などの文化施設やスポーツ施設関係の公共施設も閉鎖となってしまいました。また、観光、娯楽施設、サービス業、飲食業などの施設や商店は、ステイホームの下に営業の自粛要請で経営の危機となっ

ています。そこで働く方々は、解雇を告げられたり、先の見えない自宅待機となって収入が途絶えています。そのような中、特別定額給付金の支給は、自粛要請で大変な世帯の支援になっています。

初めに、生活支援問題について質問します。

特別定額給付金の申請状況についてですが、議会初日の町長の政務報告の中で、5月5日までに全体の91.4%、2万1,437人の支払いを予定しているとの報告でした。8.6%は未申請なのか、申請状況について伺います。

政務報告の中で、申請期限の8月19日までに未申請世帯へのフォローを行うとのことでしたが、困難を抱えている独居老人世帯、障害を抱えている世帯に対する支援策について伺います。

次に、町税の猶予については、自動車税、固定資産税などの地方税と所得税や法人税などの国税の納付も、ほぼ全ての税目について猶予の条件が緩和されています。コロナの影響で収入が大きく減少し、納付が困難な世帯が出てきています。国保税や介護保険料については、状況に応じ免除や減免されることとなっています。どのような制度なのかを伺います。

児童手当の独自加算を求めることについて質問します。児童手当を支給する世帯に対し臨時特別給付金が支給されます。臨時交付金を利用し、2万円の上乗せ加算することが今議会でも予算化されています。支援の考え、思いなどについて伺います。

次に、就学援助の申請の周知と内容の充実を図ることについて質問します。子供の貧困に関しては深刻な問題となっています。子供の貧困は7人に1人が貧困と言われ、国の経済的支援の底上げが求められています。特に、ひとり親世帯の貧困率は半数を超えます。学校が休みになり、家で食べる食費もかさみ、この制度の利用家庭にとっては、大きな経済的な負担となっているのではないのでしょうか。年度途中からの申請申込みの周知も必要になってきます。援助費目の拡大や援助費額の引上げ、申請の再周知を求めますが、いかがでしょうか。

次に、事業支援策の周知と相談体制問題について質問します。

初めに、持続化給付金と雇用調整助成金制度についての周知を図り、コロナ災害で苦しんでいる人、全てが利用できるよう援助が必要です。事業全体に使える持続化給付金事業ですが、一月の売上高が前年同月比で50%以上減少している事業者となっており、高い要件が課せられています。事業主の要請により自宅待機を指示されたり、学校などの休校、保育園の登園自粛要請、濃厚接触により仕事を休んだ保護者、保護者の代わりをした祖父母なども対象です。雇用調整助成金制度の周知を企業だけでなく、個人へもこの制度の周知が必要と考

えますが、取り組み状況を伺います。

次に、コロナ災害時の避難場所について。

初めに、地震の頻発や温暖化による台風の大型化と集中豪雨の被害など、災害に対する方針は防災計画の中で示されています。地震による家屋の倒壊、河川の氾濫など、避難しなければならないときの避難場所の確保問題について、どのように考えているのか伺います。

次に、地方創生臨時交付金の取り組みについてですが、議案提案理由説明でこの問題は理解しました。国の一般会計総額32兆円の第2次補正予算案が今、審議されています。第2波に備えるためにも医療機関に対する支援が必要となっています。町の開業医に対する支援も町の独自支援を考えなければならない問題です。どのような考えなのかを伺います。

大綱2点、東陽食肉センターの今後の運営方針について質問します。

初めに、決算状況と今後の見通しです。

先般の議会議員全員協議会で、センターのと畜処理頭数の実績表が配付されました。参考資料を見て唖然としたところです。平成元年から令和元年まで、21年間で豚の処理頭数が48%、牛の処理頭数は20%も減少しています。特に豚の落ち込みがひどく、食肉センターの経営を維持できる水準ではなく、抜本的な解決方法が必要です。採算ベースではない、町の運営としても無理だ、経営から撤退してしまうのか、このことについて伺います。

次に、HACCPの認証が求められています。期限が迫っているのですが、施設の改修などが求められることになると思います。冷蔵庫など冷却施設機械に使用されているフロンガス問題、水質改善問題などに関連した経費が必要となります。どのように考えるのかを伺います。

次に、センターの中で働く人から、施設がなくなってしまうという心配の声が聞こえてきます。食肉処理施設ですので多くの人が仕事に従事をしています。家畜の生産関係を除いた従業員数は何人くらいなのでしょう、教えてください。

次に、と畜場再編計画について質問します。

千葉県食肉流通合理化計画書が、平成23年度から平成32年度を期間として作成されています。千葉県では5つの食肉センターがあり、県の補完食肉センターと位置づけられている東陽食肉センターは施設も老朽化し、改修計画を進めるか、統廃合の整備計画を進めるほかありません。千葉県の食肉センター整備目標は、建設地周辺の同意問題等極めて困難と考えられる。既存の食肉センターの機能強化を図りつつ、食肉センターの再編を促進することがより現実的と考えられるとなっています。計画から10年もたつのに一向に道筋が見えない食肉

センターの再編計画問題、と畜場協会長として計画の前進を図る役目があるのではないかと考えます。町長の見解を伺います。

大綱3点、広報5月号の発行休止について質問します。

緊急事態宣言の中での広報配布は、接触を避けるために、回覧と一緒にではなく、新聞折り込みとして配布するとの方針だったのではないのでしょうか。コロナ禍の中で情報を知らせる、特にネットでの情報が見られない高齢者にとっては重要な手段ではないのでしょうか。発行延期となったことの説明を求めて、壇上からの質問といたします。

〔6番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、早速、山崎義貞議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、東陽食肉センターの今後の運営方針についてのセンターの決算状況と今後の見通しはについて、それと、処理頭数の減少による町営からの撤退はあり得るのか、それに財政支援についてはどのように考えるか、また、千葉県と畜場協会長としてと畜場再編計画の前進を図る役目があるのではないかのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては各担当課長から答弁させますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

町営東陽食肉センター特別会計の令和元年度の決算見込額は、歳入総額が2億1,148万円、歳出総額が1億7,948万円で、形式収支については3,200万円程度が今年度へ繰越しとなる見込みでございますが、令和元年度の繰入金と前年度繰越金の合計5,900万円を鑑みた実質単年度収支では、約2,700万円の赤字となる見込みでございます。

また、令和元年度のと畜頭数実績は10万9,105頭で、前年と比較して6,301頭の減少でございます。と畜頭数の減少は事業収入の減少に直接つながり、加えて、施設の老朽化に伴う改修工事や来年6月に迫るHACCPに対応した衛生管理施設の設置、改修工事など、近年は財政調整基金を取り崩しながらの運営を行っている状況でございます。

ご質問の処理頭数の減少による町営からの撤退はあり得るのかでございますが、確かに公営での使用料のみによる運営は大変厳しい状況でございますが、今後の方向性として、一つの選択肢としては考えられます。また、今後、食肉センターをどのようにしていくか、運営

面も含め、今後の方針については、早急に結論づけるための検討を東陽食肉センター同業組合をはじめ、関係者と進めてまいりたいと考えております。

次に、財政支援についてはどのように考えるかでございますが、一般会計からの繰入れによる財政支援につきましてのご質問であるかと思われませんが、食肉センターの今後の方針が決まり次第、その中で検討、提案をしていきたいと考えております。

次に、千葉県と畜場協会長として、と畜場再編計画の前進を図る役目があるのではないかについてお答えをさせていただきます。

食肉センターの再編に係る取り組みにつきましては、千葉県食肉流通協議会において協議を行い、令和元年度においては、候補地、再編後の経営形態について検討し、今年度においても引き続き候補地、経営形態、加えて整備費等について検討する予定となっております。

千葉県と畜場協会長といたしまして、また、東陽食肉センターの施設の老朽化、運営面からも前進に向け、ほかの4つのと畜場と協議を行っているところでございます。公営と民間企業、各と畜場における経営状況など、極めて調整が難しいところもございますが、引き続き、県内と畜場、千葉県畜産課、千葉県食肉流通協議会など、関係機関へ前進に向けて強く働きかけていきたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 山崎義貞議員の新型コロナウイルスに関するご質問にお答えをいたします。

初めに、生活支援問題に関して特別定額給付金事業の申請状況ですが、6月5日現在、申請済みは、全9,786世帯中93.8%に当たる9,184世帯となっております。また、参考までに申し上げますと、6月12日までに、世帯ベースで93.8%に当たる9,177世帯へ、人数ベースで95.5%に当たる2万2,391人への支払いを予定しています。

次に、独居老人世帯、障害を持った世帯の申請に対する支援について申し上げます。

通常の福祉や住民行政を行う上での郵便物については、代理人的な地位のある方からの申し出により送付先とされた方に郵送を行っています。今回の特別定額給付金の申請書についても、福祉課や住民課と連携して同様な対応を取っています。このような対応によって、申請書を受領した方が当該世帯の代理申請を行うことで、山崎議員がおっしゃる世帯にも適切



に支援金が届くものと考えます。

次に、地方創生臨時交付金の取り組みについてはご理解いただいたということですが、簡潔に述べさせていただきますと、6月議会定例会へ一般会計補正予算案として約1億2,600万円の事業を計上しております。これは主に、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るという観点から選別したものです。具体的には中小企業支援事業、子育て世帯応援給付事業、高齢者・障害福祉サービス事業者支援事業、災害時避難所の感染症対策備品購入、東陽病院内感染症対策設備・備品整備、小中学生等を対象とした交通災害共済掛金への支援を行いたいと考えております。

今後については、閣議決定された第2次補正予算案による地方創生臨時交付金の追加を含めて、国や千葉県などの動向等を注視しながら、この地域の実情を把握して必要な支援を行ってまいりたいと考えています。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

〔税務課長 鈴木正広君登壇〕

○税務課長（鈴木正広君） 私からは、山崎義貞議員の町税の徴収猶予を行うことについてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の措置により、収入が大幅に低下して納税資金の捻出ができない納税者や特別徴収義務者が多数生じたことから、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布、施行され、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例が導入されたところであります。この徴収猶予の特例の対象となる町税は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税となります。

また、この徴収猶予の特例は、納税自体が免除されるものではありませんが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少した方が町に申請をすることにより、納期限の翌日から1年間を限度として徴収が猶予され、その間は担保不要で、延滞金は全額免除されるという制度となります。

申請者は、令和2年2月1日以降の1か月以上の任意の期間において、収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること、かつ一時に納税を行うことが困難である方となります。申請は、申請書に事業収入の減少等を証明する書類として、売上帳や現金出納帳、給与明細、預金通帳の写しや資産及び負債の状況を明らかにする書類などを添付していただ

く必要がありますが、書類の提出が困難である場合は口頭での聞き取りにより確認するなど、柔軟な対応を考えております。

なお、国民健康保険税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の減免制度の骨格が示されたところであります。主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯は全額免除となります。また、世帯の主たる生計維持者の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少する見込みで、前年の所得の合計額が1,000万円以上であり、かつ収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である方は、減免の対象となる国民健康保険税額の20%から80%を減額または全額免除となります。

町といたしましては、町ホームページやまちナビ2などにより、制度の周知を図るほか、納税者から納付相談を受けた際には、納税者の置かれた状況に十分配慮し、丁寧かつ適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

〔税務課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 萩原浩己君登壇〕

○健康こども課長（萩原浩己君） 山崎義貞議員ご質問の大綱1点目、新型コロナウイルスから町民を守る取り組みについてのうち、生活支援問題についての児童手当、児童扶養手当の独立加算を求めることについてにお答えいたします。

町単独助成といたしましては、子育て世帯の経済的な支援を目的として、ゼロ歳から18歳までの児童を監護または養育している保護者に対して、児童1人当たり2万円の応援給付金を給付するべく、6月補正予算案に事業費6,083万8,000円を計上しております。

本議会にて可決、ご承認いただいた後、速やかに事務処理を進め、子育て世帯への給付を進めてまいりたいと考えております。

〔健康こども課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 椎名 淳君登壇〕

○教育課長（椎名 淳君） 山崎義貞議員の新型コロナウイルスから町民を守る取り組みについてのご質問のうち、生活支援問題についての就学援助の申し込み申請を再度周知し、内容の拡充を図ることについてにお答えいたします。

就学援助費の申請手続きについては、例年、入学説明会時や3学期末に制度の周知を行い、

4月当初に学校を通じて申請の手続きを行っております。今年度については、3月からの臨時休校により、学校を通じての申請書類配付ができなかったことから、教育委員会から直接制度の周知や申請書類を保護者宛てに送付し、分散登校時等に提出していただくよう、現在お願いをしているところであります。

また、国から、学校再開時に再度制度の周知徹底を図ること、家庭や学校の状況により、やむを得ず市町村における申請期日までに申請書の提出が難しい場合には申請期間を延長するなど、可能な限り柔軟に対応することと通知されていることから、当町においても、学校再開時に改めて学校だよりやホームページを活用した制度の周知を図ることとし、申請期間についても、家庭の状況等を考慮し、柔軟に対応していきたいと考えております。

就学援助費の拡充については、今年度、国の予算単価が改正されたことに伴い、支給限度額を増額改正したところでありますが、新型コロナウイルス感染症対策に伴う町独自の制度拡充については、地方創生臨時交付金を活用した子育て世帯応援給付事業において、就学援助費支給対象者を含めた家庭への支援を行っていく予定となっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

〔教育課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

〔産業課長 及川雅一君登壇〕

○産業課長（及川雅一君） 山崎義貞議員からの新型コロナウイルスから町民を守る取り組みについてのご質問のうち、地域経済に対する事業者支援の取り組みについての持続化給付金雇用調整助成金の周知と相談体制についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や在宅勤務を余儀なくされ、企業の経営状況や従業員の雇用環境に影響が出ており、回復には時間を要することが心配されます。経済産業省や厚生労働省からは、事業者向けの相談窓口や各種支援の手続き方法などがパンフレットとしてまとめられ、インターネットで入手できるほか、テレビコマーシャルやSNSなどを通じ、呼びかけが行われております。

町といたしましても、商工会と情報を共有し、それぞれのホームページで支援に関する最新情報を掲載するとともに、窓口や電話でのお問い合わせに随時対応しております。現在のところ、持続化給付金はオンライン申請と申請サポート会場のみで受け付けできる状況で、県内に19か所、そのうち最寄りのサポート会場は成田、東金、八街の会場をご案内しております。

雇用調整助成金につきましては、千葉労働基準局または千葉ハローワークが相談並びに申請の窓口となっております。また、5月20日からオンライン申請が開始されております。

〔産業課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 北田勝也君登壇〕

○環境防災課長（北田勝也君） 山崎義貞議員ご質問のコロナ災害時の避難場所についての現時点での避難計画はどのようになっているのかにお答えいたします。なお、小倉弘業議員の一般質問にお答えした内容と重複するところがありますので、ご了承願います。

現在、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が5月25日に解除され、新たな生活様式の取り組みがなされておりますが、今後の状況によっては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況下で、災害発生による避難所を開設することが想定されています。

国内の感染者が確認されて以降、感染拡大を防ぐため、密閉、密集、密接のいわゆる3密を避ける取り組みがされているところですが、これは災害時の避難所運営でも重要なことと認識しております。

まず、密閉を防ぐ取り組みとしては、空気の流れができるよう、窓やドアを常時もしくは定期的に分けて開けます。

次に、密集を防ぐ取り組みとして、避難者同士お互いの距離を保てるように、各避難所の最大収容人員を見直しました。この結果、従来の収容人員より半分以下となります。このため、大規模災害時による多数の避難者に対応するためには、各地区の共同利用施設や集会所を利用し、自主防災組織や行政総務員等をはじめとする地域の各役員の方にご協力をいただくことが必要になると考えています。なお、避難所等の収容人員には限界があることから、避難行動は冷静に判断をしていただき、可能な場合は比較的広さに余裕のある親戚や知人宅へ避難するなど、平常時から検討していただくことをホームページで周知しております。

次に、密接を防ぐ取り組みとして、互いに手が届く距離での会話等をしないよう配慮していただき、マスク着用をお願いいたします。

このほか、受付での健康状態の確認により、できる限り避難スペースを分割、移動の動線を明確に分けるなど、感染拡大防止に努めてまいります。さらには、飛沫感染防止に効果のある間仕切りシステムと段ボールベッドの購入費を6月の補正予算案に計上させていただきましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

町では、アルコール消毒液、マスク等の感染拡大防止のための物資確保に努めております

が、基本的な衛生対策は各自で徹底していただくよう周知しております。

今後も、いつ発生するか分からない災害に備え、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた防災対策を進めてまいります。

〔環境防災課長 北田勝也君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 食肉センター所長。

〔食肉センター所長 佐久間真一君登壇〕

○食肉センター所長（佐久間真一君） 山崎義貞議員ご質問の大綱2点目、東陽食肉センターの今後の運営方針についてのセンターの決算状況と今後の見通しはのうち、センター関連で従事する人数はについてお答えいたします。

東陽食肉センターを利用する問屋、事業者で構成する同業組合のうち、処理士組合が20名、内臓処理組合が11名、食堂が1名、問屋関係では、豚の問屋が4問屋で31名、牛が1問屋で7名、その他内臓処理業者が16名、枝肉加工業者等が24名でございます。また、東総食肉衛生検査所職員が8名、町職員が9名、町職員以外は日によって多少前後いたしますが、全体で127名となります。

〔食肉センター所長 佐久間真一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 山崎義貞議員のご質問の大綱3点目、広報についての5月号広報の発行休止の理由についてお答えをいたします。

広報5月号の発行準備に当たっては、配布を担っていただく地区の皆さんの安全を最優先に検討した結果、発行を延期し、5・6月合併号として6月1日に発行をさせていただきました。発行延期を行政総務員さんにお知らせをした4月20日は、東陽病院で3件の感染者が発生し、積極的PCR検査を継続していたときであり、今後の感染拡大が最も危惧された時期でありました。また、4月21日が広報発行を判断する最終期限であったことから、発行を延期する判断をしたもので、その時点ではやむを得ない判断であったと考えております。

なお、新聞折り込みにつきましては、当町では採用しておりませんので、新聞を購読されていない世帯への代替手段が緊急時には対応できなかったことから、多くの行政総務員さんから不安が寄せられたことから、新聞折り込みについても断念したという経緯でございます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

〔税務課長 鈴木正広君登壇〕

○税務課長（鈴木正広君） 大変申し訳ありません。私が読み上げた原稿の中に一部誤りがありました。国民健康保険税の減免の制度をお話しするところで、前年の合計所得金額が1,000万円以下というふうに読み上げるべきところ、以上と読み上げておりました。この部分、もう一度読み上げさせていただきます。

また、世帯の生計維持者の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少する見込みで、前年の所得の合計額が1,000万円以下であり、かつ収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である方は、減免の対象となる国民健康保険税額の20%から80%を減額または全額免除となりますということです。大変申し訳ありませんでした。

〔税務課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、申し訳ございませんが、大綱2点目の東陽食肉センターの問題から質問させていただきたいと思います。

初めに、平成27年度からの処理頭数が非常に落ち込んでいます。先般、全員協議会のときに配付されたと畜実績表なんですけど、平成25年度から6、7、8、9、30、31と毎年落ちていきます。99%、94.9%、90%、89.8%、97.2%、88.8%、94.4%と、平成25年度からずっと落ちているんです。この落ち幅、これが非常に著しいというふうに思います。その中で、どうしてこんなに落ち幅が大きくなったのか、考えがあれば教えていただきたいと思いますが、原因として。

○議長（鈴木克征君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（佐久間真一君） 特に豚の頭数がということでありましてけれども、平成20年度には豚の間屋さんが9間屋ございましたけれども、現在は豚の間屋さんは4間屋ということで、やはり間屋さんが抜けてしまったということが減少につながっているところがあるかと思います。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 間屋さんの数が落ちているというだけの認識なのでしょうか。私は、そうではなく、4間屋になったというのは非常に大きな問題だと思いますが、しかし横芝光、東陽食肉センターの間屋さんであっても、東総、旭の食肉公社のほうでと畜している間屋さんもあります。非常に多くなっている。この問題というのは、間屋さんの考え方、当然あ

るかと思いますが、何かあるんだと思います。その辺のところはどのように感じているのか。感じて構いませんので、どのように思っているのか、町長。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 食肉センターの間屋さんが、今、センター所長から4つの間屋と言いましたけれども、実績では1つの間屋さんは本当にもう1桁、いっても十数頭、月にそれぐらいのところまでございまして、実際は主な間屋さんについては3間屋さんがやっておるわけございまして、その3つの間屋さんが全て旭の食肉公社のほうにも、要するに両方で使っていると。そこについては、旭は旭のいいメリット、デメリットがあるところもありますし、また、東陽食肉センターは東陽食肉センターでの間屋さんにとってのメリット、デメリットがあるように聞き及んでおります。

そういう中で、間屋さんの中でバランスを取ってやっていたという状況にあるというのは事実でございまして、それがどういう理由があつてかにつきましては、そこまでは承知おきしておらないところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） HACCP認証のことなんですが、東総さんは取られています。東陽食肉センターは取られていません。このところはどのように考えているのか。期限が来ていますので、取らなければ運営できないというところに来てはいるんですが、このところの取り組みが遅れてきたということの原因はどのようなふうに考えているのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） HACCPの問題につきましては、来年の6月までに猶予期間があるわけでございますけれども、それには一応の、最低の基準になるのではなかろうかと思っておりますけれども、それには対応をしようとして準備をしているところでございますが、昨年度、また今年度においても、大きな減収を余儀なくされる予定といたしましうか、そういう状況になってしまっている状況の中で、どこまでの対応ができるかについては、ただ、運営をする限りではその対応をやっていかなければならないという認識でおりますので、その準備はしておるところでございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 町長、私は、その遅れた原因は何かということで、認証の取得が遅れているのは何かということを知りたいです。ここに来て、期限が切られているから

やらざるを得ないという状況ではあるんですが、先ほども町長の中で、赤字が大分大きく出ていました。もう本当に崖っ縁というか、経営としたら行き詰まっちゃってどうしようもないよというところなわけですね、感じとして。

そういう中で、先ほども、127人が関係するということで多くの人が働いている。やっぱりここをそのまま何らかの形で残す、そういうことが必要になってくるかと思いますが、今後、センターの運営に関しての関連団体の協議というのはどういうことを考えているのでしょうか。残すために協議。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） せんだって3間屋さんとの協議をした中においては、同業組合等による指定管理等の方法も、選択肢としてあるのではないかというようなお話はさせてもらっているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

なるべくといいますか、本当に残す方向でやっていってもらいたいんですが、残してもらいたい、残さなければいけないと思いますが、私、壇上で質問したんですが、千葉県の食肉センターの整備目標というのが出されています。町長、これは当然ご存じだと思いますが、内容としたらご存じでしょうか。

食肉センターの整備目標なんですが、その中でこのように言っています。「本県の肉畜生産は県南部の酪農地帯の乳廃牛等は存在するものの、県北部が主産地となっている。以上を勘案して、肉畜主産地である県北部に基幹食肉センター1カ所——これは旭なんですが——と補完食肉センター2カ所を位置づけ、機能強化のための施設整備を実施し、食肉センター等の再編を促進することとする。」。

基本的には再編は促進するんですが、整備を図るということなんですね、2か所含めて。なので、東陽食肉センターの整備は、合併が進まなければ整備をしていくということになると思います。

ここのところは、県の援助、支援といいますか、これを求めて整備を進めるということを考えなければならないというふうに思うんですが、町長はどのようにそこは思いますか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど来、壇上でお答えさせてもらった千葉県食肉流通協議会の問題



がございますけれども、この千葉県食肉流通協議会の会長は千葉県の畜産課長が務めておりまして、私かと畜場協会の副会長を務めている中で、あくまでも農林水産省の補助金の枠組みの中で、と畜場の再編が農林水産省の補助金の対象になるという、その基本ベースを千葉県のほうでも考えておる中で、千葉県食肉流通協議会の会長をやっている畜産課長と食肉関係のと畜場協会も含めた千葉県の各団体で、流通協議会を進めているわけございまして、やはり今回の新たな食肉センターの構築については、千葉県が中心となってやっていかなければならないものであると認識をしています。

当然のことながら、その再編の一翼を担っています東陽食肉センターについても、またと畜場協会においても、それについては協力をしていかなければならないのは、もちろんのことであると考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 基本的には、食肉センターの統廃合ということが、新規に造るということの計画をしなければいけないということではあるんですが、このところで、やはり町としてどのような支援ができるのかということも考えていかなければならない。統廃合の支援ができないというのであれば、残された食肉センターで運営されるだろう業者さんといいますか、そこのところが7、8人になる、どのようにそこのところに支援というか援助というか、非常に微妙なんです、印旛食肉センターも成田とかほかのところの組合で公営だったんですが、それを民営に、経営できないよということで渡した食肉センターですが、今は非常に大きくなっている。

そういう点でも、公営でなく民営だと自由な使い方、運営ができるということで、伸びるというような認識は町長はあるんでしょうか、東陽食肉センターが。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 認識は十分持っております。というのは、東陽食肉センターにつきましては、公営で110年ほどやっているわけでありましてけれども、民間の株式会社でやっているほかの4つのと畜場はそれなりに利益を出しております。

しかしながら、東陽食肉センターに限りましては、あくまでもと畜手数料と、そのみの運営で行っておりますが、ほかの食肉センターについては、そのセンター自体が、その会社自体が、食肉を販売したり、内臓の処理による利益を、いろんな形で利益を積み重ねているところがございまして、東陽食肉センターに限っては、と畜手数料のみの収入でございます。

ので、先ほど申し上げましたとおり、と畜頭数の減少がストレートに直接その運営経費の減少につながっていってしまう、この状況をどう打破するかについては、なかなか利用者、要は問屋さんですけれども、利用者との協議がずっと図られていない状況がある中で、公営の食肉センターの数が日本中激減をしております、少量の手数料のみで運営している食肉センターは、千葉県でも本当にもう数えるほどしかない状況の中で、最後の最後の公営での食肉センターというような認識を持っております。

それがこの数年間、5,000頭単位で毎年のように減っていつてしまっていることによって収入が減っていつてしまつて、財政調整基金を食い潰している状況に、本当にもう急に加速していつてしまったというのが現状だというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

いずれにしろ、そうは言つても赤字では運営できないし、黒字にしていかなきゃならないということの中で、大変な状況になっていると。いずれにしろ町は何らかの形の支援が必要になってくると思いますので、そのときにはぜひ手厚い支援をしていく必要があると思います。今まで一般会計に繰り入れしてきた食肉センターですので、そのところも考えていく必要があると思います。

もう時間がないので、申し訳ありません。税務課長からの答弁の中で、相談に乗ってくれるということで、温かく対応してくれるのかなというふうに期待しています。その中で、周知の問題もぜひ広く知らせてあげてほしいというふうに思います。

最後に、第2次の地方創生臨時交付金が配られると思いますが、この活用方法の基本的な考え方、これは町民がしてほしいということに使わなきゃならないと思いますので、町長にこの対応、気持ちを聞いて、質問を終わりにします。

○議長（鈴木克征君） 簡潔にお願いします。町長。

○町長（佐藤晴彦君） 2次補正については、本当に経営が逼迫している飲食店、また宿泊施設等、経済に大きな影響を被った皆さんに充てられるように努力をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 以上で山崎義貞議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

---

◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程はこれをもって終了します。

明日6月11日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時10分）

6 月 定 例 会

(第 3 号)

## 令和 2 年 6 月 横芝光町議会定例会

### 議 事 日 程 (第 3 号)

令和 2 年 6 月 1 1 日 (木曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 議案第 1 号審議 (質疑・討論・採決)  
専決処分の承認を求めることについて (横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定)
- 日程第 2 議案第 2 号審議 (質疑・討論・採決)  
専決処分の承認を求めることについて (横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)
- 日程第 3 議案第 3 号審議 (質疑・討論・採決)  
専決処分の承認を求めることについて (令和 2 年度横芝光町一般会計補正予算 (第 1 号) )
- 日程第 4 議案第 4 号審議 (質疑・討論・採決)  
横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 号審議 (質疑・討論・採決)  
横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6 号審議 (質疑・討論・採決)  
横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7 号審議 (質疑・討論・採決)  
横芝光町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8 号審議 (質疑・討論・採決)  
横芝光町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9 号審議 (質疑・討論・採決)  
横芝光町重度心身障害者 (児) の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 1 0 号審議 (質疑・討論・採決)  
横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 1 1 議案第 1 1 号審議（質疑・討論・採決）  
令和 2 年度横芝光町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 2 議案第 1 2 号審議（質疑・討論・採決）  
令和 2 年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号審議（質疑・討論・採決）  
令和 2 年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号審議（質疑・討論・採決）  
令和 2 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号審議（質疑・討論・採決）  
令和 2 年度横芝光町病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号審議（質疑・討論・採決）  
横芝光町教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号審議（質疑・討論・採決）  
横芝光町監査委員の選任について
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号審議（質疑・討論・採決）  
横芝光町町民会館空気調和設備機能回復工事請負契約の締結について
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号審議（質疑・討論・採決）  
光 B & G 海洋センター修繕工事請負契約の締結について
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号審議（質疑・討論・採決）  
横芝光町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 発議第 1 号について（提案理由説明）
- 日程第 2 2 発議第 1 号審議（質疑・討論・採決）  
横芝光町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
- 日程第 2 3 請願の件

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 2 3 まで同じ

追加日程第 1 発議第 2 号 国における 2 0 2 1 年度教育予算拡充に関する意見書について

追加日程第 2 発議第 3 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

---

出席議員（16名）

1番	小倉弘業君	2番	森川貴恵君
3番	印東彦治君	4番	秋鹿幹夫君
5番	宮藺博香君	6番	山崎義貞君
7番	越川一雄君	8番	庄内賢一君
9番	鈴木和彦君	10番	鈴木輝男君
11番	川島仁君	12番	川島富士子君
13番	鈴木克征君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	林雅弘君	企画空港課長	平山貴之君
財政課長	椎名雄一君	環境防災課長	北田勝也君
税務課長	鈴木正広君	住民課長	川嶋修君
産業課長	及川雅一君	都市建設課長	川島敏彦君
福祉課長	向後和彦君	健康こども長	萩原浩己君
食肉センター長	佐久間真一君	東陽病院事務長	渡邊奨君
会計管理者	大木敏江君	教育長	押尾良晴君
教育課長	椎名淳君	社会文化課長	霞澄人君

---

職務のため出席した者の職氏名

局長	市原通雄	書記	齋藤美紀
----	------	----	------

---

### ◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名全員です。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

---

### ◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程に入るに先立ち、ご報告します。

本日、民生文教常任委員会委員長から、請願第1号及び請願第2号について、お手元に配付のとおり審査結果報告書の提出がありましたので、ご報告します。

---

### ◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

議案審議を行います。

日程第1、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---



◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第2、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 税条例を改正する条項のところなのですが、31ページで間違いないと思いますが、61万円を63万円にする、16万円を17万円に改める、限度額の引上げと、それから2割、5割軽減の条項だと思いましたが、この世帯数、どれくらいの世帯数がこのところに当てはまるのか、引上げになるところはどれくらいあるのか教えていただければと思いますが。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） それでは、お答えいたします。

5割軽減、2割軽減の軽減の世帯数でございますが、均等割で120人、平等割で22世帯でございます。また、限度超過にありましては、対象となる世帯につきましては合計で55世帯でございます。

以上でございます。

〔6番議員「はい、ありがとうございます」と発言〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第3、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） この議案第3号、定額給付金のことでありますけれども、何点か確認をさせていただきたいと思います。いろいろと質問のたびにご回答を伺っているわけありますけれども、確認の意味もありまして、重なるところはありますがよろしくお願いたします。

まず、未申請世帯の状況、その内容が独り暮らしの方が多いか、高齢者また障害者、どういう状況になってフォローをしようとなさっているのか、そして辞退欄のチェックのところ間違いはなかったか、あとDV対象者からの申請が何人くらいあったか、確認させてください。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 今お尋ねいただいた中で、1点目の未申請世帯の状況ですけれども、これについてはまだよく把握してございません。今まで申請のあった件数について、処理を精いっぱいやっていったということで、これからは今おっしゃったような未申請世帯への対応を進めてまいります。

2点目の辞退する場合のチェックの誤りがあったかということなんですけれども、結構ございます。チェックしてあるんですけれども口座の記入があれば、それは辞退する意思がないものとして支給をしています。チェックがあっても口座の記入がない場合、それについてはこちらから電話連絡をして、辞退のところにチェックがついていますけれども、本当にそれでよろしいんですかという確認をして、それはもう全部が頂きたいですというふうにおっしゃいます。それと、1件だけ手紙まで添えて、私、辞退しますという方がいたんで、その方については確認することなく辞退と扱っております。

それと、DVについては、当町の場合は1件でございます。ただ、今後は増える可能性があります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ありがとうございます。とにかく、これから未申請がないように

手を差し伸べてさしあげていただきたいと思います。

2回目なんですけれども、以前、町長に全協のときにもお話をさせていただきましたけれども、今日も浦安市の新生児の支援の記事が千葉日報に載っておりましたけれども、4月28日以降に生まれたお子さんに対して当町では支援をどのように考えているか、伺いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、国会のほうで2次補正予算が、もう今日、明日には可決承認されるであろうという流れの中で、まだ町のほうには、その金額自体がまだ報告がございません。その中で、しっかりとそういう部分につきましても検討をして、できる範囲のことをできればいいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） どうぞよろしくお願いたします。町の職員20名体制で本当に一生懸命されたということも伺っておりましたし、スピード感を持って一日も早くという熱意が伝わっておったわけでありましてけれども、もっと早い方法があったということ町のはご存じでしょうか。

私もびっくりしたんですが、本当に早いスピードでやっていただいて、県内でも早いほうだというふうに思いますけれども、奈良県の平群町の例がございます。それは、被災者支援システム（J-L I S）の活用だということで、コストがかからない、そしてシステム改修し対応したということで、5月1日には約8,000世帯へ申請書類の発送を完了しております。オンライン申請も5月1日からの受付で、12日からもう振り込み開始をされていたということでもあります。

この被災者支援システムは、住民基本台帳と連動し、災害時のみならず平時にも活用できる非常に高いシステムで、過去にも臨時福祉給付金に使用されたということ伺いました。この支給事務経費は国負担であります、今回この仕組みを一旦導入すれば次の給付金の支給にも使えるということで、対象の要件を変えれば独自の支援策にも使えるということでもあります。

また、今回新たに導入したいという自治体については、ウインドウズでダウンロードすればすぐできるという簡単なものをつくるということでもあります。これも小回りの利く小規模自治体にとっては、業者を確保するよりも早いということでもあります。

被災者支援システムは、無償でありながら被災者支援システム全国サポートセンターのサポートも受けられ、これを機に導入をされる自治体は出てくるのではないかというふうに思いますけれども、この点についてご承知でしょうか。これ最後になって、こういうふうに取り組んでいるところがあるということをご存じかもしれませんが、お伝えさせていただきました。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 今、川島議員からご紹介のあった案件については、すみませんが残念でございます。ただ、5月1日から給付開始というお話だったかと思うんですけれども、国のほうからは5月8日まではDVの連絡調整期間ということで定められておりまして、うっかりすると申請書が1日で給付が12、そうするとDVで避難されているお宅にも避難されている方も含めて通知が行ってしまっていて、そこで二重払いの危険性なんかもあるかなと考えております。

それと、今ご紹介いただいた例についてはよく勉強させていただくんですけれども、二重支払いについてのチェックだとかは可能なのかなという点も含めて研究させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、特別定額給付金事業の職員手当のところなんですけど、このところで時間外勤務手当として200万円、それから管理職員特別勤務手当として22万4,000円とあります。このところでの時間外勤務手当に関係する人数とか、どれくらいの時間とか、ちょっと教えていただきたい。

それと、管理職員の特別勤務手当というのがどういうことで支払いになっているのか、もうちょっと教えていただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 今、ご質問がありました時間外勤務手当につきましては200万円計上してございます。これについては、定額給付金事業というのは今まで平成20年度等でもやっておりまして、そのときの実績に基づいて、平成20年度で194万7,000円支出がございましたので、予算を組む段階でははっきりした時間数とか分からないもので、前回やった実績から計上させていただきました。

それと、管理職員特別勤務手当につきましては、これは主に災害のときなんか土曜日、

日曜日に、管理職員、時間外勤務手当が出ない職員を臨時に招集した場合に出す手当でありまして、今回もどの程度必要になるか分からなかったもので、これについても今までの実績に基づいて取りあえず計上させていただいた次第です。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。そうしますと、大変な仕事をされているということは重々承知はしているんですが、災害時のときの実績というか経験でということなんですが、どのようなときに、時間外勤務手当に関しては、それはもう時間でやっていけば分かるんですが、管理職員の特別手当のこういうときに支払いますというような、何かそういうようなものがあれば教えていただきたいと思うんですが。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 先ほど申し上げましたとおり、災害ですとか予期しない事務が生じたときに、土曜日、日曜日ですとか、そういう休日出勤の場合に対応するための手当でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。災害のときということで確かにそうなんですが、今回確かにコロナウイルスの問題は災害は災害なんですが、ここに管理職員の特別手当を入れるのはいかがなものかなというふうに私は、管理職の職員の人が一生懸命やっているというのは分かるんですが、ここに入れるというのはいかがなものかなというふうに思いまして質問させていただきました。町長、どのように思っているのか、町長の見解だけ伺いたいたんですが。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この今回の特別定額給付金のみならず、昨年の大きな災害の災害対策本部に関わる部分におきましても管理職に対してはやってまいりました。やはり責任を果たしてもらって代わりに、我々としても、執行部というか町長といたしましても、本当に一生懸命やっていくことに対して職員が一生懸命やる、横芝光町はこれと比較していいかどうか分かりませんが、例えば地域手当等の部分も近隣からの部分で差があったりして、ふだんからもう少しやってあげられないかなという、正直、気持ちがございます。そうした中で、せっかくの制度の中で支給できるものであれば、それは今後、これからもそういうときに対

してのための給付要項がございますので、それに合わせたものやっつけていければなというふうに考えております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第4号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第5、議案第5号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第6、議案第6号 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ちょっと確認したいんですが、健康保険条例、これコロナウイルス感染症の被保険者に関わる傷病手当金なんですが、この傷病手当金は給与等の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないときというふうになっています。このところで、国保に加入している世帯というのは自営業者とか農家とか、ほとんどがそういうところで、給与をもらっているという人はなかなか少ないのかな。ここの給与というのの確認で、自営業者の農家の人というのは対象にならないのかどうなのか、お願いしたいんですが。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） この給与の所得者なんですけれども、農家の場合は専従者給与というものがございまして、そちらの給与をもらっている方も対象となります。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。そうしますと、青色申告で専従者給与としてやっている人、それとその家族に関してはどのような扱いになるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） 家族の方も給料を頂いていれば、その方も対象となります。

以上でございます。

〔6番議員「はい、分かりました」と発言〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 1点、確認だけさせていただきます。

53ページの附則の中で、最後に、規則で定める日ということで、令和2年9月30日でなかろうかと思いますが、この変更があり得るかどうか。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） 規則で定める日は令和2年9月30日なんですけど、またこの傷病手当金の対象者が多いようであれば、そちらのほうは改めることもできると思います。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）



○議長（鈴木克征君） 日程第7、議案第7号 横芝光町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第8、議案第8号 横芝光町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 1点、教えていただきたいと思います。

横芝光町民生委員推薦会の項の次に次のように加えるということで、15人以内でというようなことになっている中で、その15人の中に町民の代表というのが加わっています。この町民の代表というのは1人なのか2人なのか、それとその選び方というのはどのようにしてこれを選考するのかというのをちょっと教えていただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） まず、町民の代表の方、何名かということですが、現段階におきましては2名を想定しております。

また、選出の方法ですが、公募によることも検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。2名ということと、公募も検討しているということですね。了解しました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第9、議案第9号 横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 県が精神1級を入れるということに伴って出てきた議案だというふうに思いますけれども、当町の対象者、何名ぐらいいらっしゃるかだけ教えてください。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、現在164名おります。

ただ、今1級をお持ちの方ということでございますが、40名を想定しておるところでございます。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第10、議案第10号 横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第11、議案第11号 令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 大きく2点、質問させていただきます。

補正予算の中には、今回のコロナ対策に関する予算が多々含まれているかと思います。先日、各世帯にこのような子育て世帯応援給付金とか町独自の支援情報、あとは町税の徴収猶予とか特別定額給付金とか、このような窓口とか支給対象などの説明の回覧が回ってきましたけれども、ちょっと一般質問で時間がなかったので言いそびれたんですが、こういった給付金にかかわらず、先ほどの傷病手当金とか住居確保給付金など、それ以外にも雇用調整助成金、金利の発生しない貸付けとか、いろいろこのコロナに関して個人を助けるような制度がたくさんございます。こちらに載っていないものもたくさんございますので、もし今後、こういった対策の中で、それこそ漏れのないようなサポート体制をしていただきたいと。窓口を掲示するだけではなく、こういった給付金があるというところから私を対象になるんじゃないのかという考え方ができる方もいらっしゃると思いますので、その辺の計画をされているのか、まずその辺が1点ですね。

あと、ページ数は21ページになりますが、一番上から舗装修繕事業、こちらは町道I-1号線、A滑走路特別加算金を使用するとあります。その3段下、町道A122号線道路改良事業、こちらにもA滑走路特別加算金を使用するというご説明がありました。もしその金額の配分が分かれば金額の配分を教えてくださいということと、この修繕に関して緊急性の高いものだったのか、高いものであればなぜそれを放置していたのか。

あと、答弁は一緒になるかもしれませんが、それをもって環境対策と考えるのか。こちらをお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） まず、新型コロナウイルス感染症対策の情報提供でございますが、6月1日の広報の配布に合わせまして、身近な給付金について、さらには議会の議決を待つからということでございますので、必要最小限の情報を提供させていただきました。

本日、補正予算が可決成立すれば、それ以外の関係についても支援情報として、またホームページ等では速やかに公表させていただきますが、各戸配布等につきましては、新たな国の2次補正予算も今後検討されておりますので、よりきめ細かな情報提供につきましては、十分検討した上で対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 21ページの道路事業の件についてご回答いたします。

まず、A滑走路特別加算金2,000万の配分のことですが、第1に地区へ補助金の激減緩和措置、第2に姥山地区の道路舗装修繕工事、ここについては大総新道で昨年度もやっておりますので、ここが第2番目。第3番目としまして、町道A122号線を考えております。

これが環境対策に当たるかということですが、これについては昨日申し上げたとおりになります。広い意味で環境対策に当たると考えております。

[4番議員「金額の配分が分からない」と発言]

○企画空港課長（平山貴之君） 配分については、すみません、今言った1、2、3の優先順位で2,000万に満つるまでということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） それでは、21ページの舗装修繕事業と町道A122号線道路改良事業の緊急性の関係でございますが、まず町道I-1号線道路舗装修繕工事につきましては、通称大総新道でございます。路面のひび割れや凹凸が激しい区間を今回修繕するもので、場所につきましては、銚子連絡道路に架かる大総新道橋を含む延長100メートルの区間の修繕工事を行うものでございます。

舗装修繕工事につきましては、町全体の中で舗装の修繕計画というのがございます。その中で大総新道は傷んでいるところも多いということで、今回補正予算に計上させていただいたものでございます。

次に、A122号線道路改良事業でございますが、こちらは県道横芝山武線から木戸台の共同利用施設前を通り木戸台区へ向かう道路でございます。道路の高低による排水、または排水によるのり面崩れや整形不良などを解消するもので、昨年度から境界査定、用地取得を行いまして、それらが整ったことから今回工事を行うもので、こちらにも緊急性は高いというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。コロナ対策については、直接町に関係ないことであっても、紙面の限界というのものもあるかもしれませんが、もちろんホームページのほうがたくさん載るとは思うんですが、この紙面でしか情報が得られない人のほうが生活が厳しい、失礼な意味かもしれませんが、そういった状況もあるかと思っておりますので、できる限り効率のいい載せ方をお願いいたします。

道路関係については分かりました。できる限り緊急性の高くなる前に、計画性を持って修繕に当たっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、ちょっと何点か教えていただきたいと思います。

初めに、12ページの創生事業の上から黒丸の2点目のところなんですが、住宅取得奨励金交付事業補助金というところですね。2,662万5,000円、これ説明があったかと思うんですが、どれくらいの計画数といいますか、見込んでいるのかというのを教えていただきたいと思います。

それから、15ページの一番上の航空機騒音対策空気調和機器設置事業、エアコンの設置事業なんですが、この事業をどういうところに、450戸を見込んでいるというような説明があったと思うんですが、もう一度このところの詳しい説明をお願いしたいと思います。

それと、16ページになります。1目の社会福祉総務費のところになります。ここのところの負担金、補助及び交付金のところの事業者支援交付金500万円ですが、たしか5事業所というふうに聞いたと思うんですが、事業所をちょっともう一度教えていただければというふうに思います。

それから、19ページになります。農林水産業費になります。下から黒丸の2番目の地域排水管理事業のところなんですが、ここのところの排水整備工事の詳しい内容を教えていただければというふうに思います。

それから、23ページになります。教育総務費のところ、黒丸、上から3番目の学区検討事業のところの学区検討委員31名というふうに、新たな会議ということですが、これの構成はどのような形でこの学区検討委員会を構成するのか、どのような内容を検討するのかというのを教えていただければと思います。

最後に、25ページになります。ふれあい坂田池公園一般管理事業のところですが、ここのところで、説明では野球場と陸上トラックの修繕というふうに聞いたと思うんですが、この中で設計業務委託料ということと、それから施設改修工事とあります。上が野球場で下が陸上トラックというふうにありましたが、どのようなものの修繕をしようとしているのか、教えていただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） それでは、補正予算書の12ページの上のほうで、住宅取得奨励金交付事業の計画棟数についてお答えします。

今年度につきましては64棟を考えておりまして、新築50棟、中古14棟を考えております。ただ、今年度については年度途中から事業開始ということですので、通年ベースで申し上げますと年間99棟をこれから計画していきまして、それによって人口の減少を防いでいきたいと考えております。

2点目、15ページの一番上の航空機騒音対策空気調和機器設置補助金についての説明をということでもあります。

この事業については、従来、平成26年度から28年度、3か年間限定で、今まで地区への補助金が行っていた地区を対象に、防音工事ができる場所は別なんですけれども、地区への補助金が行っていたところを対象に5万円の補助金を上限にやっていた事業であります。今回につきましては、防音工事を空港会社あるいは共生財団、防音工事を行わない地区全域を対象に、1台当たり8万円を上限といたしまして補助事業を、取りあえず期間を限定せずにやろうとするものでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） それでは、16ページの上から2番目の黒丸、高齢者・障害福祉サービス事業者支援事業（臨時交付金）でございます。この事業者数というところでございますが、全体の事業者数としましては、高齢者福祉サービス事業、障害者福祉サービス事業者含めて20事業者でございます。この中で議員おっしゃいました5事業者につきましては、特別養護老人ホーム事業者、養護老人ホーム事業者が5者あるといったところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（及川雅一君） 19ページの地域排水事業の整備工事につきましては、母子地先の農地の排水不良を改善するため補助事業を活用しまして、現在土水路となっている箇所へ800×800のU字溝を敷設する工事内容でございます。

ここに流れてくる流域面積といたしましては、母子地先、小田部、町営住宅エリアの4.5ヘクタールエリアの流域面積であり、水道延長としましては360メートルの工事を予定しております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） それでは、予算書の23ページになります。上から3つ目の黒丸、学区検討事業の委員会の構成と内容ということですが、これにつきましては、平成30年7月に掲げました横芝光町立小中学校の適正規模・適正配置等基本方針に基づき、横芝小学校の施設整備、また日吉小学校等で令和7年度に複式学級が生じる見込みであること等から、統合等について協議する委員会であります。

構成につきましては、町議会代表、行政総務員、学校長、PTA代表、保育園保護者代表、幼稚園保護者代表、学識経験者等で、合計で38名を予定しているところであります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） それでは、予算書25ページ上段にありますふれあい坂田池公園一般管理事業の委託料でございますが、こちらは平成6年に完成して以来、25年が経過しております坂田池公園野球場でございますが、施設全体の老朽化が著しく、大規模な改修が必要となったため行うための設計業務委託料でございます。

続きまして、工事請負費のうちの施設改修工事3,640万4,000円でございますが、こちらはふれあい坂田池公園管理センターの屋根塗装工事の130万円、こちらは経年劣化により屋根の塗装が落ち、雨漏りが発生するおそれがあるため行うものであります。

続きまして、観光地魅力アップ整備事業トイレ改修工事2,269万4,000円と、観光地魅力アップ整備事業周辺工事300万円、こちらにつきましては、今年の台風で屋根に被害を受けましたふれあい坂田池公園子供の広場トイレ改修工事とトイレ周辺環境の整備工事を、千葉県の観光地魅力アップ整備事業補助金を活用して行うものであります。

続きまして、トイレの改修に伴います既存トイレの撤去工事440万円と、ふれあい坂田池公園子供の広場遊具、ターザンロープの改修工事に372万3,000円でございます。

続きまして、ふれあい坂田池公園陸上競技場のトラック補修工事でございますが、こちらにつきましては128万7,000円、第1レーン及びスタート部分の摩耗が激しく、危険な部分84平米を補修するものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 細かに説明していただいております。おおむね理解はしました。



お金の使い方として、特別、私、分からないわけじゃないんですが、申し訳ないですが、教育課長にもう一度聞きたいんですが、日吉小学校の統合も含めてということですが、この検討委員会で答申を出すというのは、委員会ですから答申を必ず出すと思うんですが、いつ頃をめどにその答申を出すようなことになっているのか、期限が分かれば教えていただきたいと思います。

それと、坂田池公園のことなんですが、今トイレの話が出たんですが、仮設トイレの賃借料としても結構40万5,000円ということで、長い期間かかるのかなというふうに思っているんですが、期間としてはこの改修工事というのはどれくらいの期間を見込んでいるんでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 学区検討委員会の件ですけれども、日吉小学校ということでご答弁申し上げましたが、白浜小学校、また上塚小学校も含めて、今後どのような方向に持っていくかということで、今年度中には方向性が出るかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） 坂田池公園のトイレ改修に伴います仮設トイレでございますが、水洗便槽つき4棟と小便槽つきのものが4棟分、合計8棟分でございます。期間につきましては、3か月から4か月程度と考えております。

以上でございます。

〔6番議員「はい、ありがとうございます」と発言〕

○議長（鈴木克征君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

（午前10時54分）

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時10分）

---

○議長（鈴木克征君） 議案審議を続けます。

宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、20ページ、6款1項1目の商工振興費のうち一番最初の

黒丸の企業誘致促進事業（創生）385万、12節の委託料、産業導入拠点形成戦略策定調査業務委託料についてお伺いいたします。

この調査については、進出企業の種別を確認するため、企業1,000社アンケートを行って、10社ヒアリング等を行った中で、そういう企業の状況を確認したいということであります。開発する場所については海老川沼周辺ということでありますけれども、この海老川周辺につきましては町有地4ヘクタールがあり、また過去に十分な協議がなされ計画策定された経緯もあります。そして、この計画と併せまして、農業振興地域整備計画と都市計画マスタープランの見直し業務もありますので、それらとの整合性を十分に図る必要があるかと思いません。

したがって、業者委託もさることながら、職員についてもいろんな課と関連がしてきますので、十分な連携を取っていただきまして、よりいいものにしていただきたいと思いません。

そして、いずれにしても、こういう戦略策定を行うものについても、やっぱり企業が進出してくるのには町の自前の土地を確保できているかどうかというのが大きな問題になるかと思いませんので、そういうものを早急に確保していただきまして、地元説明会も来年から行われるということでありますので、そのような状況に少しでも早くなって、そういう雇用の場の確保等ができるようにしていただければと思いませんので、何分にもその辺、業者委託に任せるのじゃなくて、職員も十分にそれぞれに参画してよりよい計画をつくっていただきたいと思いますが、課長のほうから何かあればよろしくお願ひしたいと思いません。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（及川雅一君） 宮菌議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、圏央道の延伸や、成田空港の機能強化により空港周辺における物流や空港関連産業などの企業の進出機運が現在高まっております。問い合わせについても寄せられておりますので、今後、近隣市町村との自治体競争が予想されることから、最新の企業ニーズや他自治体がない、町が持つ地域資源を生かした計画とすることが必要だと思っております。それらを分析、提案していただく専門的なノウハウを持つ事業者へ今回業務を委託したいと考えております。

先ほどお話がありましたように、企業へのアンケート、1,000社や10社へのヒアリングを通じまして、当地域の立地環境に対する企業からの評価を整理、分析するとともに、時代に合った方針を新たに定めまして、産業団地を開発するための戦略を策定していきたいと思

っております。

なお、この戦略につきましては、土地利用計画や開発手法、開発コストなどの分析まで行っていただきますが、委託に際しましては業者任せにすることなく、職員も積極的に参画した上で都市計画や農業振興地域整備計画との整合性を図るとともに、町の考え方を十分反映できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

これと併せまして、参画することにより職員のスキルアップにもつながりますので、業務の外部委託による補正を予算計上させていただきましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 直接的にご質問に対してのお答えになるかどうか分かりませんが、たまたまこの4月、5月はコロナウイルスの関係で行っておりませんでしたけれども、企業誘致等の地域振興に関わる情報交換会というのを月2回ほど開催させてもらっていて、産業課、都市建設課、食肉センター、総務課、それに地域振興に関わる企画空港課が、1時間程度でございますけれども月2回ぐらい、お互いの情報を交換し合いながらやっております。特に今回の土地利用計画の最重要項目でございます横芝光インターチェンジ周辺、海老川沼を含めての、そこにつきましても縦割りではなく庁内で共有できる情報をしっかりこれから進めていきたいと、それにもこの部分の調査を有効に使いたいと思っていますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 町長並びに産業課長から心強いご答弁をいただきました。いずれにしても、この雇用の場の確保ができることにより定住ということにつながってきようかと思っておりますので、近隣に負けないように頑張ってくださいと大いに期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 町長就任4期目の後の、3月は骨格予算だったわけですがけれども、今回コロナの関係の特別給付金とか定額給付金とかありますけれども、最初に議案の前にもしお答えいただけるのであれば、職員の働き方改革ということで、今回コロナに関わって職員の皆様の勤務実態はどうであったか、またテレワークとか時差出勤のお考えがあったかど

うか、ちょっとお聞きしたいと思います。

もう一つはBCP（事業継続計画）、今後、役場の中で感染者が出てこないとも限りません。感染者が出たりした場合、クラスターが発生した場合、どのように町民サービスを持続し対応していくお考えがあるか、まず今後の危機管理体制強化ということで教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） それでは、今回の新型コロナウイルス感染症対策の関係で、役場職員の勤務体制でございますが、これにつきましては感染症が発生した場合には特別休暇ということで休ませる、さらには疑いがある場合についても特別休暇ということで2週間、自宅待機をさせるというような対応は取っております。

さらに、時差出勤、テレワークでございますが、これは町役場の業務につきましては全て住民に相對する業務がほとんどでございますので、そういう時差出勤、テレワークを行うような部署については、正直言って導入ができませんでした。ただ、時差出勤につきましては、当町の職員はマイカー、自家用車を使って通勤する職員がほとんどでございますので、その辺のリスクはないという判断をいたしております。

あと、分散勤務、職場のほうのソーシャルディスタンスを確保するというところで、事務室を分けて勤務する体制は取っております。ただ、これにつきましては、緊急事態宣言が解除された関係で、6月1日からは順次通常の業務体制に戻しております。しかしながら、窓口等には飛散防止のフィルムを張るですとか、あとマスクを着用する、それと事務室の換気を徹底する、これらの対策については引き続き継続して実施をいたしております。

さらに、特別定額給付金等の支給の関係で、ゴールデンウィーク等につきましても職員、時間外等が発生しているのは事実でございます。ただ、これはいち早く町民の皆様給付金を届けるということでございますので、特例的にこの新型コロナウイルス感染症については、多分国のほうも災害と同レベルの扱いとなりますので、災害時の時間外勤務については上限の設定の該当にはならないということになっておりますので、その辺については職員の個々の体調管理について、十分留意した上で勤務に当たっていただいております。

さらに、今後のBCP計画でございますが、町で感染症が発生した場合には、一応内部で検討をいたしております。

まず、1階の部分で発生した場合には、1階部分を閉鎖したいと考えております。これは消毒等の対策を講じて、おおむね3日程度閉鎖をするということを想定しております。その

場合に、1階にある住民課、福祉課、そういう部署につきましては、代替の事務場所を町民会館に設定し、そこで証明書の発行等、業務を絞って継続して行うということを想定しております。

さらに、2階の部署で発生した場合には、総務課、環境防災課、都市建設課、企画空港課、財政課が入っているわけですが、こちらについては代替の事務場所を北側の車庫等に設けるということで、やはり業務についてはフルに行うことはできませんので、一部縮小した上で必要最小限の業務を行い、住民サービスに支障が出ないような形で対応するということで考えております。

しかしながら、BCP計画の中にこのコロナウイルス感染症対策の項目については記載がございませんので、これは今年度中に国や県、他自治体の例を参考に取りまとめをして、しっかりと記載をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 親切なご説明ありがとうございました。どれだけ長く長引くかわかりませんし、また違ったウイルスが発生するかもわかりませんので、そのところは早急に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、議案書の中の9ページの国庫支出金の国庫補助金の地方創生臨時交付金、この算出方法というのはどういうふうにこの金額が出たのか、もし教えていただけるのであれば教えてください。

その下の子育て世帯への臨時特別給付金補助金、これは1人1万円の補助金だと思いますが、10分の10でこの2,637万8,000円という単数なんですけれども、詳細を教えてください。

そして、下のほうに骨髄移植ドナー支援事業補助金、本当に何回も何回も取り上げて、ようやくスタートしていただいて、町長選があった関係もあろうかというふうに思いますけれども、予算計上していただきまして、改めて感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

しかしながら、千葉県下の導入率、6月4日現在、54市町村中43で導入で、導入率80%、この中に入っていないわけで、ようやくこの後に入るんですけれども、本当にようやくという感じで胸をなで下ろす、本当にありがたいなというふうに思います。今後、どのようなニーズが膨らんでいくかわかりませんが、そのときにはまた枠を広げて対応していただきたいというふうに思います。これは答弁は結構です。

そして、一番下の一般寄附金、コロナ支援金でありますけれども、ふるさと納税のメニューに、自治体によっては新型コロナウイルス感染症対策寄附金という名目で事業をスタートしている自治体がございます。宮菌議員からもふるさと納税の質問もございましたけれども、医療機関への支援、またマスク、消毒剤等の購入経費等に活用していく仕組みをつくってはいかがでしょうか。

例えば東京の杉並区では、広報すぎなみで「地域医療の崩壊を食い止めたい！」と題した区長メッセージが掲載されたということでもあります。区長の叫び、区長の雄たけびというか思いというのは、町民に響くものだなというふうに改めて感じました。区に対して、多くの区民等から寄附の申出や問い合わせが寄せられたそうでもあります。そして、そのような声に応え、健全な寄附文化の醸成につなげていくために、5月1日に杉並では創設したそうでもあります。ぜひこのところのご所見を町長から伺いたいというふうに思います。

それと、19ページ、これは私が幾ら大騒ぎしてもどうにもならないことだとは思いますが、せっかくの機会なのでぜひ教えていただきたいと思います。

農地費の農地事務費、農振整備の計画ということで、先日、農振除外の申込みがたしか15日までということで、広報無線でしきりに流してくださっていたと思います。そして、この申込みに関わなかったら2年間は農振除外の申込みができないというふうに担当課から聞いております。町民だけでなく、やっぱり町民の関係者、親戚、縁故関係、農振除外しておうちを建てたいという若い人がいても、今後2年間、さらにその2年後に申請して認められるまでさらに日にちがかかる。そうすると、一生懸命町が若者の定住定住と言っても、そのところはどうかかなというふうに思うんですが、ぜひ町長からご答弁をいただきたいと、ご指導いただきたいというふうに思います。

その次の20ページの中小企業支援金事業でありますけれども、これに絡んで持続化給付金、もう早くに産業課のほうで一生懸命取り組んでいただいていたのは承知をしております。ただ、経済的な影響を受けたものの、この持続化給付金の対象にならない事業者がいるということで、この要件が昨年同月比の売上げの減が対象要件ということがネックでありまして、例えば昨年1年間、病気で療養していて事業収入がない人、また産休を取っていたエステシャンとかはこの持続化給付金の対象にならないということをお伺いしました。対象外の方、事業者を救済できないのか、2次補正に期待するところでもありますけれども、ぜひ町の給付がある場合も国の要件に沿ってやるということがネックになるのかなというふうに思いますが、そのところを町は、次の2次補正では広く幅を広げて考えてあげられるお考えがないかと

うか伺いたいというふうに思います。

そして、23ページの小学校費と24ページの中学校費でありますけれども、議会質問で時間がなくて、課長が一生懸命GIGAスクールの答弁をくださったんですが、再質問もできませんでした。国は前倒しをして年度内に実現する方針に変えています。ですから、1人1台の環境づくりが必須であります。そういった部分で、今回の予算組みには間に合わなかったというふうに思いますけれども、今後どのような形で予算が上がってくるのか、お考えを伺いたいというふうに思います。

それと、24ページの一番下の図書館であります。本当に図書館に消毒器、それこそ本当に図書消毒器を置いていただいてタイマーだったなというふうに思いますが、広報でも周知していただいていたのは知っておりますけれども、さらに図書館には消毒器があって安心で、とにかく読書をしてください、本を貸し出しますので借りてくださいというのをさらに続けていただきたいと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

2回目は以上です。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私からは、今、川島富士子議員の質問のうちの寄附文化の問題、杉並の区長さんの件でございますね。それと農振除外の件、それとまた認定されない特に個人事業者に対する持続化給付金について、3点ほどお答えをさせていただきますけれども、まず今回のコロナの関係の寄附で杉並のほうでそういうようなお話があって、マスコミでもクローズアップされたのではないかなというふうに思いがございます。そういう中においても、当町におきましても、例えば八日市場青年会議所の若い人たちが一生懸命消毒液を持ってきてくださったり、マスクをたくさん寄附していただいたり、また特に環境資源に関わる企業からは、まだ取りまとめをしている途中でございますので発表する状況ではございませんが、いずれ時を見てそういったご好意に対するお礼も含めながら皆さんにご報告をさせていただきたいなと思っておりますが、マスクまたはいろんな消毒液等も、いろいろな寄附を頂いている現実もございますし、個人からの寄附も結構ございます。それについては、これからも寄附文化を持ち、それでもこのところずっとふるさと納税のせいかどうか分かりませんが、そういう流れが非常に昨年の災害のときの皆さんからいただいた本当に温かい部分も含めても、こちらをもうちょっと我々のほうとしてもしっかりと受皿づくりを調査研究してまいりたいというふうに考えております。

それとあと、農業振興地区の除外の問題につきましては、なかなか高いハードルの法律の

関係もございます。そういう中においても、今般、今現在、今年度から千葉県からの都市計画の変更をするための職員の派遣もお願いして、今都市建設課にあります。そうした中において、あと1年、2年、3年かけてしっかりと、ある意味コンパクトシティーを目指す部分もあるんですが、農振の除外をできない部分についての、県との相談になるわけでございますけれども、それが都市計画の中でしっかりと対応できるように今努力をしている途中でございますので、ひとつ温かく見守っていただければありがたいなと思っているところで、私もその思いはずっと思っておりましたので、今そういう状況、都市計画までやらなければなかなかそれができないというのは現状なものですので、それについてしっかりと対応できればなど、今調査研究をして、それを一歩踏み込んだところで今やろうとしているところでございますので、ご理解を賜ればなと思っております。

それと、認定されない持続化給付金の、特に個人事業主さんの問題なのかなと思いますけれども、第2次補正予算で当町にどれぐらいの財源が振り当てられるか、そういう部分もしっかりと検証しながら調査研究をさせていただいて、この部分につきましては、この後7月頃にはまた皆さんと第3号の補正予算、もうこれを考えていかなければならないので、議会の皆さんと相談しながら進めていきたいと思っております。よろしく賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 補正予算書9ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の算出基礎についてお答えします。

まず、町のほうから算出基礎となるような基礎数値について報告をしたことは、今回についてはございません。国のほうからは、これ都道府県単位になると思うんですけれども、地域ごとの感染状況等を勘案して配分したという説明がありましたが、それ以上のことは承知してございません。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） それでは、私からは子育て世帯への臨時特別給付金補助金2,637万8,000円、こちらの内訳ということですが、まず子育て世帯への臨時特別給付金の給付対象者、給付対象児童が2,500人の児童に対して1万円ですので、これが2,500万円。これは10分の10の国庫補助金でございます。プラス137万8,000円につきましては、この給付に伴う事務費対象経費として郵送代、振込手数料、システム改修費等の事務費分として137万



8,000円を、こちらについても10分の10ということで国庫補助金ということになっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） それでは、23ページのあたりになります。教育費、GIGAスクールの関係のご質問でございますが、議員ご質問のとおり、国のほうでは年度内にとということで補助金の前倒しと急遽なったところであります。校内LANの整備、または1人1台端末を基本としまして、現在どのレベルまでの整備が必要か、調査研究をしているところであります。

併せまして、財源の後ろ盾と申しますか、補助金等、有意義なものの活用も含めていただいま検討しているところでございます。精査できましたら予算のほうを要求できればなというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） 図書館の関係でございますが、議員おっしゃるように、昨年、消毒器を購入させていただいておりますが、この消毒器に関しましてはウイルスには対応してございませんが、利用者の安全を確保できるよう対策を取りまして、行っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） るるご答弁ありがとうございます。町長、農振除外もぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。若い人たちがこの町から出ていかないように、よろしくお願いいたします。

3回目でありますけれども、先日、議会のほうから、内閣府の地方創生推進室の臨時交付金の活用事例集というのを頂きました。時間がなくて全部目は通せていないんですけれども、この中に、開けてもうすぐ発熱外来や遠隔相談体制、後で東陽病院のところで質問しようかなというふうに思っておりましたけれども、あとGIGAスクール、オンライン学習、このところが進めば、これからまたいつお休みが、第2波、第3波で休まざるを得なくなるということがあり得ますので、やはり急いで準備をしていただきたいというふうに思います。やはり早く準備をされていたところは全国の自治体の中でもしっかりオンライン授業が進んでおりますし、オンライン授業が進んだからといって全部学べるわけではないと思いますけれども、やはり情報の共有とか、いろんな意味でポイント学習とかはできるのかなというふうに思い

ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

すみません、漏れました。18ページの学童保育事業ですけれども、大総小学校と南条小学校が4月から横芝小と光小学校ということで統合されたわけなんですけれども、令和2年度の学童保育は各施設、何年生まで受け入れることになったのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

最後であります。あと、すみません、漏れました。22ページ、一番下の避難所環境整備事業であります。これは課長のほうから感染症の防止対策ということで、段ボールベッドとか間仕切りの予算が上がったわけですけれども、これも臨時交付金ということで準備をしていただけるということで安心をしておりますが、さらに避難所以外に、例えば車中泊だけでなく町のほうで一時避難に指定する、これからホテル関係、旅館関係等が出てきた場合、また在宅避難者の状況把握というのが非常に大事になろうかというふうに思ひます。コロナプラス台風プラス地震ということで、そのときに避難所以外の避難者の状況を把握することが重要で、有効なのが被災者アセスメント調査票というのがあるそうで、5月7日、厚生労働省から自治体に対し情報提供をしていると思ひますけれども、このところをぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思ひます。

以上、漏れたところの答弁だけお願ひいたします。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 私からは、学童保育の事業ということで、令和2年度につきましては、川島議員ご存じのように横芝小学校児童クラブ、横芝小第2児童クラブ、上塚小児童クラブ、ひかり児童クラブ、白浜小児童クラブ、この5つの児童クラブで活動を行っております。いずれも4年生までの児童を対象に児童クラブとして活動しております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それでは、川島富士子議員の質問にお答えさせていただきます。

8款1項4目避難所環境整備事業につきまして、これにつきまして10節の需用費消耗品292万6,000円ですけれども、避難所の飛沫感染防止用の段ボールベッドになります。これにつきましては532人分の購入費となります。また、その下の17節備品購入費463万1,000円ですが、これにつきましても感染防止対策用の間仕切りシステム532人分ということで、指定避難所の設置場所につきましては、役場内の町体育館、ここには112名分、光中学校体育館

につきましては114名分、文化会館東側、B & G 体育館につきましては96人分、横芝中学校体育館につきましては180人分、合計で532人を想定しております。

間仕切りですけれども、1人当たり、通常でありますと2平米、避難所の間隔として1人当たり2平米を考えているんですけれども、今回コロナウイルスの関係で1人当たり4平米を確保しておりますので、全体で532という形で避難所の人数がちょっと半減しているわけです。

続きまして、そのほかにホテルとか、そういうのは今のところは考えていないんですけれども、実際、指定避難所につきましては全部で13ありますので、その施設を活用させていただきながら、今後職員の配置等もございますので、検討してまいりたいと思っております。

また、先ほどのアセスメント調査ということでありましたので、これについても私のほうでまた参考にさせていただいて調査研究させてもらえればと思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

(午前 11時47分)

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 0時59分)

---

◎議案第12号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 議案審議を続けます。

日程第12、議案第12号 令和2年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第13、議案第13号 令和2年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第14号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第14、議案第14号 令和2年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、歳出のところ、施設管理費と施設整備費ですが、具体的にこれ国・県補助金で70万9,000円ということで、どのような縛りがあるのかどうなのか、というようなものを動噴の設備と言ったんですが、CSF対策ですということで、具体的にもう少し詳しく教えていただければと思いますが。

○議長（鈴木克征君） 山崎議員、ページ数は7ページでよろしいですか。

○6番（山崎義貞君） すみません、7ページです。申し訳ありません。

○議長（鈴木克征君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（佐久間真一君） 議員ご質問の7ページの施設管理費と施設整備費の具体的にというご質問でございますが、まず補助金を活用した豚熱対策に係るものでございますけれども、それについては車両の洗浄を目的とした動力噴霧機、こちらが43万9,000円となります。また、場内の壁など洗浄するのに高圧洗浄機、こちらはお湯を沸かしてお湯が出るということで非常に効率もよくなるということで、有効なものとして購入するものであります。

あと、手洗い槽つきナイフ消毒機を2台、こちらが104万3,000円を購入するものであります。こちらについては牛の解体室に設置するもので、それが施設整備費で57万9,000円とありますが、こちらのナイフ消毒機、牛の解体室につけるための配管接続工事ですとか電気工事を行うものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 今、お湯を使った壁の洗浄機と言いましたが、これはお幾らくらいの予算になっているのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（佐久間真一君） 申し訳ありません。こちらの高圧洗浄機、98万1,000円となります。

〔6番議員「はい、分かりました」と発言〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第15、議案第15号 令和2年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 東陽病院の医師また看護師、従事されている皆さんには、本当に心から感謝申し上げます。

以前にも申し上げた質問にも取り上げさせていただきました遠隔診療、今オンライン診療ということでもありますけれども、できない理由を改めて教えてください。

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） ただいまオンライン診療ができない理由をということでしたが、オンライン診療につきましては新型コロナウイルスの感染防止、特に院内感染防止のためにも大変重要な診療方法だという認識であります。

医師の中でオンライン診療について協議をさせていただいていたんですけれども、オンライン診療のほうの精度、それと東陽病院の患者さんの年齢層につきましてはやはり高齢者が

多いということで、ICTをなかなか活用できないだろうということもありまして、診療にも逆に時間がお1人当たりかかってしまうのではないかと途中で協議をいたしました。そうした中で、医師のほうの結論といたしましては、現在の状況では、東陽病院においてはオンライン診療の導入は厳しいものがあるだろうということで、診療につきましては、かかりつけの患者様につきましては薬の定期処方については電話で対応するとか、そういった形でできるだけ来院する機会を減らす形で診療を行う形で対応しております。

そうした中で、休診期間中なかなか受診できなかった患者様で薬だけの処方でした患者さんも大変おありまして、そうした中でもやはり検査を定期的に行なえば患者さんの状態も把握できないということもありましたので、やはり検査や処置が必要な部分が多いということで、今回は見送っている状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） なかなかシステムとか人員とか、大変であろうかというふうに思いますけれども、たしか2018年に遠隔診療、オンライン診療の保険適用が決まって、それで今回の収束するまでという時限的な特例措置でありますけれども、初診を含めたオンライン診療が解禁されているわけであります。

厚生労働省は自治体から報告があれば随時追加するということでもありますけれども、今事務長からのご説明は私も予測はしていたものの、ですが逆に通院が難しい高齢者とか障害者にとっては有用だとおっしゃっている人もいるのも事実でありますので、いずれコロナ禍だけでなく、そういう人たちのために考えていかなきゃいけないことだというふうに思います。

管理者の町長に、ぜひこの意気込みを伺って終わりにしたいと思いますけれども、システムや人員のやりくりなどの環境整備、施設整備費への補助の後押しを今後していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） オンライン診療につきましては、今回、厚生労働省もある部分、ちょっと積極的になってきているのかなと言いながらも、なかなかまだ医師、ドクターの世界の中というのはオープンにされていない世界というようなところもございまして、お医者さんがここにすぐという部分もなかなか進まない一つにあるのではないかなと思っています。

今のことから、オンライン診療といっても設備云々というのはそんなに大きな投資の

必要のあるものとは考えづらいのですけれども、ただやっぱりいろんな要素があって、それでやっぱり私ども東陽病院をあずかっている身の中で患者さんは地元の高齢者の皆さんが多い。ただ確かなかなかそこまで現場に行けないという方もおられるのかもしれませんが、やっぱり先生に見ていただいて元気になってねと言われるのも一つ思いがあるのかなというところもあるので、なかなか全体としての理解もまだ進んでいないのかな、もうちょっと時間がかかるのかなという思いでいます。これからちょっと、もう少し一歩進んだ研究ですとか調査もしていきたいなというふうには思っています。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） るるご答弁ありがとうございます。ですが、オンラインがあれば東陽病院にかかりたいという、そういう気持ちを持つ人も私は絶対いるはずだというふうに思いますので、どうぞ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第16、議案第16号 横芝光町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕



○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎議案第17号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第17、議案第17号 横芝光町監査委員の選任についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎議案第18号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第18、議案第18号 横芝光町町民会館空気調和設備機能回復工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 町民会館の空気調和設備機能回復工事ということなのですが、具体的なここが機能回復しなければならないということがあると思います。詳しくちょっと工事の内容を説明していただければと思いますが。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） それでは、町民会館空気調和設備機能回復工事についてご説明申し上げます。

空気調和設備につきましては、現在7系統で回っております。そちらを10系統に更新するものであります。大ホールとロビーにつきましては、現在水冷式で行っているものを空冷式で行おうとするものであります。また、そのほかの空気調和設備につきましては、ビル用マルチエアコンにするものでございます。こちらにつきましては、1台の室外機で複数の室内機を個々に運転できるシステムでございます。こちらを12室全て更新するものでございます。

空気調和設備につきましては、以上のような更新を行うものでございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。そうしますと、今までとは違って、どのようにメリットというかよさが出るのかなというところで、非常に温度設定がされやすいとか細かくできるとか、いろいろあると思うんですが、そのところをちょっと教えていただきたいと思うんですが。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） 今、ここの設備もそうでございますが、今現在、温度調節はできるようになっておりますが、老朽化によりまして設定しても動いてくれない状況になっております。こういったものを改善することもございますが、各部屋で温度調節を細かくできる、こういったメリットもございます。

以上です。

〔6番議員「はい、分かりました。ありがとうございます」

と発言〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第18号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第19、議案第19号 光B&G海洋センター修繕工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第19号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第20号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第20、議案第20号 横芝光町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 町長の歳費、給料引下げということなんですが、コロナ禍の下でということなんですが、町長の思いを一言お聞かせいただきたいというふうに思っていますが。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） もう本当に些少な部分ではございますけれども、この町においても、また役場庁舎においても、コロナ対策というのはもうこれで終わるわけではございませんし、今後いろんな部分で経費がかさむのではないかなというふうに思いがございます。

そうした中で、そしてまたこの今回のコロナウイルス感染症の関係で、個人事業主をはじめ企業のいろんな皆さんが本当に苦しんでおられる状況の中で、私自身もその一端を少して

もカバーできる浄財として出せばなという思いでございますので、ご理解を賜ればと思っております。

以上でございます。

〔6番議員「分かりました。ありがとうございます」と発言〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第20号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発議第1号の上程、説明

○議長（鈴木克征君） 日程第21、発議第1号、発議案の上程を行います。

横芝光町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員会委員長 八角健一君登壇〕

○議会運営委員会委員長（八角健一君） 発議第1号について、提案理由説明を申し上げます。

お手元の発議提案理由説明書をご覧くださいと思います。

発議第1号 横芝光町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定であります。本案は新型コロナウイルス感染症対策の一助となるよう、議員の報酬の月額からそれぞれ100分の10相当分を減じて、7月1日から9月30日までの3か月間、減じた額とするために条例を制定しようとするものであります。

本発議案は、議会議員全員協議会において、議員全員の賛同を得ております。

なお、施行期日は、令和2年7月1日です。

議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由説明といたします。

〔議会運営委員会委員長 八角健一君降壇〕

---

#### ◎発議第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第22、発議第1号 横芝光町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより発議第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願の件

○議長（鈴木克征君） 日程第23、請願の件を議題とします。

常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長。

〔民生文教常任委員会委員長 川島 仁君登壇〕

○民生文教常任委員会委員長（川島 仁君） それでは、今期定例会において、民生文教常任委員会に付託された請願2件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、6月5日午後4時44分から、委員8名全員出席の下、付託案件の審査を行いました。

審査の前に、請願の紹介議員である川島富士子議員に請願内容について説明をいただきま

した。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

請願第1号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてであります。請願理由等の内容は、毎年継続して提出される請願ですが、感染症に伴う臨時休校等により、児童が健康面、学習面で不安やストレスを感じることがないような財政措置を講じることが追加されるなど、意見書の内容について十分理解、共感できるとの意見が多数あり、採決の結果、請願第1号は採択と決定しました。

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてであります。義務教育を保障する観点からと記載してあり、教育は大事であるので賛成したい、市町村教育委員会などが賛同していますので私も賛成したいとの意見があり、採決の結果、請願第2号は採択と決定しました。

以上で審査結果の報告といたします。

〔民生文教常任委員会委員長 川島 仁君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま民生文教常任委員会委員長から報告のありました請願2件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより請願第1号及び請願第2号について採決します。

採決は分割して行います。

初めに、請願第1号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

よって、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

次に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

よって、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、請願第2号は採択することに決定しました。

ここで休憩します。

（午後 1時32分）

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時34分）

---

#### ◎日程の追加

○議長（鈴木克征君） 休憩中に、民生文教常任委員会委員長から、発議第2号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書（案）及び発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）が提出されました。

この際、これを日程に追加し議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、そのように決定しました。

---

#### ◎発議第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 追加日程第1、発議第2号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第2号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発議第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 追加日程第2、発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第3号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（鈴木克征君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

令和2年6月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時36分）



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木克征

議員 山崎義貞

議員 鈴木輝男